

地域と農業

会報

第 50 号

Jul. 2003

Summer

特集Ⅰ

特集Ⅱ

第13回通常総会特別講演

「よみがえる21世紀の農協」
農地制度改革に関する研究会(1)

どう進めるか体質改善

社団法人 北海道地域農業研究所



食品安全情報開示ポータル・サイト

Be-Tracer

www.be-tracer.com

食品のブランド力向上を支援する

トレーサビリティ公開支援サービス



Be-Tracerとは..

お客様の生産履歴データを安価にインターネット上に公開ができるサービスです。

任せて安心！

お預かりした生産履歴データは、iDC(インターネット・データセンター)の安全が確保された環境で情報公開いたします。

低コスト！

初期費用78万、月額5万で自社の公開サイトを構築できます。

スピーディ！

サービススタッフがお伺いしてお客様の生産履歴データを安全に伝送する環境を構築いたします。

お預かりしたデータは業界最先端の情報公開テクノロジーにより短期間でホームページ上に開示いたします。

【お問合せ窓口】

兼松エレクトロニクス株式会社

札幌支店 ソリューション営業課

担当:玉山

E-mail: tamayama@kel.co.jp

TEL:011-241-2493 FAX:011-241-1656

KEL solution

やさしさ大切にします。

コミュニケーションの原点は、
人々に伝えたい事を
“やさしく”表現することにあります。
デザインも印刷もマルチメディアも
そのための手段です。
私たちは やさしさをベースに
人と地球を大切にします。



TOTAL PRINTING

おかげさまで創業80周年

株式会社 須田製版

札幌市西区二十四軒2条6丁目
旭川・釧路・苫小牧・滝川・東京・埼玉

(011)621-0275

<http://www.suda.co.jp>

地域と農業

Vol. 50

表紙写真：滝川のなたね畑

提供：山田 精一

—— 目 次 ——

2

み
観 察

目が離せないWTO農業交渉のゆくえ

常務理事 鈴木 隆

6

特 集 I

第13回通常総会 特別講演

「よみがえる21世紀の農協」—どう進めるか体質改善—

所 長 七戸 長生

34

特 集 II

農地制度改革に関する研究会（1）

農地制度改革に関する研究会における討議の経過とその評価

米内山農村研究所 主宰 米内山昭和

農地利用・農地制度に関する検討と今後のあり方

北海道東海大学 教授 谷本 一志

「特区」制度およびそれを活用する地域の実態と課題

駒農学園大学 助教授 発地喜久治

69

ときの話題

「企業組合」ってなに？

禿 老 児

72

Essay

「農業は感動産業です」—その2—

蘭越町 農業 及川かをり

78

連載 No.33

あのマチこのムラ地域おこし活躍中

ニセコ町の事例 専門研究員 川原 和雄

87

特別寄稿

酒場利用の発展段階と分岐点

碓田 素州

94

新しい役員体制が発足・お知らせ

95

掲示板・DATA FILE

目が離せないWTO農業交渉のゆくえ

(社) 北海道地域農業研究所

常務理事

鈴木 隆

一 合意出来なかつたモダリティ議長案

二〇〇〇年三月から始まつたWTO農業交渉は、関税の削減方式と削減率の基準（モダリティ）を本年三月まで確定して、九月に各國の約束事項である譲許表案を提示する日程になつていました。しかし、本年三月のWTO農業委員会特別会合でモダリティについて合意することが出来ませんでした。ハーピンソン議長は「加盟国の大義がかけ離れていて、三月末日までにモダリティについて合意に達することが不可能となつた」とし、引き続き交渉を継続することを確認しました。

三月にモダリティ合意が実現しなかつたことから、九月にメキシコのカンクンで開かれる第五回WTO閣僚会議が中間合意のメドと予想されています。

WTO農業分野のモダリティ交渉が決裂した原因は、先進国と途

上国、輸出国と輸入国の主張が対立したことがあります。特に日本、EUとアメリカ・ケアンズグループの立場に大きな隔たりがありました。中で大幅な関税引き下げを示した議長提案が交渉のベースになつたことがあります。

そこで、この機会に主要国が主張した内容と議長提案の内容について比較してみたいと思います。

二 各国の主な主張について

わが国は、ウルグアイ・ラウンド方式が現実的漸進的な削減方式で柔軟性があることからECI提案を支持することを表明しました。EU等と連係し、食料安全保障・農業の多面的機能等の非貿易的関心事項を適切に反映するため、品目ごとの柔軟性の確保をはじめわが国の提案実現に向け全力を上げるとしています。

議長提案の概要（先進国）

分野	内容
関税	<ul style="list-style-type: none"> ● 90%以上→平均 60%削減、最低 45%削減 ● 15～90%→平均 50%削減、35%削減 ● 15%未満→平均 40%削減、最低 25%削減
ミニマム・アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行国内消費量の 10%未満の品目は、国内消費量の 10%の数量 ● 関税割当対象品目の 1/4までは、国内消費量の 8%にとどめることができる。この場合、同数の関税割当対象品目について 12%にすることが条件
特別セーフガード	<ul style="list-style-type: none"> ● 6年後または 8年後に廃止
国内支持	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行の枠組み・削減方式を維持 ● 「黄」の政策に伴う合計助成額（AMS）の 60%削減 ● 個々の產品についての合計助成額（AMS）は、1990～2001 年平均を超えてはならない ● 「青」の政策に伴う助成額の 50%削減
輸出補助金	<ul style="list-style-type: none"> ● 50%を 5 年間で撤廃、残り 50%を 9 年間で撤廃

注) 関税、ミニマム・アクセス、国内支持についての実施期間は 5 年間。

議長提案の概要（途上国）

分野	内容
関税	<ul style="list-style-type: none"> ● 120%以上→平均 40%削減、最低 30%削減 ● 60～120%→平均 35%削減、最低 25%削減 ● 20～60%→平均 30%削減、最低 20%削減 ● 20%未満→平均 25%削減、最低 15%削減
ミニマム・アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行国内消費量の 6.6%未満の品目は、国内消費量の 6.6% ● 関税割当対象品目の 1/4までは、国内消費量の 5%にとどめることができる。この場合、同数の関税割当対象品目について 8%にすることが条件 ● 戦略作物は拡大の必要なし
特別セーフガード	<ul style="list-style-type: none"> ● 戦略作物は特別セーフガードを設定しうる
国内支持	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行の枠組み・削減方式を維持 ● 「黄」の政策に伴う合計助成額（AMS）の 33%削減 ● 「青」の政策に伴う助成額の 40%削減
輸出補助金	<ul style="list-style-type: none"> ● 50%を 10 年間で撤廃、残り 50%を 12 年間で撤廃

注) 関税、ミニマム・アクセス、国内支持についての実施期間は 10 年間。

(二) 関税引下げ

米国・ケアンズ諸国は全ての関税を五年間で全品目一五%未満に関税削減する。更に米国は将来的に関税撤廃を主張しているのに対し、ケアンズは初年度五〇%引下げ、途上国は九年間で品目一一五%以下にする特別扱いを主張。日本・EU は、品目別に柔軟性を確保し得るウルグアイ・ラウンド方式である全品目平均三六%、品目ごとに最低一五%削減を主張。米国・ケアンズ方式ですとウルグアイ・ラウンド方式より六〇%大きい削減率となり、わが国の米の関税引き下げ率は四五%となります。

(二) 米のミニマム・アクセス

米について、関税化が遅れたため輸入義務数量（ミニマム・アクセス）は加重され、消費量の七・一%（七六七千トント）となります。わが国は、①国内消費量の変化に合わせたアクセス数量の見直しと、②加重されたアクセス数量の解消を主張しています。これが実現したのミニマム・アクセス

主要国の提案

事項	我が国	EU等フレンズ	米国	ケアンズ諸国	途上国
市場アクセス	関 稅 ・漸進的削減・品目ごとの柔軟性 (UR方式)【日EU提案:最低15%、平均36%の引下げ】	・適用ルールの明確化 (数量は基本的に現行水準)	・スイスフォーミュラによる大幅・一律削減 (5年間で全品目25%未満に)	・先進国は大幅・一律削減	
	アクセス数 ・ルールの改善 (消費基準年の見直し、加重措置の解消)	・一律拡大 (5年間で枠を20%拡大)	・一律拡大 (5年間で消費量の20%を上乗せ)	・先進国は大幅・一律拡大	
	輸入国家貿易 ・透明性強化 ・輸入国側は食料安保に重要な役割	・輸入独占を禁止	・更なる規律の強化	・途上国の輸入国際の重要な役割について配慮	
国内支持(AMS)	・漸進的削減・品目ごとの柔軟性 (約束水準から総合AMS方式による引下げ) 【日EU提案:約束水準から55%削減】	・大幅・一律削減 (5年間で農業生産額の5%まで削減)	・先進国は5年間で、途上国は9年間で撤廃 (初年度50%の削減)	・先進国は撤廃	
	輸出補助金 ・削減【日EU提案:平均45%削減】	・5年間で撤廃	・3年間で撤廃	・直ちに撤廃	
輸出規律	その他 ・輸出規制の輸出税化 ・漸進的削減 ・輸出信用の削減	・輸出規制の削減 【EU提案:厳格な規律】	・緩やかな規律の作成 ・規律の強化や削減には反対	・厳格な規律の作成 ・規律に合致しない輸出 ・途上国への特別な配慮 ・信用の即時禁止	

(注1) フレンズ： 日貿易的関心事項フレンズ国（日本、EU、イスラエル、ノルウェー、韓国、モーリシャスの6ヶ国）。

(注2) UR方式： 全品目平均の引下げ率と、品目ごと最低の引下げ率を設定。毎年等量で削減。

(注3) 総合AMS方式： AMS（助成合計量=①価格支持相当額+②削減対象補助金額）を全品目の総計で削減する方式。

(注4) モダリティ1次案改訂版は、削減数値、実施年数等に關し、先進国を対象とした記述部分を抜粋。
農水省資料より抜粋

米は「一七・一」万㌧減少します。しかし、その一方には、ミーマム・アクセス制度は「不平等条約」だから撤廃せよといつて強い意見があります。

(三) 国内支持

日本・EUは、品目別の柔軟性を確保し得る総合AMS方式（＝助成合意量）により漸進的削減を主張しています（約束水準から5%削減）。

アメリカは五年間で農業生産額の5%まで削減すると主張していますが、ケアンズは「先進国は五年間で撤廃し品目毎に削減する」と主張しています。

(四) 輸出競争

日本・EUは「全ての形態の輸出補助金」を「平均四五%削減」するのを主張しているのに対し、アメリカ・ケアンズは「輸出補助金」の「三～五年で撤廃」を主張しています。

九月に向けたどんな動きが待つてかかるか予測が立ちませんが、今年一月の段階でウルグアイ・ラウンド方式支持国が、七五ヶ国となつたと伺っています。WTO加盟国一四四ヶ国の過半数を超えたわけです。この背景には途上国が日本・EU提案の支持に回ったことが予測出来ます。

全中は、三月十九日に「WTO農業交渉日本提案実現全国代表者集会」を開催し、「モタリティ一次案の改訂版は関税の大幅かつ急進的な削減やミーマム・アクセスの大幅拡大や非貿易的関心事項が全く反映されていないなど、一次案を踏襲したもので断固受け入れることは出来ない」としての主旨の緊急決議を採択し、ハービンソン議長に要請書を提出しました。

日本としては、あくまでも「品目毎の柔軟性」「改革の継続性」「輸入国間のバランス」を確保した内容とするのが不可欠です。日本提案を支えるためにも、国内世論を固めて、あらゆる機会を捉えて訴えて行くことが求められます。

農業交渉は、よいよ最終段階を迎えて田を離せない重要な局面を迎えています。JJAはじめ生産者一丸となって最後まで行動することを期待してやみません。

三 重要段階にむけて一層の団結を

議長提案について日本とEUは「議長提案を受け入れる」とは出来ない。交渉の基礎にすることも出来ない」としました。

アメリカ・ケアンズ諸国は「議長提案は交渉の基礎として認めるが、自国の提案に比べれば自由化の度合は十分に野心的でない」と批判しています。

引用資料

- 農林水産省 WTO農業交渉の状況（平成十五年四月）
- JJA全中 WTO農業交渉関連資料（平成十四年七月以降）
- 地上 （平成十五年七月）

第十三回 通常総会 特別講演

『よみがえる二十一世紀の農協』—どう進めるか体質改善—

(社) 北海道地域農業研究所
所長 七戸 長生

司会 第十三回通常総会に続きまして、特別講演をただいまから開催いたします。特別講演「よみがえる二十一世紀の農協」—どう進めるか体質改善—と題しまして、当研究所の所長であります七戸が講演をいたします。

七戸所長は、当研究所創設以来、役員としては一三年間、また直近一〇年間は所長として研究推進の舵取り役として研究所の業務遂行に多大な貢献をして頂いております。この総会をもって、五月一杯で所長を退任することになりました。その長年に亘る地域農研の所長あるいは役員としての仕事のまとめという意味合いも含めまして、今回総会終了後の特別講演で皆様方にぜひお話をしたいということで講演をさせていただきます。

北大農業経済学科では長年に亘り助教授や教授として、農業経営学講座で教鞭を取り、北海道、いや全国的に有為の人材を多数送り出し

馬産等の畜産振興に多大な貢献をされた北海道庁勤務で畜産の技術屋さんのご子息として生を受けました七戸所長は、ご父君の訓導もありまして、北大農学部で農業経済学を修め、直ちにその英才を見込まれまして当時の農水省北海道農試の研究員に迎えられました。主として、十勝の畑作経営の機械化問題に取り組んだと聞いております。さらに研究領域を広げるために同じく農水省の農業総合研究所に移り、精力的に研究に取り組みました。その成果は、「農業機械化の動態過程」に取りまとめまして、北海道畑作農業の発展拡大期の方向性を明らかにしたと、非常に高い評価を得ております。



ております。それぞれ研究者、行政マン、団体職員等として今第一線で活躍しておられます。

平成元年からは農学部長となり大学改革の指揮官といったしまして、農学教育の根幹維持と、新たな時代のニーズに対応する体制の構築に尽力しています。この間にあっても各種学会の役員はもとより、昭和六十一年には、北海道農業振興審議会の部会長となり、北海道農業行政に対して助言者としての重責を果たした他、平成元年四月からは北海道農業会議常任会議員として農地行政の推進に尽力しております。

時代のニーズを先取りした形で、農業情報の重要性に着目し、北海道農業情報研究会の会長として、四〇〇名余りの農業者や国、道、市町村職員、農業団体職員と共に情報ネットワークのシステム構築や、人の交流の拡大に寄与してございます。また北海道農業の活性化を担う人材組織を発掘する表彰事業であります、日本農業賞、ホクレン夢大賞などの審査委員長として的確な視点を持って、北海道農業の先導的農業者等の業績を広く世に紹介しております。

また、地方自治と教育に関連する領域では、名寄市から請われまして名寄市立短期大学の学長として、道北地域におきます「ミニユーニティカレッジ」としての市立名寄短大の教育カリキュラムの改革と地域振興に果たす役割を提示し、大学運営に尽力をいたしました。

さらに、私ども社団法人北海道地域農業研究所の所長として、一四名に及ぶ研究所スタッフと大学等の研究者で構成される協力研究員グループの統括者として、長年に亘りまして研究所の顔としての役割を果たしてまいりました。これはまさに他の方には成し得ない、多大な

功績ではないかと思います。

農業動向と地域の現実を見抜く明断な視点によつて、多様な領域で地域振興と人材育成に大きな活躍をされて来ました。今日はそのまとめという意味で「よみがえる二十一世紀の農協」—どう進めるか体質改善—という題で、北海道農業に対するかなり厳しいコメントとハートフルなエールを送つていただきたいたいと思います。ご臨席の皆様方と一緒に所長の提言をお聞きしたいと思います。それでは七回所長お願いいたします。



七回 皆さんにちは。過分な紹介を戴きましたし、相当年を取りますからうそあがつたりはしないはずなのですけれども、恐縮しております。

今日お話をしようと思つたことを四つばかりに絞つてまいりました。それは主として、この研究所の所長を仰せつかつてゐる最近の十何年間は、私自身にとつては主に酪農学園や名寄短大などで新しく講義をするために仕入れた経営学の勉強だとか、そういったことがあります。そこへ何とか話を持つていきたいという願望もありまして考えたのですが、ここで席を見ていますと、農協の大幹部の方が来ておられまして、怪しげなことをいろいろはないのですが、これは無事生還できるだろうか。かなり思い切つたことを踏み込んで言つてみたいというような誘惑も湧いてきましたが、そこはグッと抑えて既定の方針でいきます。



見失った目標

早速、一番目の話から入つて行きます。最近しきりに思うことなのですが、とりわけバブル崩壊以降の混迷が一向に収まらない。この先どうなるのかという不安や不満が胸の中にわだかまっている。このじう雰囲気というのは、皆さんもたぶん共通のものではないかと思うのです。その原因は、恐らく一つや二つではないと思います。世中の目標となるものを見失つたといふか、あるいは人々に対してもつまづいた方向付けを与えるような指針がどこからも出ない。この辺りなどがその背景にあるのではないかと思います。

以前ならば、それが正しいかどうかは別として、政府から一定の方向が出るとか、あるいは権威のある評論家だとそういう人たち、あるいはオビリオソリーダーが何か一定の論陣を張る。そういうものを巡つて賛否渦巻く議論をして一定の世論が形成される。そういう流れがあつたと思うのですけれども、そういう議論の流れ或いは思考の回路がこのところバッタリ途切れているのではないかという感じがするのです。

それは一体なぜかと言えば、リーダー層の人たちが、世の中の流れの速さに追いつけなくなつた。或い是非常にその場しきの無気力・無責任になつてゐる為ではないか。これは私なんかも含めて反省をしなければいけないと思うわけです。ともかく止めどもない速いテンポで時代は変わり、自由を求める。便

利さを求める。その半面でほんの少しでも拘束されるとこう」と嫌う。こういつた時代風潮が募ったものではないか。それは日本だけではなくて世界的にそうなりて、止めようにも止められない。例の携帯電話のように動いてるのではないか、というようなことを思うわけです。



極限までの自由追求

先ほどの「紹介いただきました」といふことは、私は昨年まで名寄で短大の学長を務めておりまして、この時代風潮といふものの波頭に突き当たつて、大いに喧嘩したという経験があります。その一例として申し上げますが、何分にも女子学生が大半を占めている学校ですので、世間並みにセクハラを防止するルールを作らねばならないことになりました。ところがセクハラに詳しいとか、セクハラのベテランだという人はいませんから、どうやってそのルールを作つたらいいのか。そもそもセクハラとどうのはどんな動機でどんな風に行われるのか。そんなことにも全く詳しくないわけです。それで特別な委員会を作つてふるひのと議論をいたしました。半年近く時間をかけて、それを紹介して出そと議論をいたしました。半年も貴重な時間を使って、こういつた曖昧模糊とした結論が出していくところはどうしたものだらうという気持ちも一方にはあつたのですけれども、その後、幸か不幸かセクハラの問題が事件として起つてならないところを見ますと、それなりの成果がこういつた議論の経過の中で、わたらされたとも言えるかもしません。

とにかく何事によらず、極限まで自由を求める。事の良し悪し、好き嫌いは別として、極限まで自由を求める風潮に上手に対応して、柔軟かつ適切に対処することが非常に大切になつてゐる時代だなど感じました。

クハラに限るゝことなく、「これで当然だ」「やつらのやうのが当たり前なのだ」と云ふやうになつて、いやそれぢういか、やつらのルールを作りかどこうしたことになったのです。

ひづれが「わよつと待つて」と、それに対する反対意見が出て参りました。それはえりふれのひとかどこうど、常識や節度といふものを強い姿勢で求めるといふこと自体が上からの強制であるように響く。なんと言つても、自由で楽しくなければ話にならない。そういうふうに、セクハラ防止といふことが自然に達成されるというのが、学園としての理想ではないかといふ議論になりました。聞いてみるとこじに丸もな様にも聞こえてくるのですが、それなり特に取り立てるルールを作らねどと云はなきやよかつたんじやないかといふ眞剣の堂々巡りになります。それでも、いづらか勉強した結果として、「もしにふうことが起つたらいそれはセクハラといつよくに考へるんだよ」「やしちゃう」とが身近に起つていたら放置できなうよ」とふるひのとひのの共通認識は出来ましたので、そのふうとをベースにしたルールを作らねばならないとなり、きわめて緩やかなルールが出来ました。半年も貴重な時間を使って、こういつた曖昧模糊とした結論が出来たのですけれども、その後、幸か不幸かセクハラの問題が事件として起つてならないところを見ますと、それなりの成果がこういつた議論の経過の中で、わたらされたとも言えるかもしません。

ヒヒのじいじがいた自由を求める、現代の人と人との関係の流動化は、これは当然に家族の関係の中にも入り込んできております。その結果、家族が食事をするのも働くのもテレビを見るのも遊ぶのも全くバラバラ。それをねぐらとして共通に持つてらぬところだけぐらいしかないような家族といふケースも、しばしば目にします。

ヒヒのじいじは、家族の中にまで自由の時代風潮が入ってきますと、家族が力を合わせて汗水流して一家の経済を支えていくという必要のある家族農業にとどめ、これはなかなか大変なことになってしまふ様に思います。このことに関連してもう十数年前にお聞きした、十勝のある農家の組合長のお話が非常に印象的に思い出されるわけです。



ある「離農勧告」の迫力

ヒの組合長がじいじも離農勧告をしなければならないような切羽詰った農家に向かってじいじよくなことをしたか。ヒの組合長はその農家に向かって、「今日の向日にお宅に行くかい、大人は皆、じいさんもばあさんも恩子も娘も、大人は全員そろつて待つてじいこれ。」そういうことを言つて、もう一人の役員或いは組合の職員の幹部と一緒にその農家に訪ねて行った。そして家族全員に向かって「お宅の組勤の実績は、単年度收支がこのように赤字だ」或いは「累積の債務がこんなに貯まり貯まつて、この調子ではこれから先何年がんばっても殆ど経営の再建はおぼつかない。それどころか土地や農機具を仮に処分しても債務超過の状態になるところ」とは見え見えです。やうそそろ離農を考えてはじいか」。ヒヒの話を、実際の数字を交えながら大

人の人たち全員にわかるようにじいじと話をする。

そうすると、それまでのんびりと話を聞いていたじいさんはあさんが大慌てに慌てて、息子の代になつたら經營をじんとん大きくして、大きな機械を買ってバリバリやつてらるな。さすがに息子は經營がうまい。そんな風に感心してじいたのに、ふたを開けたらそんなことになつていたのか。じいじで声をあげて泣き出す。或いは息子も普段の親父の挙動が若干不審なのでうすは心配してじたが、まさかそんなじいじにまできていたとは知らなかつた。知つてじたら車を買えとか、遊ぶ金をくれとじいじとを親父に言つたりはしなかつたのに。じいじようじ反省する。或いは娘も、少々金目になるからじいじんな手間暇のかかる作物をなぜこんなに作らせるんだか、じいじの不満でタラタラだつたけれど、内実がそれじいじとだつたのなら、素直に力を合わせて働くのだった。その後じいじ反省をする。つまり家族全員が様々に反省し、懺悔する。もう一方で親父も親父だ。そういう状態になつてゐたのなら、なぜ経営の実情を皆にちゃんと話をじて一家を挙げて協力する。そういう形を取りなかつたのだ。自分だけ一人懺んで、何も解決出来なくなつて、最後にヒヒのじいじもあははといつするのだ。その後じいじになつて親父も懺悔するつまり家族が全員総懺悔じいじ形になる。

ヒヒの反省の上に立つて、にはもう一度だけ性根を入れ替えてがんばつてみるか、それともじいじで離農するか、じいじの段階になる。じいじ組合長は、同じ組合員同士と同じじいじ、「あんたが一家をあげて必死になつてがんばるといつのない、自分も最大限の援助をするよ。もしそうでないのだったら、さうむじのあたりでけりをつけたらどうだ」とふりふりになつて、じいじが奇跡的に立ち直つていく農家とい

うのが何軒か出でました。こううの話がこの組合長のお話をした。

私は幸か不幸か経験がありませんが、聞いた話では、普通、離農勧告というのは関係農家を組合に呼びつけて、奥の部屋で金融担当職員が中心になりますし、あると債権者会議のような雰囲気を取り仕切られるというのが普通のようです。これに対しても、この組合の場合は非常に立派です。崩れそぞにならひた家族の絆の再確認、組合員同士の同志的な連帯感の再構築、こううのものを実際に見事に進めてくる。そういう点で非常に教訓的な話だとの組合長のお話をお聞きして思つたわけです。

したがつて先ほどのように止めどもなく自由を求める、こうう時代風潮がいかに勢つてきても、こうう迫力のある連帯感の再構築あるいは連帯感の再確認、こううことが出来るのだったら、これは決して捨てたものではないな。こんな風にも思うわけです。

但しこれはまつたくの余談ですけれども、この組合長のところは、こううのように人々の意思の疎通を大切にし、情報の伝達が大切だとのことでじとをわきあえてゐるのだと想うのです。しかしながら甚だ残念なことに未だに我が研究所の会員になって頂いておりません。情報の入手とか意識の交流など点で、なつて当然だと私は思つてゐるのですが、こううあたりが非常に難しこううに思ひ、これが正に時代風潮なのだから。そんな風に思つたりもしてしまいます。

いかに「集団主義」を克服するか



じとじと、さつきからの私の話の中でお気付きだと思うのですが、今日の時代風潮だとか、人と人との絆とうへんとをしまりに申しまし

たけれども、この点に注目して社会心理学や産業心理学とか、一見あまり私たちには馴染みのない研究領域で、その方法を使った経営学の研究というのが進められております。たぶん幹部の方々は、一般的に経営学の本も読んでおられるでしょうから、そういうことは十分ご承知だと思いますが、どうもこれからは経済社会の動きを考えしていくときには、こううした人間関係についての社会心理学とか産業心理学といつたものも含めた新しい知見、新しい知識、こううものを加味して考えていく必要があるのではないか。経営学ではこれを組織論的アプローチと云つておりますけれども、こううした組織論的アプローチというものが特に最近必要になつてしまふのはなつかと思つわけです。バブル崩壊以降の混迷とか、失われた一〇年とうへんとがしまりに言われておりますけれども、これはどうも一〇年とうへんではすまないのじやないかという気持ちをしております。そのこととも密接に関係してしまふのではないかと思いますが、それについてはあまりじとじと入りきらないのですけれども、従来の日本は一見、言論が非常に自由で民主的な国のように思われがちであります。しかしよく見ますと、必ずしも議論がじとじと煮詰められていく風土ではなかつた。議論が不十分なままに事態がどんどん進んでしまふと、じとじとあえず先輩だとかボスや上司、そういうつたとうへんに結論を委ねる。一任する。これは幕末のときの尊王とか、或いは攘夷だ、開国だ。こんな議論が沸騰したときも多分そうだったんじゃないかと思います。戦後の高度経済成長のきっかけにもなつたとうへんも多分そうだったのだなあと思われます。第一次産業はこれからはじらないのだ。所得倍増のために工業立国で行くのだ。こんな議論がじとじと煮詰め



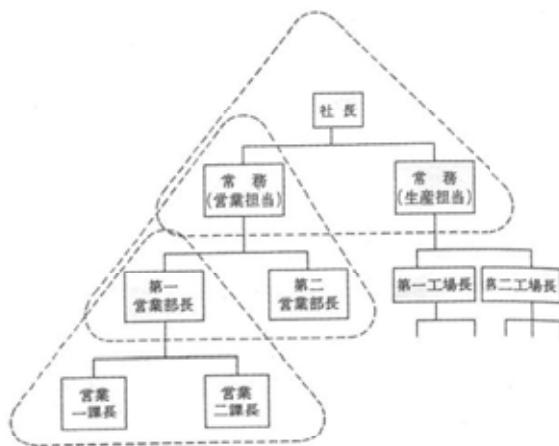
られし、それではどういいんじ、農産物の貿易自由化なり何なりが進んだのかと思いましたが、実はいつのまにか、それが生煮えで、声の大きいほうに引きあがれていふ形だ。じぶんじぶんじて、一〇年、二〇年、いや四〇年くらいが過ぎてしまった。これが私たちの今の状況じゃなじかと思つのである。

先ほどの総会で議長をされた岩船さん（北海道協同組合通信社・社長）がWTOの話をされましたけれど、私は三十年、四〇年前からそのことがずっと尾を引いているのだ。そんな風に思う必要があるのでないかと思います。肝心のところで上司だとかボスだとか、そういう人に白紙委任状を預けて、それで結論は丸投げの形で差し出して、そのあとはまあまあ、なあなあでいく。これを日本のな集団主義と呼ぶ人がありますけれど、そういう方向に簡単に押し流されていく傾向が私たちにはあったのではないか。その結果、失敗していくにもなりなくなつたら、一億総懲悔。家族総懲悔と先ほど言いましたが、一億総懲悔の形でキャラにする。

じじいのが今回のバブルの崩壊だけは、そういう風に簡単にチャラにはならない。これだけ被害の大きいことを起こしたのに、何も教訓が残らなかつたとしたら、これは本当に馬鹿げた話です。そういうことで、集団主義離れがどんどん進んでいる。選挙のときに言われる支持政党離れというのも一つうことだと思うのです。

つまりますます混迷の度合いを深めていくところのは、議論が生じるままに、丸投げで誰かに任せてしまつては、そういうわけには慣れ親しんできた我々の議論の中途半端さ、そういうところにあるのではないか。もしそうなら、徹底的に各人が勉強して、基

図1 日本の経営組織



これで若干の基礎的な学習の為といつゝことだ、二番目の「人間関係再構築の基礎理論」といふところに入っています。そん難しい話

〔出所〕河合忠彦他共著『経営学』(有斐閣Sシリーズ, 1989年)
320頁より引用。



人間関係の再構築はなるか

本のキに立ち返つて、お互にきちんと議論を交わしながら、人と人との繋がりをきちんと構築していく。組織を再構築して、こういつことにまじめに取り組むという姿勢が必要である様に思うわけです。

をするわけではありませんから安心ください。図1を見ていただきたいのですが、これが通常日本企業の経営組織の普通の形だと言われているものです。これは必ずしも上から下へというように縦の系列が強烈に貫かれている形を基本にするものでもありませんし、といってジンギスカンの軍隊のように、横のつながりが階段状に積み重なつてがつわらとヒラミッドを形成しているという形でもない。いわば点線で囲んだ三角形が縦横に繋がつてゐる、重複集団型組織あるいは連結ビル型組織などと経営学の組織論では呼んでいます。いひう形になつています。

これが実は大変微妙な旨みを發揮している形なのです。つまりよく会社などで言われる技術畠と営業畠とか、あるいは現業系と事務系とか、いひうようにそれそれに異なった領域を持ちながら、そういう持ち味をつなぎ合わせて一つの組織に持つてゐる。これが日本特有の集團主義を支えてきた組織ではなかつたか。こんな風に言われているのです。

大切にしたい「一家の絆」

よく考えてみますとこの連結ビル型組織という基本構造は、農家のような家族経営にも共通する面があると思います。例えば、かなり頑固で技術に優れている少々偏屈なおやじさんと、人情に厚くて回りの人たちからも慕われているようなやさしい団さん。こういう若干個性的な取り合わせで、絶妙のコンビを作つてゐるような家族経営が、すばらしい経営成果を上げてゐるというケースを見ると、けつして

稀ではないと思います。しかしこれが逆の取り合せになつたるときには、全く悲劇的でありました。親父はやたらと夢想がよくてお人よし。それに対してかみさんは偏屈者で欲張りで無愛想。こんな取り合せになりましたら、自分これはどんな商売をやつても殆ど望みなし、じぶんのところになるだらうと思ひます。

むろに似たようなことです。おやじは大規模経営の理想追求に夜も昼もない一生懸命だ。ところが、かみさんの方は「口を開けば「私の人生の半分はこの暗くて臭い苗舎で終わつてしまひ」。じぶんのよつたことを、年がら年中愚痴ばかり言つ。これは「男のロマンは女の不満」とじぶん有名なフレーズそのものです。じぶんのよつた組み合わせになつてしますと、これは日本的な経営組織じぶんではなくて、じつ離婚するか、じつ破綻するかというような組織体系になるだらうと思ひます。

それでこの連結型組織も含めてですけれど、参考になるのはアメリカの化学工業を代表するデュポンの会社が一体どういう経営組織を辿ってきたかじう、若干教科書風の話であります。じき知の方が多いと思いますが、デュポンは二十世紀の初めには、アメリカ連邦政府の軍用火薬の殆どを独占的に供給するほどの大企業でした。けれども一九〇一年に社長が急に死んでしまいます。おまけに一九〇八年にはシャーマン反トラスト法違反で軍用火薬の発注を取り消されるという大事件に遭遇します。まさに危急存亡になるわけです。

それでこのデュポンはどうしたかといいますと、図2の一九一九年じとうじうに書かれていますが、それまでの社長主導の方式から経営の組織を大きく変えて、経営の多角化に即応した組織体系へと転換していきます。それまでの殆ど社長主導の形から、社長の下に経営

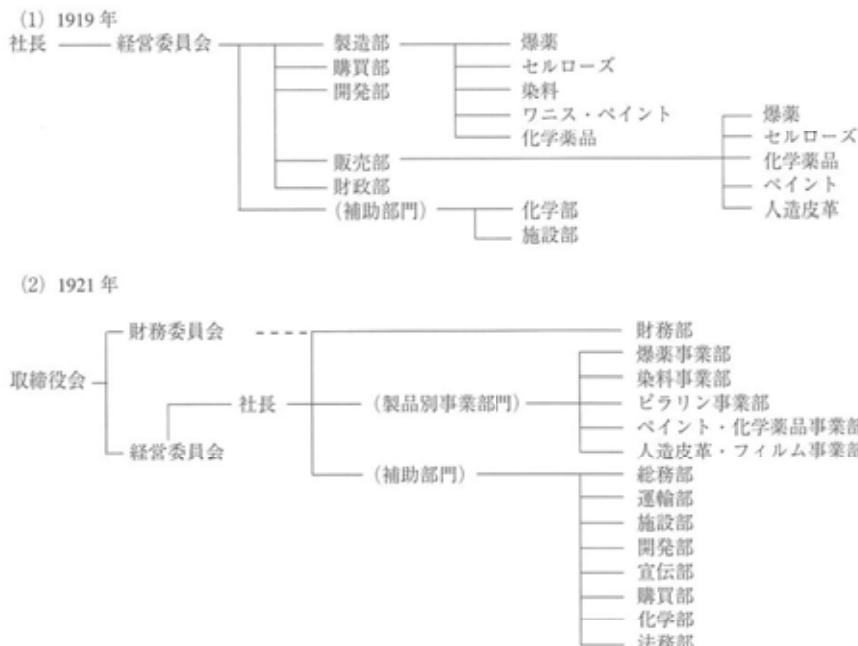
委員会というのを作つて合議制を取り入れる。或いは様々な品目についての製造部を作る。じぶんのやり方をして経営の多角化に何とか対応しようと考えたわけです。ところがそれでもさっぱり成果が上がらない。同じように新しくペイントや染料を扱つている企業がどんどん黒字を出しているのに、デュポンだけは一向に良くならない。

これは一体なぜか。よく考えてみるとこれは全く当たり前の話になつてしまつのですが、それまでは独立的な企業として取引をやつきました。そこで多角化を考えて様々な品目を入れるようにしたのですが、それまで取り扱つてきた爆薬とは、販売先も販売方法も全く違う品目を、同じチャネル、同じ方法でもつてやつてしまつた。それでよその小口の販売を取りつけるペイントの会社では大きな収益をもたらしているといふその時代に、かえつて赤字まで出してしまつた始末でした。

そこで一九一九年に作つた組織体系を、わずか一年後に抜本的にまた変えるわけです。再度抜本的に變えてよりやく多角経営が軌道に乗ることになりました。これがじぶんの形であるかといいますと、取締役会というのがあって、すつと中ほどに社長の発言を認めるポストが出来る。もう一つは製品別の事業部門制にやつと転換していく。総務とか組織などの一般管理部門は補助部門として位置付けられていく。じぶんのやり方に変わつた。ようやくこれで多角経営が軌道に乗るようになりました。

じぶんの組織が非常に鮮明なために、今日の経営組織じぶんが経営管理の教科書では殆ど必ずと書いていい位、このデュポンの一九一九年から一九二一年にかけての経営組織の変化じぶん

図2 デュポン社の經營管理組織 (1902 ~ 1921年)



(出所) 大河内暁男『経営史講義』(東京大学出版、1991年) 158頁より抜萃引用。

表1 日本軍と米軍の戦略・組織特性比較

分類	項目	日本軍	米軍
戦略	1 目的	不明確	明確
	2 戦略志向	短期決戦	長期決戦
	3 戦略策定	帰納的 (インクリメンタル)	演绎的 (グランド・デザイン)
	4 戦略オプション	狭い -統合戦略の欠如-	広い
	5 技術体系	一点豪華主義	標準化
組織	6 構造	集団主義 (人的ネットワーク・プロセス)	構造主義 (システム)
	7 統合	属人的統合 (人間関係)	システムによる統合 (タスクフォース)
	8 学習	シングル・ループ	ダブル・ループ
	9 評価	動機・プロセス	結果

(出所) 戸部良一他5名共著『失敗の本質—日本軍の組織論的研究』(中央文庫 1991年刊)
338頁より引用。

表2 最大500社の管理機構(アメリカ)

	1949年	1959年	1969年
職能別組織	62.7%	36.3%	11.2%
子会社をもつ職能別組織	13.4	12.6	9.4
製品別事業部	19.8	47.6	75.5
地域別事業部	0.4	2.1	1.5
持株会社	3.8	1.4	2.4
計	100.0	100.0	100.0

出所) Harvard Business Review, July-August, 1973

(出所) 岡本康雄『現代の経営組織』(日経文庫 1976年刊) 107頁より引用。

が、代表的な教材として紹介されているわけです。

このように職能別部門制から転換して、製品別事業部門制に変わったという動きが、どれほど急速に進んでいったかということは、表2を見ていただきたい。表2は第二次大戦が終わってしまっての一九四九年と、一〇年経った一九五九年と一九六九年の一〇年刻みで出てきています。職能別の組織というのが一九四九年には大半を占めていました。ところがこれが急速に減って、増えているのは製品別事業部制がどんどん伸びていて。しかもこの統計は上位500社ですから、トップクラスの大規模経営ではこういうふうにじんごん組織が変わつて行きました。じんごん伸びたことが判ります。この後一

九八九年という統計があれば面白いのですが、出ておりませんので、ただに留めておきます。
 つまり、大企業においては製品別事業部門制を取る方向が一般化してきていることがわかります。この変わったことに伴つて、今度は先ほど見ました連結型の、部門別の連携の取り方が問題になります。つまり事業部門ごとの特色を生かしつつ、いかにして企業全体として総合的に成果を高めるか。このことになりますと、この連結型の冒みをいかやって生かしていくのか、どのように構築すべきかが課題になつていて。

このように経営組織を巡る議論というのは、経営学の中でもマーケティングの議論と同じくらいに非常に重視されている分野です。この続きは、今日のお話とは一応切り離しますので、別の機会にでもすることにしたい。今日はこういう経営組織を巡る議論がどんどん深まっていく中で、そういう研究成果を使って出された面白い本を紹介します。それはこの中にむづらになつた方がおられるかもしれません、中公文庫という文庫本で少し厚い本です。これは第二次大戦で激しく戦つた日本軍とアメリカ軍を、それぞれの軍隊の組織上の特性の優劣で比較して議論したものです。「失敗の本質」という非常にアトラクティブな題名ですので、お暇な方はあとで読んでいただきたいと思いますが、余りお暇な方はここには居られないでしょうから、私がダイジェストいたします。その書名だけ見ても面白そうなのですが、一五ページに表1が出ております。二つの軍隊の、組織のあり方から戦略のあり方まで非常に密接に関係していて、これが悪循環を起こしたのが旧日本軍であったというのが結論です。



組織活性化のポイント

端的にいひが一番しひれぬといひますと、作戦に失敗したときに、そこからもう一度といひますい事はしてはいけない。という教訓をきちんと学び取るような組織になつてゐるか、なつてはいか。これが非常に重要なことなのです。アメリカがそういうことを太平洋戦争の中で体験した代表的な例としては、タラワマキンというところで、日本軍の猛反撃にあつて予想外の多くの戦死者を出してめちゃめちゃに負けそうになつた上陸作戦があります。そこでこういひますい事は一度とすまいということをアメリカ軍はそれ以来ずっと守つてゐる。それはこの間のイラクの戦争を見てもそう思いますけれど、地上軍が行く前にボカボカ空爆をする。太平洋戦争の時には艦砲射撃と空爆と両方でそういうことをやつたのですが、殆ど生きている人間がいなくらいボカボカやつた上で上陸していく。地上軍が進攻していく。といひやう方を貴重な教訓としてつかんでいるのです。

同じ失敗を二度とすまいと、教訓をつかむことが出来るような組織になつてゐるかどうかといひことを、もっと中身に関して言えば、組織論的に言つと失敗の原因遍及をとことんやる。つまり先輩であろうと上官であろうと、失敗をとことん批判して、時には尻に鞭打つような厳しい反省と批判精神が許容されるような、民主的な組織であるかどうか、これがひとつの中のポイントになります。もうひとつはユニークなアイディアとか情報、そのじうものを尊重する、自由なあり方がそ

の組織の中に認められてゐるかどうか。絶えず学習するといひのような自由さが認められてゐる組織であるかどうか、これが決定的に違う問題なのだ。いひふうことが組織論的に問題となつてゐる。

戦争の記録を分析しながら、経営学の組織論のようなやり方で議論しているわけです。皆さんご存知だと思いますけれど、旧日本軍というのは、上官の命令は即ち天皇の命令である、何が何でも絶対服従。こうしたことになつておりましたから、個々の兵隊が自由に学習したり、作戦を批判する、或いは勉強したりする、そんな環境が全くなかつたといひことは、十分想像できます。私は別に農協の組織のあり方が、昔の軍隊のようだ。そんな風に硬直的なものだといひようには思つておりませんが、その組織の中に自由な民主的な雰囲気を保つために、普段から十分に努力しているかどうか、そのことが非常に気がかりです。そのことが非常に大切な点ではないかと思うわけです。

つまり、たとえ軍隊といひような非常に厳しい規律を建前とする組織の中にはつゝさえも、それを自由で民主的な組織として動かしていくには一体といひことが必要か。それもこの本に書かれています。戦争のことを書いてゐるのではなくて、厳しい規律を一方で持ちながらも自由にするにはといひことが必要か。例えば軍人の人事を一體どんなルールでやつてゐるのか。手柄を立てたら将軍にするとか、方面軍の司令官にするといひことは、アメリカの海軍では全然しないと書いてあります。

これはけつての面白いことなのですが、そのためには三つの原則がやられてはいけない。そんなことが書かれています。第一は

その組織の目的、これは連隊でも中隊でもあるばは方面軍でもいいのですが、そういう軍隊の組織が果たさなければならない課題、目的、目標、それを構成員の誰もが同じように理解できるように明確に示すこと。つまり組織の目標がしっかりと提示されているかどうか。元の日本軍の命令の状況などを考えてみますと、「何々方面の敵を撃破せよ」だとか「撃退せよ」というように書かれています。撃退するところのとは、そこから選けるだけのことなのか、それを「全滅しろ」ということは、全部皆殺しにしろということなのか。命令の文章自体がかなり勢いで書かれたものが多い。具体的に何をひままでやるのかということが、まさにわかるように書いていない。これではだめなのです。

一番目は、その目的を達成するための手段・方法・期間について。夜襲をやるとか、あるいは朝駆けをやるとか。短期間でやるのか、何年かかりでやるのかといふことも含めてそういう手段・方法・期間についての徹底的な吟味を仲間内でやる。つまり特定の人だけが専門的に作戦を考え、特定の戦略をセットするところではなく、もっといろいろな方法があるんじゃないかといふことについて、仲間内で徹底的に議論する。

二番目になりますが、その議論に参加するためには、普段からみんなが勉強している。情報を集めてくる。そのことについての考え方の訓練をしてくる。このことの二つ。

つまり目標をはつきりする。組織を作られたからには、組織に目標があるはずだ。目的があつてこそ組織が作られたんだから。それでは目的は一体どういう目的なのだ。一番目にはその目的を達成するためにはいつの手段・方法、どれだけの期間を使つてやるのか。この

とをみんなで議論したのか、しないのか。してくるのか、してこないのか。そのことに、議論に参加できるような勉強を、或いは考えるとの自由を普段から保証してくるかどうか。この三つが基本的に大切なのです。これがあつたものとなかったものとが、この表1に書かれている。この三つのことです。

この三つを考えながら表2をもう一度見ますと、昔ながらの約予定規範能制の管理組織に重点を置いた形から、テュボンがやったような、現実のビジネスが要求するような製品別の事業組織に急速に転換するという時にも、そういう組織の本質を持つていなければ、ただ形が変わっただけになってしまう。これが、現代の経営学の経営組織論というものの入り口の議論です。この観点から、現状の農協組織を振り返つて徹底的に批判し、反省する。この三つとも結構面白そうなテーマだと思います。



組織体としての農協の点検

ですがれども、こういう研究というのは従来はあまり行われていなかつたように思われます。農協といふのは総合農協なのだから、その組織はこうらうものに決まつていて。そういう固定観念があったのか、或いはそつなりざるを得なかつた他の理由がいろいろあるのか。或いは農協の総会の議案などを見ても、明確な目標の提示や、その目標に到達する手段・方法・期限の徹底的な検討だと、あるいはみんなが学習や情報を一生懸命勉強する。そういうことが果たして農協では行われてゐるだぶつか。こんなことも気になつてしまふが

いわけです。

考えてみますと、私ももうすっかり年を取つてしまいまして、いよいよやめるという段階になつて、こんなにも組織論の面で問題が山積してくるということに気が付いて愕然としております。正に、「日暮れて道迷かに迷し」というような悲哀だと思いますけれど、これはどういうことだろ。もちろんここには若い人達が居りますから、その若い人達が多分何かを感じすれば何かをするでしょうから、そのことに期待して別に私がする必要はないのですが、ともあれ先ほどの総会でも議論いたたいたように、平成十四年度から三年がかりで、「一世纪北海道の農協事業運営体制の再構築に関する調査研究」を受託するようになりました。大変大型のプロジェクトなのですが、実はこの中に今言ったような、組織論的な検討というのをぜひとも入れないわけにはいかないんじやないか。こんなことを決めております。

そこで次に、組織体としての農協の点検といふ三番目のところに入つていきます。少々生臭くなりますが、お配慮いただきたいと思います。

三年かかりのプロジェクトをやつてしまふのですけれど、それとは全く別に個人的な作業として私もじつつかのことをやつてしましました。その中で気になることが出て参りましたので、一～三の点について皆さくにお聞き頂きたらといふことを表にしました。

大きく変化したのは何か



表3をじ覽ください。これは最近の一〇数年間に全道の農協は合

併じつて、一五七から一九四へ、およそ四分の三に減少しました。これは農家戸数が減少して、組合員の数がどんどん減つてしまつる。これでは大変だといつて、農協の合併が進んだのだ。これが普通の人間の理解です。それでは農協の組合員の規模というのはずいぶん是正されたのかと言いますと、この一〇年間で必ずしもそれはなつていないとすることが、この表から読み取れます。仮に正組合員が六〇〇人以上の組合を大規模農協ということにしますと、一〇年前には二七・六%あったのですが、平成十二年には一四・七%。四〇〇人以下の組合を小規模組合と呼ぶことにしますと、一〇年前は五一・四%だったのが、平成十二年には、五六・一一%といふ具合で、こと正組合員数の規模でいふと、合併による大規模合理化の痕跡は認めがたい。合併が進む一方で、農家が依然として減少し続けている状況下では、焼け石に水だ。じつじつことを意味しているようにも見えます。

やねんここれも細かく地域別に見ていくと、ずっと違つたことが見えてきます。つまり道央の稲作中心のところでは、ある程度合併による大規模合理化が見られる。道南の沿岸の地方では、かなりの合併効果が現れている。

じつうが畑作酪農を中心とする道東・道北では依然として小規模精銳組合が多く分布する。じつじつ形になつてゐる。従つてそれその地域の農業動向に応じた合併推進のあり方を模索することが基本的になつてゐるのだと思います。

次に表4を見ていただきたいのですが、この農協に結集している組合員というのは一体どのくらいか、じつじつ目的で組合に結集してい

表3 地域別組合員数規模別組合数

正組合員数 規模別		全道計	道央・西都 石狩・空知 (上川・留萌)	道南西部 渡島・檜山 (後志・胆振・日高)	道東・道北部 十勝・網走 (釧路・根室・宗谷)
平成元年	200人未満	55	12	21	22
	200~400	77	21	20	36
	400~600	54	24	12	18
	600~800	33	16	11	6
	800~1000	14	12		2
	1000人以上	24	17	3	4
	合計	257	102	67	88
平成12年	200人未満	49	9	11	29
	200~400	60	16	9	35
	400~600	37	15	10	12
	600~800	19	12	4	3
	800~1000	13	8	3	2
	1000人以上	16	12	2	2
	合計	194	72	39	83

注) 北海道『農業協同組合要覧』(各年度) によって作成。

るかとうじことを、正組合員一人当たりの出資金規模で見ました。これは伝統的には、経済的に余り力のない、いわゆる経済的弱者が結集、団結して作ったのが農協である。こう言われてきたのですけれど、近年の動きは果たしてどうなのかとうじを見るために調べてみたのです。

その結果確かに一〇数年前までは、正組合員一人当たりで五〇万円からせいぜい一〇〇万円程度を出資して組合に参加していたところが六〇%近くを占めていましたから、これは大まかに言って、経済的弱者の結集した組織であるとうじのような理解はほぼ間違いないのだとう。

ところが平成11年になりますと、これが一人当たり100万円以上、或いは100万円、300万円以上の出資金になつている組合の割合が大きく増えてきています。一人当たり100万、300万、それ以上の出資と申しますと、これは常識的に言えば、部落の中で人並みの付き合いをするために、お付き合い程度で出資したという話とはだいぶ違います。これはそれなりの出資のメリットを期待した経済行為として出資が行われていると考えるのがむしろ常識だううと思います。そういう見方をしますと、従来は零細出資の地縁集団という形を取っていた。農協はそういうものだ。ところがそれがこの一〇年間でかなり大きく変化をして、相当額の出資を伴う経済的な地縁結社、或いは経営集団という性格を強く帯びるようになつたのではないか。或いはそうなつた組合がかなりあるのではないか。そんなふうにこの表は読みます。

もちろん地域差がありまして、詳しく述せませんでした

表4 1人当たり出資金規模別組合員数別組合数

正組合員数 規模別		正組合員 1人当たり出資金規模別						合 計
		50万円 未満	50～ 100	100～ 150	150～ 200	200～ 300	300万円 以上	
平成元年	200人未満	17	13	7	5	11	2	55
	200～400	9	34	16	11	4	3	77
	400～600	4	27	11	6	6		54
	600～800	7	13	8	3	1	1	33
	800～1000	1	10	2		1		14
	1000人以上	11	12	1				24
	合 計 (構成比)	49	109	45	25	23	6	257 100.0
平成12年	200人未満	3	9	10	8	10	9	49
	200～400	1	6	13	12	16	12	60
	400～600		11	8	7	9	2	37
	600～800		8	6	2		3	19
	800～1000	2	5	4	2			13
	1000人以上	3	4	6	2		1	16
	合 計 (構成比)	9	43	47	33	35	27	194 100.0

が、従来どおり比較的少ない出資金の地縁グループが大多数を占めているというのが道南西部。これよりも出資金がやや多くはなつてゐるけれども、概して社会経済的なお付き合い程度の地縁集団と見えるのが道央(フロック)。これに対して相当多額の出資をしている少人数で、地縁社を作っている、これが道東道北地帯の農協ではないか、と特徴付けることがあります。

この違いは昨年八月に行つた全組合員に対するアンケート結果でも出でくるわけです。あなたはどういうことが理由で農協に入つていまつかという質問に對して、「入るのは当然だ。お付き合ひとて当然だ」という答えが多いところと、「農協の経済的な機能に期待して入つている」という答えなど、この違いがアンケートの中にも出てきているわけです。これが今申しましたような出資金との関係になつてゐるのかもしれない。そうするとともっと際どく議論をしていくと云ふことになるか。こんなことがそそられるわけです。

次に表5をご覧ください。これはかねてから問題になつてゐる、員外利用率などの問題とも関連して注目されている準組合員の動きであります。準組合員の数を、ここでは正組合員の何倍かという倍率で示しております。一〇数年前にはわずか〇・五倍未満、あるいは一倍未満。つまり準組合員はいることはいるが、正組合員数よりも少ない。こういった組合があわせて七四・七%でした。一〇数年前には七四・七%の組合は正組合員の方が多かつたわけです。

ところがこの一〇年の間に一体これがどのようになつてゐるか。一倍未満は四三・三%に減少しまして、三倍以上の組合が一三一%、二倍以上の組合が三三一%。つまり全体のおよそ三分の一近くの組合が、

表5 准組合員比率別組合員数別組合数

正組合員数 規模別		正組合員に対する准組合員の比率別							合計
		0.5倍 未満	0.5～ 1	1～ 2	2～ 3	3～ 5	5～ 10	10倍 以上	
平成元年	200人未満	32	9	7	6		1	3	55
	200～400	38	17	12	3	1	1	3	77
	400～600	29	10	6	2	6			54
	600～800	22	7	4					33
	800～1000	6	4	1	1		1	1	14
	1000人以上	13	5	1	3	1	1		24
	合計 (構成比)	140	52	31	15	8	7	4	257
平成12年	200人未満	8	13	12	3	6	5	2	49
	200～400	9	13	19	6	3	4	6	60
	400～600	10	10	7	4	4	1	1	37
	600～800	2	6	5	3	1	1	1	19
	800～1000	1	4	2		4	2		13
	1000人以上	6	2	3	3	1	1		16
	合計 (構成比)	36	48	48	19	19	14	10	194

正組合員の一倍以上の人数の準組合員を抱え込んでいるわけです。このように準組合員の数が正組合員を一倍以上も上回るようになる。これは組織論の観点から言えば、一体どういうことになるかというと、この間のイラク戦争でも話題になりましたけれども、正規軍の兵士と民兵がぐちゃぐちゃになっていて、民兵の方が多いという軍隊。これはよほど的確な指揮命令系統が整っていないと全体の組織がだらしなく解けかけてしまはないと、これが懸念されるわけです。少なくとも定款上の話とか、或いは準組合員を専門に取り扱う窓口とか、こういったことが設けられている組合はあるのかかもしれません。私が不勉強のせいか、こういう話題はあまり聞いたことがございません。立花隆の「農協」という本に、東京都の農協が取り上げられています。金融事業の対象として、準組合員がこのようになっているのだとうう説張、これが第二章に出てくるとこで、立花隆の農協の議論といふのが特徴付けられるのだと思ひます。

私は、問題はこういった準組合員が組合の意思決定には参加できないといつて制約があるけれども、逆に申しますと加入脱退の自由を隨時行使する可能性がある。それが正規軍の兵士の組織離れに何らかの影響を与えていいはしないかという懸念、そういうことに関連する事柄として、気になつてしまふが、或いは逆に組合事業としてこういった部門を裾野の形で巧みに取り込んでいくといふことも組合の展開方向としてはあるのかもしれない。それを戦略的にきちんとやっているのない、その戦略構想が組織の面に表れていないはずがない。そんな風に思つておるわけです。

表6は、別に今回、女性が北海道の知事に選ばれたということとは関

表6 女性組合員比率の高い組合の分布の特色（正組合員の20%以上が女性の組合）

(1) 1人当たり出資金規模別

		50万円未満	50～100	100～150	150～200	200～300	300万円以上	合計
正組合員数規模別	200人未満	1	2	1	1	1		3
	200～400	1	2	3	4	1		11
	400～600		4	2		1		7
	600～800		2		1			3
	800～1000	1	1	4				3
	1000人以上	3	2	2	1		1	9
	合計(構成比)	5 13.8	11 30.6	9 25.0	7 19.5	3 8.3	1 2.8	36 100.0

(2) 正組合員に対する准組合員の比率別

		0.5倍未満	0.5～1	1～2	2～3	3～5	5～10	10倍以上	合計
正組合員数規模別	200人未満		1		1		1		3
	200～400	3	1	2	1		1	3	11
	400～600	4	1	1	1				7
	600～800			2	1				3
	800～1000	1	1				1		3
	1000人以上	4	1	2	1		1		9
	合計(構成比)	12 33.3	5 13.9	7 19.5	5 13.9		4 11.1	3 8.3	36 100.0

係ありませんが、男女雇用均等法とか男女共同参画時代とか、しきりに言いはやされているのですから、正組合員の中に占める女性正組合員の比率を尺度にして、（一）と（二）を作つてみました。女性の組合員が比較的多いのは、比較的小額の出資金の組合員が多いところ。多い出資金のところは、女性がいかんがんぱつても、出資を裏付けるような資産を持っているか持つていないかということが背後にあって、いかんながらこの傾向を裏付けているのだろうなと思いました。それから準組合員の比率が高いところが都市化の傾向を持ち、同時に都市化の傾向を持つところが女性組合員が多いんじゃないかなとうふ話もありますが、これもあまり一般化できない。こんなことが出てまいりました。



上位先頭集団が示唆するもの

四番目にあります。四番目の明るい展望をいかにつかむかという話に入りますが、その前に表7を見てください。表7は先ほどから見てまいりました、正組合員の中に占める女性の比率、一人あたりの出資金、準組合員の比率。この三つを基にしながら、全道の農協のベスト一五を並べてみました。これは言うまでもないのですが、それぞれの農協というのは、立地条件も経営形態も、そこに結集した人々の意思も意欲も或いは伝統も、必ずしも同一ではありませんから、これを上から一五番目までとつてあれこれ傾向があるかもし

表7 上位先頭集団に属する組合の特色

	正組合員のうち女性が占める比率					正組合員1人当たり出資金規模				
	正組合員	准組合員比率	出資金			正組合員	女性比	准組合員比率		
1 天塩朝日	48.7%	372人	0.4倍	47万人	54.5%	士幌町	769.8万人	709人	5.2%	0.1倍 20.9%
2 上川町	44.9%	341人	1.5倍	55万人	5.7%	清里町	707.5万人	227人	0.4倍	5.1倍 13.1%
3 東鷹栖	44.1%	1,169人	0.7倍	42万人	62.1%	斜里町	638.7万人	323人	0.6倍	9.2倍 50.6%
4 当麻	43.4%	1,720人	0.2倍	58万人	68.1%	津別町	464.9万人	223人	3.1倍	0.9倍 42.1%
5 旭川市	41.7%	1,420人	9.4倍	61万人	30.7%	端野町	443.6万人	280人	1.4倍	2.9倍 17.2%
6 比布町	40.7%	1,021人	0.1倍	49万人	27.4%	上士幌町	429.6万人	225人	3.1倍	0.6倍 16.3%
7 東旭川	39.6%	1,490人	1.2倍	45万人	36.6%	中札内村	416.7万人	219人	3.2倍	2.1倍 13.2%
8 知恵文	39.4%	289人	0.1倍	111万人	45.0%	清里中央	411.4万人	59人	3.4倍	0.0倍 43.2%
9 苦前	38.6%	502人	1.5倍	77万人	48.1%	中春別	400.7万人	259人	0.8倍	0.7倍 47.1%
10 音別	38.5%	143人	5.1倍	217万人	29.9%	湧別町畜産	377.5万人	28人	0倍	0.6倍 ...
11 芽室	37.5%	1,941人	1.2倍	160万人	75.7%	鶴居村	371.5万人	139人	9.4倍	1.3倍 92.5%
12 稚内	37.3%	300人	23.9倍	149万人	12.8%	豊頃町	365.8万人	361人	12.2倍	0.4倍 27.3%
13 銀河市	34.9%	252人	17.9倍	130万人	59.4%	置戸町	358.3万人	202人	2.5倍	4.8倍 51.4%
14 音更	34.5%	1,600人	0.3倍	121万人	22.9%	夕張市	353.7万人	323人	13.0倍	9.4倍 81.4%
15 札幌市	31.4%	4,750人	2.9倍	305万人	26.4%	とうむ	344.9万人	145人	2.8倍	3.6倍 22.1%

	正組合員に対する准組合員の比率(倍率)				
	正組合員	女性比	出資金		
1 留萌市	37.5倍	163人	8.6%	94万円	31.7%
2 帯広市	27.7倍	214人	13.1%	197	14.0
3 稚内	23.9倍	300人	37.3%	149	12.8
4 銀河市	17.9倍	252人	34.9%	130	59.4
5 苦小牧	16.7倍	185人	0%	71	46.4
6 紋別市	13.9倍	232人	28.9%	192	...
7 中標津	12.2倍	346人	3.2%	261	55.6
8 東宗谷	11.1倍	213人	9.4%	295	28.8
9 旭正	10.8倍	708人	0%	76	...
10 千歳市	10.1倍	470人	15.3%	155	(47.0)
11 旭川市	9.4倍	1,420人	41.7%	61	30.7
12 夕張市	9.4倍	323人	13.0%	353	81.4
13 斜里町	9.2倍	323人	0.6%	639	50.6
14 丸瀬布	8.7倍	77人	0%	147	3.2
15 富川	7.4倍	186人	13.4%	182	100

注) 平成12年度の北海道『農業協同組合要覧』
(第42集)によって個別に計算して作成。

れない、なんて考えるのがどうだいおかしいのですけれど、ただ各組合はそれそれ高らかに掲げた目標に向かって、長い歳月に亘つてマラソンを走りつづけているような存在です。そうするとその上位の集団の中から次の段階で更に優位に立つとくらものが出てくるだらう。もやれんこのリストに出でるところから、すつと下の下位から、じき抜きだしの中に入つてくる組合もあるが稀にはあるかもしません。通常はこの中でひととんじて行くのだけれど、そうすると誰が優勝するかという興味ではなくて、次の段階で優位に立つていうグループというのは一体どういう性格の組合なんだらうか。そういうことを考える手がかりとしては、このリスト全体を遠観して見るところのも非常に大切なことかもしれない。そんなことであえて作つてみたわけです。

また先だって実施した、八月のアンケート回収の度合いというのも、右端に示しているのですが、有意の傾向は見られませんでした。従つてこれは余り議論しませんが、通常はこのABCのとくらのように実名を伏せるのですが、私はそのように実在感を欠くと、さっぱりませんとみようとしたくなるのはまことに、あえて実名を挙げました。これによつて地域的な共通性を考える手がかりにしていただけたらいいなと思つて名前を挙げたわけです。名前を挙げられて大変迷惑をしたとかといったことは、数字を今後それぞれの農協のポリシーに関係するものとしてお考え頂くしかないと思っております。

そじだこの三つの系列、女性組合員が多いという系列、出資金が多いという系列、準組合員が多いという系列。相互に一五位の中に入つてゐる組合がいくつかありますが、遠観してみてじきますと、北海道

の農協たるものは次の三つに分化してゐるのではないかといふ仮説を立てるにじが出来ぬのではないじつよろか。

一つは概して地域の人達の生活向上を中心課題にして、女性組合員の比率を高めながら準組合員もその輪の中に取り込んでやつてじきのじきの雰囲気を持つた、いわばフューリー・リスト的な、都市近郊的なとくらのものですが、そういうタイプ。

二番目は比較的生産力が高く、粒ぞろいの農家層を中心にして、出資金もますます拡充し生産面で一層の発展を圖つてじきとする、いわば純農村の腕の強い男社会の意欲的なタイプ。

三番目はこのフェミニスト的なものと、男社会中心の意欲的なタイプの中間だといつてもいいかもしれません。地域の人々を準組合員の形で大きく取り込みながら生産面の展開に繋がる農協の事業拡充にも努力しつつ、その実現に女性の力を大いに期待してゐる。多分に都市的な傾向が強いとも言えるし、地域ぐるみの傾向があると言つてもいいかもしません。

この三つ。つまりベスト一五の三つの系列が、北海道の農協の今後進んでいきそうな三つと関連があるかないか。これは仮説ですが、この他にいろいろな作業をしてみた、これは間違いた。じきのうといふにこの農協が入つたのは、これはデーターミスであるといつよいに修正していくなければならないのですが、少なくとも生活を重視する方向と、生産的な発展を目指にするのと、地域ぐるみでらぐのと、それにユーアンスが違う。そういうことを動いてじきのではないのだろうかと、私は思つてゐるわけです。

問題は、仮に全道の農協をこの三つのグループに分けることが出来

るとしても、それぞれのグループが、先ほどの組織論的な三つの課題とこれらをきちんとやっているか。或いはきちんとやれるか。そこら辺が問題です。

その組織論の三つの課題をもつて一度書きました、企業的でかつ地縁的な様々な特性をもつてゐる組織としての農協がどんな形で、自分たちの特色を強く打ち出した目標、目的を明確に提示できるか。組合員のだれもが「俺たちの組合は何年計画でいつかう事を目標にしているのだよ」と言えるのか、明確にそれが打ち出せるように達成されてくるかどうか。

一番目はその目標を達成するためにいつかう手段を取るのか。いつかう方法でやるのか。一体何年がかりでやるのか。いつかうひとにつれて組織の中で、ひとりごとに議論して戦略的に練り上げていつかう方向が、自指されている農協であるかどうか。

二番目はそういう組織を構築し、発展させていくためには、それに集い結集している人達の普段の学習と訓練が、いかに楽しく能動的に進められていくかとどうかとが大切ですが、それがどうなつてゐるか。そういう吟味が必要なのです。

恐らくこの三つのグループ、「」に挙がっている一五の農協が仮の代表で、この下には二〇、五〇という農協がこのグループに属するという風になるのかかもしれません、とに角この問題、三つの課題がそれそれの農協に、今問われているのではないかと思います。そういうことを「俺たちのところでは既にやっているよ」というのであればもうそれでいいんですけど、中には「はてな。これからひらしたひらひのかな」とかちょっと不安な気持ちをお持ちの方々も

あるかも知れない。そういう人に何らかのヒントになつたヒト型を示してみました。



明るい展望をいかにつかむか

ヒト型1と2のと、ヒト型2がタトヨウを入っておりました。つまり、明るい展望をいかにつかむかと2の時には、何をどのようになら明るい展望につながるのかどう、それが仲々見えない。具体的にそれを示して欲しい。いつかう難しい注文を出す方がかなりいます。この中にも多分いそうだと予感します。そういうことについて未然に、これはヒト型になるのではないかと2のとで示したわけです。

「」で出したのは、「」の間出た本です。「日本の農業—明日への歩み 自立を目指す農民たち」。これは一冊に惜しそも急逝された宇都宮の宇佐美さんが代表者になって、全国の十数人の研究者が参加して研究を進めてきた科学研究費の共同研究、「産直産地に関する総合研究」それの中間報告と言いますが、調査報告であり、その中に三つの産直産地が代表的に示されています。

山形県高畠町米沢郷牧場、山口県秋川牧園、長崎県ながさき南部生産組合。この三つの産直産地が取り上げられています。詳しく述べこの本を読んでいただきたいと思いますが、この産直産地のすじっことは、農家の人口が中心になって、リーダーになって作っている産直活動ですけれど、数十億という事業規模、数百人という農家の結集、そして消費者との提携、あるいはマーケティングを洗練させてしまふ

ヒナ型1

基本協定書
(ながさき南部生産組合・有機栽培基本協定書)

組合の生産する農産物(畜産物・水産物・加工品を含む)の安全を守るために、基本協定を定め、組合と組合員(準組合員を含む)は、協定書を結ぶ。
この基準は、取引先との協議により見直す事が出来る。

- 1) 私は、農産物・畜産物・水産物が本来、食べものとして人の健康と健全で豊かな食生活を保障すべきが基本と考えその原点を良く認識し、生産の方法や、組合の方針を良く研究理解し次の事を実行いたします。
- 2) 完熟堆肥を使用し、農薬を最小限に抑えた有機・省農薬栽培と土づくりを実践し安全でうまい農産物・畜産物・水産物及び加工品をつくります。
- 3) 除草剤・土壤消毒剤は一切使用しません。
- 4) 自主・自立・相互扶助を基本とし共同活動をおこないます。
- 5) 定例会・作物別会の主催する(会議・研修・視察など)に80%以上必ず出席します。
- 6) 私は、生産に携わる家族その他従事する者に対し、安全基準の周知徹底をはかり必要な学習知識及び出荷基準の向上と、実践に務めます。
- 7) 使用する資材は、組合で定めた基準を守り、その他使用した商品名等栽培に関する記録を組合の求めに応じいつでも提出できるように致します。
- 8) 作物別の研究会の(別途)定める、栽培方法を遵守し、出荷面積・出荷数については、責任を果たします。
- 9) 輪作体系の確立を進めます。
- 10) 耕種防除、天敵の利用を進めます。
- 11) この協定の効力は組合員及準組合員の在籍する期間は有効とする。

以上、組合と組合員は、栽培出荷その他に関し、協定し双方誠実に協定内容について実行します。万一違反行為が発生した場合には、いかなる責めをも負うものとします。

以上協定し、食生活の安全と健康に役立ち味の良い農産物を消費者に供給することを通じて、組合と組合員の経営の安定と生活の向上発展に努力することを誓います。

生産者名

○印

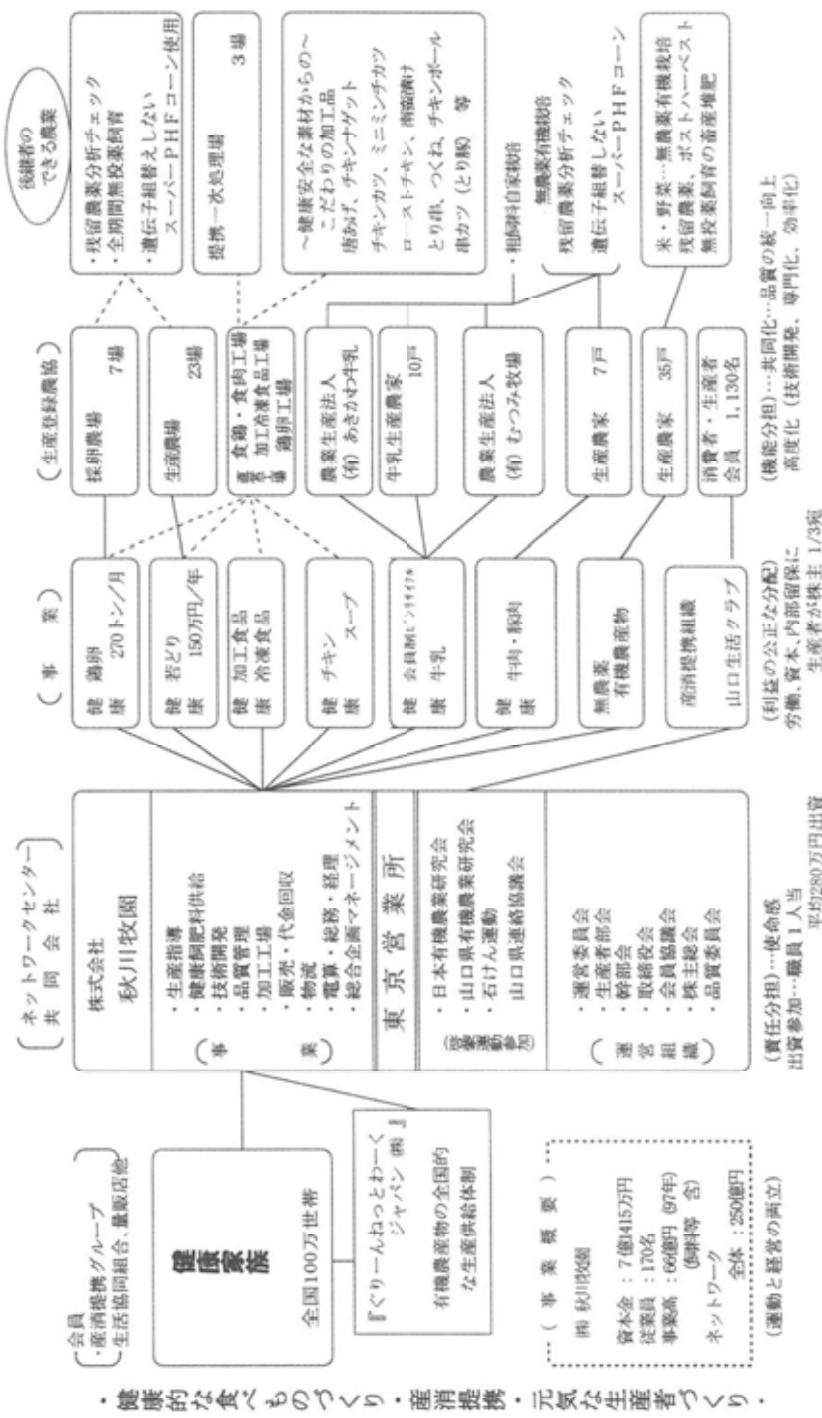
住 所

ながさき南部生産組合

○印

〔出所〕宇佐美繁他共著『自立を目指す農民たち』(日本の農業ーあすへの歩みー 224、平成15年刊)
88頁より引用。

生産者と働く職員が「株主」として経営参加する秋川牧園ネットワークチーム



〔出所〕宇佐美繁他共著「自立委員会—あすへの歩みー」(日本の農業―農業者たち) (平成15年刊) 51頁より引用。

「」。それから循環型の農業技術を開発し、定着せよつとこつるところへ。自力で農民的な資本を集積してゐるところへ。

じりわけ農民的な資本を集積している点が注目されます。例えば高畠町の米沢郷のリーダーである伊藤幸吉という人は、肉牛を飼つてオイルショックで失敗して、五、五〇〇万円という負債を抱え、苦心してこの負債を完済した。つまり農協にきちんと返した。その後に、この産直産地を作り上げた。そういう人です。

或いは山口県の秋川牧園といふところの秋川という人は、これもやはり種鶏養殖の株式会社を失敗して、常務としてその借金の清算をきちんと始末をつけた後で、今度は鶏を中心とした卵や肉のネットワーク販売の組織を株式会社で立ち上げてゐるわけです。

長崎の南部生産組合の場合には、リーダーの近藤という人は、村から出て行き東京の神田の市場で五年間せり人をやって、せり人をやりながらここでアツという間についている値段、これは果物を作れば一年間の汗の結晶がほんのちょっとの時間で決まってしまう。しかもそれが農家の手取りにしたらどれほどになるか。そういうことを痛感して、五年間せり人をした後で村に戻り、産直産地をリードしている人です。

彼の場合には、「農協を『反面教師』とらう」と言つておりますけれど、おしの私は、せり人をやりながら、そこで決まつてゐる値段の、その怪しげなところ、これを一体どのように克服していくかといひじとで産直運動をやつた事例として大変すごいなと思っているのです。これ以上の詳しいことは、皆さん是非とも本文を読んでいただきたいと思います。

「」で紹介したヒナ型の1と2だけに絞つて話をします。



明快な目標の提示

ヒナ型の1は、長崎の産直産地の基本協定書といふものです。有機栽培の産直グループに加入する人が約束した内容を示すものです。よく読んでいきますと、この組織が一体、何を目的として、どういう目標に向かつて、何をするために、何のためにこの組織に参加をしているか。こういうことが非常に明快に読み取れるように書かれています。

つまり組織を構成する際の目標を明示するといふことは、それに参加する人が誰でもわかる。誰でもそれを実感できる。「」と書き方になつていています。これはすばらしいなと思って引用しました。こういうふうに、我々も我が農協はとか、我が生産部会はといふように目標をきちんと掲げることが大切なだらうと思います。

機能的な組織構築

次のヒナ型のですが、これはちょっと複雑怪奇で、秋川牧園といふのが何をやつてゐるのか。この販売ネットワークは株式会社でやつてありますから、株式会社が農業に参入するとは問題だとか、いろいろな議論がありますが、秋川さんがなぜ株式会社に拘つたかということは、この本にとくと書かれておりますので、読まれたほうが実感を持つと思います。

先ほどの「デュボンの例ではありますんが、ビジネスが中心に行われねどこの実情、それに合わせて組織形態を考える。管理組織という組織形態ではなくて、実際にビジネスがじかに行われている。それに合わせて組織を作つて組織を動かしていくとしたらどうなるのか、といふことを如実に示してぶねといつてこれを添付しました。チラツと見てても、そなつているのかどうかは、よくおわかりいただけないかもしませんが、そのふうつもりで示しました。

産直産地の動きほど、農業を取り巻いている新しい情勢に即応して、生き生き動いているケースというのは、非常に少ないと思います。これがいさか硬直化したこれまでの農協の組織のあり方を反省する手がかりになつてくるのではないか。反省の手がかりとしてこれを考えたふうだらうかという意味でこれを掲げたわけです。

私は組織の形態というのは、先ほどデュボンの話をしましたが、うかうかして旧態依然とした組織を取りつづけてみると、赤字を出すどころではなくて、企業の命取りになるといふほどに手遅れになりかねない重大な問題なのだといつことが、デュボンの一九一九年から一九二年にかけての改革のときに典型的に出でてゐると考えております。

危機感欠落の一つの原因

もう一つのことはやはり農協の組織についても危機感として考えてみる必要があるのではないか。農協が必ずしもそういう問題意識を持つていらない。或いは從来と余り変わつた組織を考えていないとこうじとの理由は、私は一つあると思います。

一つは、従来の農協というのは、あまりにも強く農政の片棒を担がせられ続けた。そのため全国画一の公正公平、公正公平というのは、農政をやる立場から言えば、当然に要求される姿勢ですが、じつは立場上の枠組みに縛られて、組織形態の面でも地元の条件に即応した、弾力的な柔軟な対応を取るという発想が、余りにも軽視され続けてきた。これが第一です。つまり毎年に亘つて農政の片棒を担がせられてきたことのせがりみて、否応なしにこのワタチにはまつてしまつた。

もう一つは、先ほど見ましたように正組合員の出資金の出し方が近年かなり大きく変わつてきてるのではないか。その出資金の規模というのに注目してみると、殆どの農協がそうですねけれど、資金といひ、資産といひ、とても中小企業どころの大きさではなくなつてゐる農協が多い。これに対して、そのような大型の資金を集めた、いわば巨大なタンカーのような組合の舵取りをする役員というのは、一体どうやって選ばれたのか。どうやって担当しているのか。

これは選挙で出でてるのは言つまでもありません。普通は部落の代表のような形でおし出されてくるケースが大半だろうと私は思います。そこに問題がありはしないか。つまり自分の家の舵取りは大変上手かもしれない。しかし自分の家というのは、大変失礼な言い方もかもしれません、磯船級の大きさです。よほどの天才でもない限りは、選挙で出でたからといって、いきなり何万吨級のタンカーの舵取りを任せられて、ブコツジに立たされたつて手におえなし。これは当然です。

もつあるといひますか。長年補佐役をやつて来た官僚職員に頼るしか手がない。それじゃあわざわざ選挙をした意味があるのか。かつての農協活動の先駆者、小林篤一、宇都宮仙太郎、あるいは太田寛一だと、いづらすこじ人達はいきなり数百人、数千人クラスの巨大なタンカーの舵取りをやらせても、立派にこなしだろうと思います。そういうことがいろいろな記録に書かれています。だけど長年に亘って官僚的に操られてきた巨大タンカーの舵取りをいきなり任せせるというのは、むだだ無理な話です。



能力ある経営者練磨の実践

それで氣が付くことは、特に北海道の農協の場合ですが、専業農家が多い。だから組合員の、経営の舵取りの腕前、技量をレベルアップすることには、府県よりも遙かに熱心にならなければなりません。みんなで訓練し、練磨するという方式を考える必要があるのではないか。そしてレベルアップした中から達人、名人の域に近づく人もいるでしょう。そういう人を更に鍛え上げて、組合の舵取りを任せると、いづらすこじが出来るようになって盛り立てながら教育をしていくというのが、協同組合なりでは、独自の人材訓練方式ではないかと思っています。

いづらすこじによると、「そんなことはわやんじやつらるよ」、「軽

快の協同組合学校では新任の役員の研修もやつてらるよ」といふおしゃるかもしません。「今年のカリキュラムを見たのやつともうと抜充してらるよ」という方もいるかもしません。確かに新米の高校だ

とか大学を出たこの若者の訓練ないそれで良いかもしないのですが、もっともっと大きく育つて、地域を担う層の組合の舵取りをする。そういう人材を作るということを、はたして意図的に農協がやつているのかどうかといつらすこじなのです。

自分のうちの農業に就農しても、その後一〇年後、二〇年後、三十年後、きちんと手入れをして、広い視野に立った見識を養うための訓練をしなければ、才能も人格も十分に伸びにくくなるのが常識ではないだろうか。それこそ山に木を植えたのはよいけれど、下草も刈らず、枝打ちもしない。皆さんそれそれ我流に一生懸命勉強していくべきでしょうけれど、それで次の時代の地域の農業の舵取りを任せられる人材が、独りでに出来あがるか。これはちよつと問題だ。いまや大変な資本と資産が集積している、組合の経営をちゃんとやつていける、そういう人材がどつと蓄積されているだろうか。こういふことなのです。

この点では、一般の産業界では商工会議所や経団連で切磋琢磨していますが、それに匹敵するような切磋琢磨の訓練体制というのが、農業の世界では殆ど欠けているのではないか。これはそつとするような話だと思うわけです。しかも府県のように、零細で兼業を中心とした昔ながらの農業の地域ならば、或いはそれでも致し方ないかもしれない。或いは誰がやってもひとりの背比べというようなこ

となれば、致し方ないかもしません。

しかし、いやしくも大規模で、専業で、企業的にやつてらるといふことを掲げている、北海道のような農業地域で、農業の経営の口を、しかも一〇年選手、二〇年選手、三〇年選手といふような

じい人達を作つていくのに、意図的にこうこう訓練が行われていな
いとしたない、これは大変な欠陥ではないか。それはさつきご紹介し
ましたけれど、経営組織論の三大原則の三番目。つまり、経験の中
から絶えず学習し、情報を集め、新しい方向について創意工夫を凝
らす。そういう前向きの学習の雰囲気というのが、本当に訓練さ
れているのか、練磨されているのかどうかとなるわけです。

そのためにはじいしなければならないのか。単にJIAカレッジに集
まつてくるといつだけではダメで、これは日産自動車の建て直しを
やっている、カルロス・ゴーンが言つてらると思うのですが、現場で
直に修羅場の厳しさに晒されなければ、経営の舵取りの腕前なんて磨
けるものではないだらう。そういうことだからこそ、最近の経営学は、
例えばハーバードのビジネススクールがそうですが、実際に活動して
いる、生きている企業の実態を捉えて一体何が問題か、じこをじこし
なければならない。

その時「コボンはこうした間違えたか。」JIAのことを生きた教材にし
てガンガン討論をやって修羅場の訓練をしているわけです。そういう
ことから申しますと、これは農業者であり、同時に優れた舵取りであ
るような農協マンが、一体どうやって腕を磨いてきたか。優れた先駆
者たち、小林篤一とか、太田寛一とか、じいじの前例に学ぶとい
うことが必要です。

「友づれ」に学ぶ

それに関連して思い出したのは、私たちの研究所のことですから申

し上げますが、我が地域農研の生みの親の中心人物、重要人物ですが、
佐伯利彦さんが「友づれ」という本を三年前に書かれました。読ん
だ方がかなりいると思います。この本に、そういうつもりで読んでみ
れば、「ああ、そういうことがあるのか」ということを、じいじの手順、
どうこう課題を設定してやつてらうたらじいかとうことのヒントに
なる」とが書かれていると思います。読んでいない方があつたら、詳
しく述べて見てほしろと思います。

じいじのことが書かれているくだりがあります。当時じいじのは昭
和二〇年代から三〇年代にかけてのことですが、当時の洞爺村の代表
的な産物の白花豆を豊作貧乏の真っ只中で売るために、五万円打ち切
りの旅費を貢つて（当時は一五日間くらい全国を歩ける金額だったそ
うです）、この五万円の旅費で全国の取引先をまわって歩いたそうです。
豊作貧乏の年に見るじいじとかどれほど骨身に染める経験であった
のかはわかりませんが、農業をやつているじいじとはじいじと
かをしみじみ骨身に染めるような形で味わった体験が、後々の野菜産
地の形成や発展、それに参画する若者たちの鍛え方のヒントになつた。
じいじのことが書かれています。昭和二十三年から昭和六十三年まで
の四〇年余りの農協役員としての訓練・練磨の記録としてこの本を読
んだみると、これを野菜の勉強の仕方といつもつと狭く読みないで、農
協マンとして大きく育つのじいじの機会をどんな風に捕らえて、ど
んなふうに成長の糧にしたか。大いに参考になる」とが書かれており
ます。

実はじいじのことをじいじと申上げましたのは、一〇数年ほど
前ですが、私は農村リーダーの研究をしておりました。東北のある

県の農協を訪ねし、そこでの組合長からいきなり次のような言葉を浴びせられたことがあります。今でもまだままだと思ひ出しますけれど、彼は「農協というのはそこに結集した人々の能力を大いに高め、人格をおおいに陶冶し、世の中を明るく、人々の生活を楽しくしていくのに役立つ人材を、どんどん育てる。その為に経済事業をやって、その収益をそのためにしき込んでいく。これが基本ではないのか。

そのことを北海道の農協は一体どう考えて居るのか。あなたは北海道から来たという話だから、そのことをちゃんと答えて欲しさ」。私はなぜそんな風に詰め寄られるのかよくわかりませんので、ひたすらしましたし、矢だくになつたことがあります。自分の組合長には、北海道の農協のあり方が経済至上主義のよくな、つまりただ儲かりさえすればそれでいいところの「ノーマックアーマルのように歌つていていたからいじ、いじつすじ」の劇幕で、私は農協の人間ではなく北海道大学の人間だったのですが、そういうことを書つたのだといふと思ひます。

私はこれに驚え、例えば私たちはいつづれにも十分に留意して、いつも素晴らしいとをきめ細かくやっておりますと、はつまう言えたなら良しなと口ひかね思えておりました。しかし、必ずしもやういう証拠になる材料をまわすと見たといふ経験を持つております。

しかしこういった形で、現場に密着して絶えず厳しい鋭い批判精神を忘れずに、新しい課題を掘り起こす調査研究を進めているといふに私たちの研究所の初心がある。このように思つております。この一〇年間、私もそういう気持ちを持ちつけながら、自由に研究して言いたい放題を言わせて頂いて楽しく働かせて頂いたことを深く有難いと申します。

く深く感謝しております。

このあたりで時間も来ましたので、終わにしたいのですが、何かご質問がありますでしょうか。大変つたないお話をしたけれど、本日はむ清聴いただきましてありがとうございました。



司会 本日のお話は、フロアの皆さんにというか、全道の農協運営に関わりのある方、或いは農業者、農業関連の方々にたいしてのコメントという部分が多かつたと思います。私ども地域農研のスタッフとしては、これから研究を続けていく上で、所長から最後の土産として大きな重たい宿題をいただいたと、非常に重く責任を感じております。この五月末で、所長としての任務は終えられるわけですが、今後は負担になつて顧問として私どもの研究にこれからも参画をするという具合に申したことありますので、ただいま所長が言ったことは、これで言いつ放しじつことではなくて、共に実際の研究に携わるという所長の決意表明として承つたと、フロアの皆さんと一緒にお聞きしたいと存ります。

かなり短い時間で講演頂きましたので、いろいろご質問等がございましたら、地域農研にお立ちより下されば、私どもが所長に連絡したいといふ場合に思います。長時間に亘りまして講演に参画を頂きましてありがとうございました。再度七回所長に拍手を送りまして講演を終えたいと存ります。(拍手)

農地制度改革に関する研究会（1）——これまでの総括——

はじめに

（社）北海道地域農業研究所 常務理事

黒澤 不一男

皆さま、はじめ方様です。昨年九月にスタートしましたこの研究会も、本日で七回目を迎えました。後ほど米内山先生よりご紹介いただきましすが、これまで実に様々な方々から、様々なご報告を頂戴しました。そこで本日の研究会は、これまでの取り組みを総括し、「」にお集まりいただいた皆さんと共にその成果を議論していく場にしたいと思つております。

その前に、この研究会の立ち上げの経緯について申し上げておきましす。私どもの研究所では、平成十三年度より自主研究として「地域マネージメント体制の構築に関する研究」に取り組んでもらいました。また、昨年度は、これとオーバーラップする形で、道農政部から「地域農業マネージメント先進地域調査業務」をお引き受けしました。これららの研究成果を通じ、われわれはマネージメント体制の「」にあたる部分が正しく農地に関わる取り組みであることを再認識したのです。

また、ご承知のように、昨年から構造改革特区の論議が活発に行われるようになつてきました。このような背景もありまして、この課題に直接携わつておられる方々より、本格的に農地制度について勉強会をやろうではないかといった提案をいただいたのです。そして、その提案に応じる形で、この研究会をスタートさせたのであります。

お集まりいただいた皆さんは、それぞれ所属機関が異なります。各機関ともそれぞれ独自の見解を公表しているようですが、本研究会は、そのため立場からの意見を述べるのはやめにして、研究者あるいは担当者一人として、フリーなディスカッションを行つていこうという主旨で始まりました。ですから、これまでの議論が整然としなかつたのは否めないのではないかと思います。本日の研究会は、その首尾一貫としたなかった部分を少しても補足して、全体の議論を整理できる場になればと思つております。

なお、これまで研究会の内容については非公開としてまいりました。しかし、皆さんご承知のように、現地で活躍されている方々は、厳しい情勢の中において、少しでも有益な情報を得たい、そして、それを現場で活用したいという意向を持っています。そのような方々のお役に立つためにも、何らかの形でこの研究会の成果を公表できればと考えてまいりました。どうか、この点についてもう解いた上で、本日の研究会を進めていきたいと思っております。皆さん、よろしくお願いいたします。

本号では研究会前段の模様を掲載します。続きは次号に掲載する予定です。

農地制度改革に関する研究会における討議の経過とその評価

米内山農村研究所 主宰 米内山 昭和



北海道地域農業研究所では、新農基
法の政策課題とされる「経営構造対策
事業」の推進に向け、平成十三年度か
ら「北海道農業における地域マネージ
メント体制の構築」を自主研究として
取り上げ、「個別農家の育成から地域
ぐるみの農業振興」の基礎となる「地
域経営体制の確立」に必要なノウハウ

の開発が進められている。この中で農地問題は極めて重要な柱のひとつに位
置付けられるが、平成十四年度は「農地制度改革に関する研究会」を
立ち上げ、研究者のみならず関係機関の担当者や現地実務者の参加を
得て、六回に亘って精力的な論議を重ね、最終回の第七回はそれまで
の論議を総括するための研究会がもたらし、筆者は報告者の一人として、
これまでの「論点を総括とその所感」を担当するよう事務局から求め
られた。

以下本稿では、第一回から第六回までの研究会における各報告を概括
し、その論点（キーワード）を総合化して、論議した領域と残された問
題を抽出していくことを本論とする（報告者の所属は報告時ものである）。

研究会の立ち上げにあたって

原案提起 坂下 明彦氏（北海道大学大学院 助教授）

平成十四年八月二七日、坂下明彦氏によって、地域農研自主研究で
ある「地域農業マネージメント体制の構築」研究会に対し、農地制度
改革に関するワーキンググループ（以下WGと表示）の設置について原
案提起がなされた。その骨子は下記の通りである。

（一）目的

農地問題は地域農業マネージメント体制の構築の大きな柱のひとつ
である。現政策課題の「農業特区」、自治体による土地利用規制、農業
生産法人の資格要件（株式会社問題）は相互に関連しながら、今後の
北海道農業の方向性についても大きな影響を有すると考えられる。

そこで、研究会内にWGを設置し、研究会メンバーを拡充するとともに、関係機関の担当者にも参加いただき、中立的な立場から情報交
換と論議を行い、必要に応じて個人の資格ないし地域農研としての意
見表示を行う。

（一）検討内容

- ① 農地の円滑な移動（扱い手・土地利用を含む）に関する見通し

- ② 地域的土地区画整理事業（ゾーニング）のあり方
 ③ 農業生産法人の資格要件など[株式会社参入問題]
 ④ 法制化に關わる北海道的特殊性（「農業特区」問題など）
- (三) 検討方法**

月一回の研究会開催、年内に一定の整理をする。

基本的に個人の資格で発言、論議内容は原則非公開とする。

来年度以降は、北海道の農地問題に関するブレーンストーミング集団的な研究会として存続させる」とも考える。

(四) WGの構成員

研究者

谷本・長尾・寺本・發地・柳村・細山・坂下・小山・米内山

関係機関

中央云・入江・朝倉、農業云議・佐久間、農業開発公社・皆川、
 信連・宮田、道・白旗、地域農研・宮田・黒澤・川原・井上

◆第一回 研究会

第一回研究会は農地制度改革問題に関する今日的焦点となつてゐる「特区問題」と「北海道における農地の現状」を議題とし、関係機関の報告を得て平成十四年九月五日に開催された。報告の要旨は以下の通りである。

テーマ1 「特区問題の経過と対応」

報告者 入江 千晴氏（北農中央会農政企画課課長）
 朝倉 義明氏（同営農生活課考査役）

(一) 特区問題の登場

平成十四年早々、諸機関から「特区構想」が発表された。

- ① 経済産業省：同年二月、減税・規制緩和で、企業・大学・研究を集積する「経済特区」構想を提起した。
- ② 経済諮問会議：同年三月、第七回会議において、規制緩和で地域活性化を目指した「構造改革特区」構想を提案した。具体的に農業は無し。
- ③ 自民党麻生政調会長：同年四月、規制撤廃と減税による「特区類型」を提唱した。農業特区ほか各種特区を例示した。農業の

研究会における報告要旨

第一～六回研究会における報告要旨は以下の通りである。座長はほ

- (四) 総合規制改革会議・同年四月、「規制改革特区」を検討し、ビジネス特区、国際医療特区ほか各種特区を例示したが、うち「先端農業特区」ではバイオ企業等による生産・販売の一貫したブランド農業を説明した。
- (二) これまでの政府・自民党の動き
- ① 内閣官房・同年七月、「構造改革特区推進室」を設置し、地方公共団体に対し同年八月三〇日期限に提案を依頼した。
 - ② 農水省：同年四月、地方公共団体から「特区」に関する意見を聴取した。
 - ③ 自民党：同年七月、「構造改革特区推進に関する特命委員会」を設置した。(委員長 野口田芳成)
- (三) 農業関連特区の提案
- ① 農水省は同年五月一〇日期限に提案を募集し、全国八九件(うち民間参入一〇件)の提出を受ける。
 - ② 経済諮問会議(同年五月三〇日開催)に対し「食と農の再生」ランの推進」提出した。
 - ③ 農業特区として北海道「株式会社等の地場企業の農業参入特区」、長野県を例示した。
 - ④ 「食と農の再生」(ラン工程表)を提示した。「構造改革特区」手法の活用を検討し、新たな土地利用体制の構築を掲げている。
- (四) 「特区」に対するJAグループの取り組み
- ① JA理事会(同年七月一〇日)は特区対応「食と農の再生」ランの推進に対する取り組み」決定した。
- ② JAは農業基本政策研究会(県中央会実務者クラス構成)を同八月七日設置した。
- ③ JA全国代表者会議は「特区は地域合意が前提、株式会社の参入否認」の旨を同年八月、与党に要請した。
- ④ 全中のスタンス：株式会社の参入否認・法人制度の検証と地域の理解が前提。
- ⑤ 全農会議・家族経営中心の法人が基本(新農基法)。
- ⑥ 全道組合長会議：企業参入否認を特別決議(農地法・法人制度問題は慎重に)し、自民党道議会(議会で一般質問)・道庁・農水省へ要請した。
- 以上のようにJAは、農地問題に関しては、「条件付企業参入特区」申請の動きがあるものの、「耕作者主義」・「家族経営主義」をモットーに一貫して否認している。
- △追記▽「食」と「農」の再生プラン
農業の構造改革の加速化
法人化で拓く構造改革(農業経営の株式会社化を含む)
米政策大転換・セーフティネット
市町村主体の新土地利用枠組み
食の安全と安心の確保
法行政整備・トレーサビリティ・JAS改正・「ブランド日本食」「わがふるさと」・「e・むらづくり」・その他

テーマ2「北海道における農地等をめぐる現状と課題」
報告者 白旗 哲史氏

(北海道農政部農地調整課農地企画係長)

- ③ 農地の需給状況：農業会議調査では「買い手なし」「借り手なし」が増加している。また、道農政部調査では今後10年間、「現状維持」が六割を占めており、農地余りは一層深刻化しよ。

(三) 担い手問題

- ① 認定農業者：平成六年の三、六五九体から十三年一万八、四六〇万体と増加しているものの、主業農家に対する比率は宗谷・十勝・網走・留萌等の酪農地帯では五〇%を越えるものの、日高・胆振は一〇%を割り、後志・石狩でも二〇%以下に止まり、全道平均四一%と低く、担い手基盤はなお弱い。

- ② 農業生産法人：平成十四年一・八八八体で、一四一法人が六割、有限会社形態が九〇%、経営形態では畜産経営が五一%を占める。法人経営の全耕地に対するシェアは年々上昇を続け、同年六・九%（平均面積 四三ha）に達している。

- ③ 道農地調整課「優良農地の確保と利用集積事業」の展開
① 優良農地確保と有効利用：農地保全管理と遊休農地解消を進める。
② 農地の利用集積：農地保有合理化・農地流動化・農用地集団化により農地利用集積を支援する。

- ③ 農地の担い手確保：地域農業プラン・経営改善支援・法人育成・生きがい農業者受入等々により、担い手確保を支援する。

- ④ 規模拡大条件整備：経営改善支援・法人育成により規模拡大を支援する。

- ⑤ 地域の推進体制確立：農委活動促進・農地流動化総合推進等、地域体制確立を支援する。

(二) 農地利用動向

- ① 耕地の減少：ピーク（平成二年）一一〇・九万haに対し、十三年は一一八万haに減少し全国シェアは一四・六%に低下した。
- ② 拡張面積の激減：昭和五十年代前半までは五カ年毎に一〇万haを超える拡張であったが、平成一～六年間が八、七一六ha、同七～十一年間は一、九四五haと激減している。
- ③ かい廐面積：五年間毎のかい廐は昭和四〇年代後期の六・五万haから、平成七～十一年の一・五万haと減少しているものの拡張を大きく上回り、平成二年以降、純減を推移している。
- ④ 耕地利用率の低下：平成二年一〇一・九%であったが、七年九七・七%、十一年には九一・九%と著しく低下している。
- ⑤ 耕作放棄・不作付け地の増加：平成七年には耕作放棄地八、七八六ha・不作付地一萬一〇六haの合計一・九万haであったが、同十二年には同じく九、三三六ha・一萬五七〇haの合計三万haと激増し、耕地比は一・五%に達している。

(二) 農地流動化動向

- ① 売買面積：昭和五十五年以降、年一・三～一・八万haで浮動的に推移している。
- ② 賃貸面積：昭和五十五年六千ha、平成二年一・六万ha、同十一四年四・一万亩と激増している。

(五) 平成十一年農振法改正の確認と農地確保

- ① 農振地域における総面積一、七二〇万ha、農用地総面積五〇三万haである。
- ② 農地面積は平成十年四一九万ha、一一年時点の趨勢値は三六七万haに止まるが、施策目標を四一七万haとしている。
- ③ 土地利用計画の制度体系について、「土地利用計画法」と各個別規制法で構成され、個別規制法は農振法・農地法・都市計画法・森林法・自然公園法・自然環境保全法と多岐に亘っており、その調整が重要である。
- ④ 平成十一年改正の要点は、「市町村に主体を」、「法規定で透明性を確保」である。
- △追記▽ 上記に関連して、平成十一年一月に提出された農振興局担当の農山村振興研究会報告（委員長生源寺眞一）を確認した。この中に、『住民参加による「市町村土地利用調整条例」を積極的に評価』と記載されている。

◆第一回 研究会

第一回研究会は農地問題に関する扱い手、農業の意向にフォーカスを当て、一人の報告者を得て平成十四年十月五日に開催された。報告要旨は以下の通りである。

- テーマ1 「扱い手と耕作放棄地等の問題をにらんだ農地制度の今後のあり方」
報告者 谷本 一志氏（北海道東海大学 教授）

(一) 株式会社の「農地取得論」の再浮上

- ① 株式会社の農地取得・平成十四年農地法改正により現行の農業生産法人の一形態としての参入が可能となつてゐる。「特区」による農地規制緩和を突破口に一般化を進め、農地法の骨抜きを意図しているのではないか。

借地方式での企業参入・「谷津私案」

- 「谷津私案」の「市町村による農地所有の容認とその貸付制度」は評価されるが、耕作者主義は一貫すべきである。参入意向の企業は自らのスタッフにより農業生産法人を組織し、参入すべきである。この法人が将来、株式会社に発展する』とは現行制度で可能である。

- ③ 土地利用調整条例の問題点：法規制から「条例」への移行は、農振法・農地法の治外法権の登場となり、上位法を無視した無秩序状態の蔓延となつ。

(二) 家族経営と法人経営が今後も基本

- ① 農業経営の扱い手像：家族経営と地域に根ざした法人経営を基本とすべである。特に北海道は新規就農者を全国から集めることができよう。そのための条件整備こそ重要である。要は「農地の利用と管理は地域の責任」をもモットーに、利用集積・營農集団化・法人経営化等の発展方策を報告者は主張している。

(三) 農外参入者に向けた条件整備

- ① 「扱い手を地域で育成し就農させる仕組み」の構築が必要である。例えば研修施設・暖簾分けリース農場・市町村農地貸付制度・等の条件整備を挙げている。

- ② 「農外参入者向け信用保証システム」の構築が求められる。具体的には連帯保証人・担保力・信用力（経営力）・自己資金等々の諸要素のシステム化である。

（四）農地利用上の施策強化

- ① 耕境後退を黙認しつつ守備体制を構築する方向がよからう。
- ② 下限面積の規制緩和（北海道一公顷程度に）で、ホビーナ農業・定年帰農・施設農業等の参入条件の整備を図る。
- ③ 市町村単位の「農地リース制度」を創設し、多様な扱い手参入を促進する。

△追記▽ 道農業会議・道農政部資料より農地需給の現状認識
最近五年間の農地需給状況

- 「買い手・借り手あり」は網走・十勝・釧路・石狩が八〇%
「買い手・借り手なし」は中山間地域で目立つ
今後一〇年間の経営意向・中止一五% 縮小七% 拡大一〇%
上層農への農地集積

三〇歳以上層の農地シェア五二%、借入地率は一八%
「農地供給増・需要縮小」のトレンドは一層深化するであろう。

テーマ2 「農地制度見直しに関する農業委員会組織の意見集約状況」

報告者 佐久間 亨氏（北海道農業会議総務部長）

この報告は平成十四年八月、道農業会議が全道農業委員会を対象に

実施されたアンケート調査の分析結果報告である。報告資料は膨大であるが、本稿では要点を簡潔に紹介する。

一、農地制度見直しに関する組織的検討結果

（中間取りまとめ）

（一）農地制度の見直し

- ① 株式会社の農業参入・「現場踏まえ検討」五五%、「平成十四年改正で決着済み」三九%の一項で九四%を占め、拒否意識が極めて強い。
- ② 「特区」による規制緩和・「権利移動否・条件厳重」六〇%、「株式会社参入不可」二九%の一項で八四%を占め、特区といえども企業参入には強い抵抗がある。

- ③ 市町村土地調整条例・「農振法・農地法の枠内」が六八%と大層を占めるが、他方、「条例が他法に優先する仕組み必要」の一七%は注目される。
- ④ 法人化や農地利用集積・「制度より施策強化」が七九%と大半を占めるものの、「利用集積の農地制度見直し必要」の一八%は注目される。

（二）農業経営の法人化の推進

- ① 農業生産法人の有無・「ある」が八四%と普遍化しているものの、「無報告法人」の四三%、「構成員要件不可」の四三%は極めて重大である。
- ② 農業生産法人設立の動き・「ある」の三六%に対し、「ない」が



六四%と多い。構成員要件（農地提供不可が踏路、農外者の議決権制限）、事業要件（冬除雪）が障害。

③ 株式会社の農業生産法人：「相談あり」は一八%と低い。相談者は「土建企業」五七%、「農業関係」四八%である。また、設立ありの回答件数は少ないものの「地元企業と農業者で株式会社設立」が五〇%、「農業生産法人の株式会社化」が二五%と、株式会社設立の姿が垣間見える。

④ 農業法人化施策：「運転資金支援」と「税制支援」が共に三四%，加えて「能力開発支援」が一四%あり、法人化支援の三大施策と認められる。

（三）都市住民にも開かれた農村地域づくり

① 市民農園の設置：「必要性あり」が七三%と高いが、「既設置」は二一%に止まる。

② 開設主体は：「農業者と農業生産法人を容認」が三一%を占める。

③ 農園利用者：「学校や任意団体の利用容認」が三五%を占める。
④ 市民農園推進策：「公園的農園の整備と管理」が一九%に及ぶが、「新規就農促進に向けた総合的体制整備」が三〇%あり、多面的な目的設定と運営を求める意向が注目されよう。

（四）農地の利用集積の促進

① 推進施策：「基盤整備と負担軽減」が五三%と高く、また、「土地利用集積の合意形成に向けた促進員の設置と支援」の一八%はその困難性を示しているのであろう。

（五）遊休農地対策

① 推進施策・多様な施策提起がある中で、「認定農業者への集積支援」二一%、「山林転用支援」一六%、「不在地主対策」一二%、「シルバーセンターへの委託管理」一一%、「採草・放牧地活用」一〇%が特筆される。

%と最も多く、「下限面積緩和」、「法人要件緩和」、「株式会社の農業参入認可」、「市民農園制度要件緩和」、「農村定住制度」等々の項目が選択されているが、その比率は極めて低い。

④ 税制・金融に関しては、「農地税制の見直し」八%、「農地金融制度充実」六%が挙げられている。

二、農地・農地法・「農企業特区」に関するアンケート調査結果（中間報告）

（一）農地移動をめぐる課題

① 現状の課題：農地の需給では「買い手少」が二六%、「借り手少」が一三%と売り手・貸し手を大きく上回る農地過剰下にあり、利用面では「農地分散」の一六%、「市町村内借地比重大」の一四%、「遊休・不耕作地発生」の九%と問題が提起されている。

（四）農外企業の農業参入の動き

① 動向：「今後参入が出る」が四二%と多く、「相談あつた」の一六%と農地余りが一層進むと見ており、利用面では「遊び・不作地発生」一五%と増加するものの、「農地の分散」を揚げる度合いは農地余りの故か若干少なくなっている。

（二）課題解決に必要な施策

① 「経営所得安定対策」が二七%と最も多い。
② 担い手対策に関しては、「後継者支援対策」二一%が最も多く、次いで「多様な担い手対策」と「新規就農者支援」が共に九%である。

③ 農地問題制度に関しては、「農地保有合理化事業の充実」が八%

④ 参入目的：自社の雇用調整と自社事業の安定化が大半を占める。
⑤ 参入方法：農業生産法人要件を満たした別会社設立による参入が主流である。

（五）農外企業参入の評価

① 必要性：「必要」とするものは一一%と少ないが、「将来は必要」

が四一%にもなり、両者で過半を占め、農村現場における扱い手層の衰退を思わせる。他方、「必要な」も四一%あり、こ

こでも地域個性を窺わせる。

(2) 必要理由：現在必要とするものの理由は「農業と地域経済のため」が四五%，次いで「農業担い手不足」一三%，「農地の利用者少」一八%である。農村地域経済の停滞が窺い知れる。

(六) 農地法改正論議

① 農業生産法人要件の見直し：「不要」が六六%を占め、その理由は「改正したばかり」、「農地法廃止に連動する」を挙げている。他方、「必要」は一八%あり、規制緩和・農業の法人化直を含意している。

② 農地利用規制緩和：「不要」が五五%を占め、「農地法廃止に連動する」、「地区間不公平」を理由としている。他方、「必要」は三七%あり、「利用が難しい農地が賦存する」、「緩和は当然である」との立論である。

(七) 「農企業特区」への対応

① 否認が五八%を占め、その理由として「農地荒廃につながる」、「農地法廃止に連動する」、「農地法上の『重制度となる』」を挙げている。

② 条件容認は一八%である。条件としては「地元（道内含む）企業に限定」が最も多く、農地については「利用協定・賃借に限定」、「賃戻し特約」等が挙げられている。広く容認は六%と少ない。その理由として「農業内部に担い手なし」、「農業と地域経済のため」を挙げている。

◆第二回 研究会

第三回研究会は「特区問題」を踏まえつつ、企業の農業参入を論点に平成十四年十一月八日に開催された。

テーマ 「農業の担い手不足地域における地元企業による農業支援の動きと可能性」

報告者 発地 喜久治氏（酪農学園大学 助教授）

(一) 企業の農業参入の背景と形態

農村地域の高齢化・担い手不足による耕作放棄や農業の衰退、一方、地元土建業界は公共事業の減少に伴い、地域産業構造は重大局面に立たされている。このような地域で、地元企業が多様に農業界に参入し、新たな地域産業システムを構築しようとする動きがある。本報告はその事例を取り上げ、その可能性と農地法上の評価を意図したものである。

(II) 「北部檜山建設を考える2010の会」

この組織は平成四年十一月、北部檜山四町（北檜山・今金・瀬棚・大成）の建設業種株式会社の若手経営者一九名によって設立された。組織目的は「北部檜山地域のまちおこしのため、相互の情報交換、学習及び実践活動を行い、地域活性化を図る」であるが、建設業のアピールを意図した異業種間交流を含意している。

(1) 本会の実践活動：この会は設立以来、会員の情報交換と学習を行ってきたが、それまでの学習成果を基に平成十一年、付加価値農業生産を目指して「家畜尿処理システム及び水稻無農薬有機栽培試験」

を開始した。その概要は下記の通りである。

実施時期 平成十一～十三年

仕組み 試験田 稲作経営一戸の水田 十一年・一〇畝、十二～十
三年・三〇畝

液肥原料提供 酪農経営一戸（十二年）

堆肥提供 養豚経営一戸（十三年）
成果

① 水稻栽培試験

ア) 堆肥・液肥の外部導入から地域自給を実現した。

イ) 米の高品質米生産を実現した。

② 「家畜廻処理施設の設計建設技術（搾乳牛五〇～六〇頭規模）」

を開発し、今後、共同利用型の処理施設と普及させる計画である。

③ 「北陰山町農村循環システムの構図」を策定し、地域経済に貢献している。

(2) メンバーの農業参入

H建設：町長の要請を受け、平成四年、離農跡地利用五畝を借入

し、シカフオーネーク種一〇頭の飼育を開始した。十年に一三畝、

十二年に牛舎付きで五・三畝をそれぞれ購入し、現在二

三頭・三三〇頭の牧場を経営している。生産子羊は個体販

売・枝肉販売・自社レストランでの調理販売としている。

今後、「羊肉の加工と観光農園」としての展開をめざして

I組・平成十四年、休耕地を会社が借入し、その農地所有者を作

業員として雇用して液肥利用のトマトハウス栽培を開始

した。ノウハウは本会が開発したものである。
(II) 地元企業の参加による農地保全・農作業受託と株式会社の農地取得

(1) 白滝村における農地の保全管理への企業参入

平成十一年、村内八戸の離農跡地二一六畝（普通畠一〇三畝、牧草地一一三畝）が発生した。道農業開発公社は「農地保全管理緊急対策事業」を適用し、一八八・四畝を買い入れ、譲渡先未定のまま管理委託を実施することになった。管理委託は五年間で、この間作業委託料を支払い、その後農家・法人に売り渡す仕組みである。

管理委託は地元農家三戸が五三・五畝を受託したが、他に引き受け農家・農業生産法人が無く、地元企業三社に一二四・九畝を委託することになった。受託企業の形態・受託面積・五年後の農地取得希望は下記の通りである。

A 社：有限会社（鉄鋼農機具整備） 一二三・五畝 受託 農地取得希望あり（小面積）

B 社：株式会社（土木建築） 一二・七畝 受託 農地取得希望あり（小面積）

C 社：株式会社（土木建築） 八・七畝 受託 農地取得希望なし

なお、農地取得希望企業は農地法上の現農業生産法人要件適合に向けて準備中という。高齢化・過疎化を背景に、農業垦盤はもとより地域社会そのものが危機に直面している本村にとって、もはや農地を保全・利用しうる主体は農業部門にはいない。自治体行政を軸に全村挙げて取り組む以外に選択肢がないことを示しているのである。このような山間地は道内には数多く存在することを改めて認

識すべきであつた。

(2) 北竜町における農作業受託への企業参入

北竜町では町と農協の要請を受け、地元土木建築企業であるD株式会社が農作業受託事業を平成十一年に開始した。企業理念は「農家支援で過疎化阻止・地域社会の維持に貢献」にあり、地域連携型の企業参入と言える。運営概要は次の通りである。

受託作業・水稻・畑作物栽培管理作業全般、ライスセンター管理
平成十三年実績は委託農家 七五〇、延一、六三二一人
の作業員を派遣

受託料金・農村実勢料金水準より若干高めに設定

町費助成・委託農家に料金の一〇%相当額を支給

経済性……受託事業は収益見込みなし・農家の所有機械を使う・作業員派遣のみ

(四) 「報道」による土木・建設系業者の農業参入

平成十四年の道開発予算の公共事業費は一一%減という逆風下(一万人の失業か)にあるが、土建関係企業は事業開拓の一環として、農業分野への進出を模索している。本研究会において紹介された事例を次に掲げる。

(1) 遠別町・北浜建設・家畜糞尿利用の南瓜・アスパラの有機栽培
計画

(2) 北竜町・金山建設・「農業委託部」を新設、農作業受託
(3) 北見市・舟山組・ハーブ栽培・販売

以上、道内における農外企業、特に経済不況に曝された土建業種企業が農業セクターへ多様な形で参入している事例を素材に、その背景

と蓋然性について論議を展開した。「地域ぐるみの農村活性化活動」のひとつ典型と見ることも出来よう。

◆第四回 研究会

第四回研究会(平成十四年十一月六日)は地元企業家が農民と共に設立した農業生産法人の経営実践者を招聘し、そこでの経営内容を通して、優れた企業経営者の参入による地域農業活性化の実践性について論議された。

テーマ「連携による新しい地域づくり」

—農業生産法人：イソップアグリシステムの設立と実践—

報告者 門脇 武一氏 (農業生産法人 株式会社)

イソップアグリシステム 代表取締役

門脇武一氏は昭和五十八年、「株式会社システムサブライ」を設立したが、社業の情報機能を生かし、「農業情報研究会」を組織した(会員数四八名)。この活動が背景となつて、地元企業家と農業者の参加から成る農業生産法人「イソップアグリシステム」を設立した。

(一) アグリシステムの概要

企業形態：株式会社

所在地……本社は端野町二区に所在するが、事業本部は「システムサブライ」所在地の北見市小泉に設置している。

構成員……端野町・美幌町・小清水町・東藻琴村在住の農業者六名
と、「システムサブライ」など企業六社が参加した株式

会社形態の農業生産法人である。構成農業者の平均年齢は三十六歳で、平均耕地面積三〇haの畑作経営である。

資本金・一千万円で農業者の七五〇万円、企業六社の一五〇万円の出資構成である。構成比率は農地法の出資制限に準拠してのことである。

代表取締役・門脇 武一

設立時期・平成十四年六月設立

目的：当社の事業目的は次の通り掲げているが、軸足は農業生産に置いてい。

① 農産物の生産・販売

② 農畜産物の加工及びスパゲッティその他麺類の製造販売

③ 農作業の受託

④ 農業技術のコンサルティング及び技術サービス

⑤ 堆肥、土壤改良剤の生産、販売

⑥ 農業経営に関するコンサルタント業務及び農業サービス業

⑦ 前各号に附帯する一切の業務

組 織・事業目的に即し、次の職能組織を設置している。

総務企画部・総合企画（農業サービス、コントラクタ・環境循環保全等々）

農業生産部・農産物生産

フードシステム部・食品企画・製造・流通開発

情報技術部・精密農芸技術

耕作地・平成十五年に一〇haで作付を開始した。将来は五〇ないし一〇〇haを構想している。農地は賃借方式である。

農地の関係農委は小清水町・東藻琴村・美幌町・端野町の四町村にまたがる。

経営理念：出資企業のノウハウや母体となった「農業情報研究会」の蓄積に裏打ちされた知識を十全に織り込み、「農の哲理」を基礎に下記の通り「理念と事業」を掲げている。

理念 「未来を担い、いのちを育む事業を通して地域に貢献する」

目標 ① 持続可能な社会と自然の共生
② 農と食を結んだ担い手との共育
③ 地域循環型社会の創造

経営目標：精密農業技術の導入による企業的な農業経営の実現（高密度情報化農業）

トータルフードシステム（生産・加工・流通・消費）の確立

△解説△ 高度情報化した技術装備とIT技術を駆使した農業生産を基礎に、加工・流通・末端消費をネット化するシステムの構築を目指したものと見られよう。

(II) 連携フードシステム（バスタ版）の実践

上記の理念と目標に基づき、現在推進中のシステムが「バスタ版」である。原料生産（HACCP小麦）を担うイソップアグリシステム、卸売・流通業者、製粉業者・食品加工業者・レストラン小売業者が、それぞれの持ち味を寄せ合つて地域独自の政策を策定し、実践するシステムの「バスタ版」である。「バスタ版」と言われるのは、今後、他の食材版が構想されているからである。言い換えると、食文化に根ざした「製品差別化戦略」の地域政策的展開であろう。

(注記) 北見地域…某地区・「地代ゼロでも使って欲しい農地」散見されるところ。

◆ 第五回 研究会

第五回研究会（平成十二年一月一七日）は国土・農地利用に関する法体系の再確認と、平成十一年の農振法改正の特徴点について、農地行政の専門担当者から報告を受け、論議が進められた。

テーマ 「土地利用関係制度の現状等について」

報告者 杉谷 守氏

（北海道農政部農村計画課土地利用係長）

農水省構造改善局が平成十一年四月に公表した「優良農地の確保と有効利用を目指して」に基づき報告された。報告要旨は次の通りである。

（一）国土利用の制度体系

「国土利用計画法」と各個別規制法で構成され、個別規制法は農振法・農地法・都市計画法・森林法・自然公園法・自然環境保全法と多岐に亘っており、その調整に委ねられる部分の多い点が確認された。

（1）農振法改正

「農業振興地域の整備に関する法律」は平成十一年法律第一一〇号を持って改正されたが、法施行は平成十一年三月一〇日である。改正法のキーワードは、「市町村に主体を」、「法規定で透明性を確保」を挙げている。改正内容は次の通り確認される。

- ① 国は「農用地の確保の基本指針」を策定することを追加した。

（II）農用地等確保の基本指針

農水省は改正農振法により基本指針を定めることがなったが、法施行の平成十二年十一月、公表された。そのポイントは以下の通りである。

第一 農用地等の確保に関する基本的な方向

（1）農業振興地域制度の適切な運用

② 農業用施設の拡充として農家の製造・加工及び販売施設が追加された。

③ 農用地区域設定基準等が通達から法定化され、法定基準に基づき市町村が設定することになった。農用地区域からの除外についても同様である。

④ 農業上の特別な用途指定ができることとなり、特別な理由として農地では「高生産性農区」・「ふれあい農園」・「棚田」、農用地施設用地として「温室団地」・「養豚・養鶏団地」がそれぞれ設定されている。

⑤ 農振地域整備計画事項の拡充として、農用地等の保全（防災・保全事業等）・担い手育成確保施設整備（農作業体験・就農支援・情報通信・福祉医療等の施設）が追加された。

⑥ 農振地域整備計画の基礎調査を五年毎に実施し、これに基づき計画の見直しを行うこととなった。

⑦ 地方分権推進に基づく措置として、農水大臣の都道府県「農業振興地域整備基本計画」に対する承認、知事の市町村「同整備計画」に対する承認を、それぞれ対等な「協議」により進めるように改正された。

(2) 諸施策を通じた農用地等の確保のための施策の推進

① 農地の保全・有効利用・耕作放棄抑制と耕作放棄地の回復、中

山間地における不利条件を補正するための支援を挙げている。

② 農業生産基盤の整備・基盤整備を通じ、良好農地の確保、一體

的整備が適当な土地は農用地に編入する。

③ 非農業的土地需要への対応・農地除外は農地確保を基本に適切に対応する。農業振興地域整備計画では五年毎の基礎調査に基づき変更する。

(3) 地区域内の農地の面積

制度の適切な運用と諸施策の推進により、農用地区域内の農地面積は、四一七万haと見込まれる。

農業振興地域の指定の基準に関する事項へ略▽

第2 第3 その他農業振興地域の整備に関し配慮すべき事項

農業經營基盤強化の促進施策の実施

交換分合制度の活用

公用公共用施設の整備との調整

推進体制の確立等

(4) 優良農地の確保

(1) 農業振興地域における農地面積の確保

① 農振地域における総面積一、七二〇万ha、農用地総面積五〇三万haである。

平成十年末の農地面積は 四一九万haである。

③ ② 計画期間における増減要因

趨勢による編入・プラス四万ha

施策による編入・プラス一九万ha

公共用・生産条件による除外・マイナス一八万ha

不利性是正支援による抑制・プラス五万ha

耕作放棄の発生・マイナス二〇万ha

耕作放棄地抑制・プラス一九万ha

農地転用・マイナス八万ha

④ 平成二十二年時点・趨勢値 三六七万ha 施策値 四一七万ha

(2) 食料・農業・農村基本計画における農地面積

農振地域における農地面積に対し、農基法に基づく「食料・農業・農村基本計画」に見られる農地面積は下記の通りである。

① 平成十年農地面積 四九一万ha 耕地利用率九四%

② 平成二十二年農地面積

趨勢トレンド 四四二万ha

△転用減 一三三万ha・放棄減 一六万ha▽

施策値 四七〇万ha 耕地利用率一〇五%

△放棄抑制 二一万ha・拡張 三万ha・放棄再活用 四万ha▽

上記両計画の農地面積の差は、現農地面積が農振地域四一九万ha、

基本計画四九一万haであるから、七二万haとなる。また、二十二年度における施策値（施策導入によって減少趨勢を防止）でも同様に四一七万ha 対四七〇万haで、その差は五三万haである。この限り農振地域外の農地シェアは基本計画施策値の一〇%を超えることとなる。

△追記▽ 上記に関連して次の二資料が提示され、その骨子を確認した。

一、平成十一年一月に提出された農村振興局担当の農山村振興研究会報告（委員長生源寺眞一）を確認した。この中で「住民参加による市町村土地利用調整条例」を積極的に評価」と記載されている。

二、農地制度に関する論点整理（経営の法人化で拓く構造改革に係る有識者懇談会）

有識者懇談会（経営局長アドバイザーグループ）事務局・農水省

経営局構造改善課

委員：生源寺眞一 田代洋一 堀口 健治 ほか5名

経緯：農水省は「食と農の再生プラン」に即し、法人化の推進や農地の利用集積など、農業構造改革の加速化の観点から、農地法の見直し作業に着手した。

「論点」のスキーム

一、農地の権利移動のあり方

耕作者主義：「見直し必要」「維持が重要」の両論

都市住民等の農地取得・利用：「推進、緩和が適当」「必要性低い」の両論

二、農業生産法人のあり方、要件緩和

「適当又は許容」「困難又は不適当、問題」の両論

三、農地の流動化の加速化方策、農地の有効利用対策

流動化対策：「認定農業者集積強化」「農地保有合理化事業

の貸借・受託」

耕作放棄地の防止・解消対策、農地有効利用対策・耕作義務の明確化、チエック

四、農業委員会の役割・業務のあり方

五、構造改革特区の活用

地方の特性・比較優位の追及に活用

優良農地確保と効率利用優先

土地利用計画との整合性確保

農地法の適用除外・耕作者主義が基本・耕作放棄等の例外的農地でも多面的な検討重要

◆第六回 研究会

第六回研究会は平成十五年二月二一日、地域における農地流動化対策を自治体・農委が運動した第三セクター方式により推進している清水町の実践報告を受け、農地流動化促進の可能性について、論議が行なわれた。

テーマ 「清水町における農地流動化対策」

報告者 米光 良一氏（清水町農業委員会事務局長）

（一）清水町農業の現状（平成十三年）と課題

清水町の農業は農家戸数四四〇戸、耕地一・五万haを基盤に畑作と畜産の複合生産で展開する。畑作（七、五〇〇ha）は小麦・ばれいしょ・豆類・てんさいを基幹作物とし、畜産（飼料作：七、五〇〇ha）は酪農が主体で乳用牛の飼養は二〇〇頭・一万頭に達する。また、肉用牛も二〇〇頭・一・七万頭を数える。

農業粗生産額は一七〇億円で耕種六〇億円、畜産一一〇億円からなり、生産農業所得は五一・三億円で、十勝管内一〇市町村中第六位である。

最近十年間（平成二～十三年）の構造変化を下記の通り確認しておく。

- ① 農家戸数は年率三・四%もの高率で減少が続き、反面、平均耕地面積は年率三・四%もの高い増加率で規模拡大が続き、現平均三四・三㌶に達している。
- ② 畜産では乳用牛の平均頭数が九五・七頭で年率四・九%，肉用牛も平均ハ七〇頭で年率七・一%と共に高い増加率で規模拡大が続いている。
- ③ 農家経済は一戸平均粗生産三、八六〇万円（年率三・五%増）平均所得一、一八八万円（年率四・一%）と成長を続けている。

以上のように、当町農業は主業型農業地帯として発展してきたものの、「離農→規模拡大→高齢化→離農」なる劇的な進行が、構造問題は留までも無く農地問題にとつても大きな課題となっている。

- (1) 清水町農業振興計画の策定
農業を基幹とする当町では、農業衰退すれば町の存在なし、と言う認識から、平成七年、「清水町農業・農村活性化ビジョン」を策定した。その主要課題を「所得平準化・農家負債問題・農地流動化問題・労働支援問題」とし、振興方策を展開することとなつた。
- (2) (財) 清水町農業振興公社の設立
（道立機械センターの本別移転跡を継承）
- (3) 農地の中間保有事業
（町農業振興の企画・調査
事務担当者会議 毎月開催）
- (4) 農地問題の現場
（農地問題の現状
農地の中間保有事業
町農業振興の企画・調査
事務担当者会議 每月開催）
- (5) 「農業特区」に対する意見
（農業特区の現状
農地の中間保有事業
町農業振興の企画・調査
事務担当者会議 毎月開催）

③ 職員：七名体制（町派遣二名・農協派遣一名・公社採用五名）

④ 理事会：各機関代表者で構成（町・農委・普及センター・農協）

⑤ 評議員会：担当者・農家代表・有識者で構成

⑥ 事務担当者会議 毎月開催

⑦ 事業・労働支援センター

（道立機械センターの本別移転跡を継承）

（農地の中間保有事業
事務担当者会議 毎月開催）

（農地の中間保有事業
町農業振興の企画・調査
事務担当者会議 毎月開催）

（農地の中間保有事業
町農業振興の企画・調査
事務担当者会議 每月開催）

- ① 公益法人認可：平成十一年十二月一日
- ② 農地保有合理化法人の承認：平成十二年三月一日

表 研究討議の論点（キーワード）と報告者

キーワード	報告者			
特区問題	入江・朝倉	谷本	佐久間	發地
農振法	白旗	杉谷		
農地法	白旗	谷本	佐久間	谷本
農地利用	白旗	杉谷		
食と農再生プラン	入江・朝倉	白旗		
KK参入	谷本	發地	門脇	
耕作放棄・離農跡地	谷本	發地		
農業生産法人	谷本	佐久間	門脇	
農業支援	發地	米光	門脇	
農地保有合理化法人	米光			

一貫した全体的支援システムが不可欠である。

△追記▽ 報告者が訴える農の哲理・「市場原理主義は農業崩壊」・
「農業の持つ公益的な性格が農地の持つ公益的な性格を堅持」

総括

以上が各研究会における報告要旨である。第一回から六回までの論議時間は延べ二〇数時間にも及んでいる。それぞれ農地問題に造詣の深い研究者と実務家の報告と討議だけにそれぞれ論点に即してかなりの深層討議が展開すると共に、各論点の全体統合的位置付けについても論議が求められた。

△△△では農地制度問題の主要論点に即してキーワードを設定し、各報告をアレンジし表示してみた。何れの報告も特定の論点に限定せず、農地問題の本質に迫ろうとしており、キーワードへの位置付けは複数としている。要は全六回に亘る論議が、どんな領域をカバーしてきたかを確認することにある。それを通じて残された問題領域を展望する。

◇ キーワードの論点 ◇

各キーワードに関する報告と論点を集約すると以下の通りである。

- (一) 特区問題
制度自体が疑問であるとする論調が多く、これを突破口に「なし崩

し」に拡散し、農地保全が難しくなる。株式会社参入否認については投機的農地取得が懸念されるほか、土地・水管理上の問題が大きい。

(一) 農振法

改正の骨子は、「市町村条例による地域調整」、「法規制による透明性」を確保されることとなつた。農地の減少が止まらず、平成二十一年の趨勢値三六七万ha、施策目標値四一七万haである。

(二) 農地法

これ以上の法人要件緩和（KKの農地取得）は認められず、下限面積緩和については新規就農者の条件整備上よい。耕作者主義・家族經營が基本であるとの論議が支配的であった。

(四) 農地利用

耕作放棄地が増加し、加えて耕地利用率も低下し、農地基盤は弱体化している。低生産農地の耕境後退（林地化）を黙認しつつ守備体制を構築すべきとの論議もなされた。また、農村の多目的価値形成（自然保護・環境保全・景観形成等）についても論議が及んだ。

(五) 「食と農の再生」における「農業の構造改革の加速化」

プラン中、農地問題と関わる施策として①法人化で拓く構造改革②米政策の大転換・セーフティネット③土地利用枠組みの三点を確認、加えて「工程表」についても論及した。

(六) 企業参入

高齢化等担い手の衰退を背景に、地元企業の農業参入が各地で進んでいるが、その実証例として農業生産では地元建設業種企業が組織した「北部檜山建設を考える2010の会」による技術開発を意図した農業生産実践活動、北見市におけるハープ栽培企業、遠軽町における

南瓜・アスパラガスの有機栽培（計画）等々、また、農作業受託事業への参入では北竜町における町・農協連動型の土建企業（D株式会社）、同町で建設の「農作業受託部」設置、白滝村における道農業開発公社買い入れ農地の地元企業三社による保全管理受託等々を取り上げ企業参入の背景・農地問題について論議された。

(七) 耕作放棄・離農跡地・耕境後退林地化

止めどなく進行する耕作放棄の統計的動向と実態事例を確認した上で、その防止方策について論議が展開された。

「耕境後退黙認？守備体制構築」、「後退地の有効な利用方策？環境保全・景観形成」なる論点も提起された。農業中核の某地区における「タタでも借り手なし」のショッキングな事例紹介も出された。

(八) 新規就農

「後継者なし高齢農家」が進行する中で、新規就農環境整備への期待は大きく、「一貫した支援体制」「下限面積緩和」「公的な農地貸付」等々の施策展開について論議がなされた。また、全国の新規就農希望者に対し、北海道は屈指のドリームランドたり得るとの明るい見解も指摘された。

以上、キーワードの論点を大胆に要約したが、各研究会における膨大な報告を集約しきれることは思えない。その責めは筆者にある。

◇ 残された論点 ◇

一連の論議成果を振り返って、残された論点を提起しておきたい。今後の研究会の論議に向けて些かなりとも参考になればと願つて

いる。

- 一、家族經營における将来像（農地問題の基礎）は？（七口）
- 二、下限面積の緩和・農地の再分化・分散化の助長か？（全国農業會議所池田農政部長）
- 三、農地の分級・ゾーニング・土地マップ・（柳村）
- 四、「特区・谷津私案」・市町村・合理化法人からの貸付方式による企業参入容認
- 五、企業の農業参入に期待することはないか？
- 巨額資本投下型施設農業
- ヘバイ才技術装備の園芸・加工型畜産▽
- 六、現存農業生産法人のKK化による経営発展は？
- 七、農外産業ノウハウの農業内部化

農地過剰・耕境後退・拡大リスク・圃場分散・多様な扱い手
II。稻作地帯の農地問題

深川市の賃貸借・岩見沢市の地価下落対応・士別市の水田価格変動

III。畑作地帯の農地問題

帶広市中規模畑作・清水町の農地賃貸借と農地集団化事業・訓子府町の地域分化と農地問題

IV。酪農地帯の農地問題

別海町の交換分合・豊富町の飼料生産と農地・八雲町の規模拡大と農地

（補論）・中山間地農地問題：初山別村の高齢化と農地

V。農地売買動向と中間保有機能強化

処分できない農地・減価リスク・合理化法人保有リスク・中間保有強化

VI。地価下落と農地担保金融

地価下落と負債要因・資金需要動向と農地担保金融からの脱却

VII。耕境後退と農地保全の課題

高齢者保有農地の耕境後退・農地保全課題・ゾーニング政策

VIII。農地保全の組織的対応

地域連携法人の成立と位置・美瑛町B法人・清水町（有）C

IX。農地移動に対する政策提言

農地問題対策の基本・借地保全・管理規制強化・農村総合土地利用計画

農地問題の地域的諸相・高地価借地型・低地価売買型・中山間地農地問題諸対策：中間保有拡充と「土地ファンド」・農地保全管理委託集団の育成

農地担保金融脱却

農村の多面的利用の追求：「市民農園」の多面的農村対応の構築

●フレーム

- I. 農地問題の統計分析

（注）各項の執筆者は割愛した。

農地利用・農地制度に関する検討と今後のあり方

北海道東海大学 教授 谷本一志



本日はこれまでの総括ということなのですが、実は複雑な問題とまだ進行中の問題がありまして、結論が出せない状況にあります。しかし、ここである程度の方向性を出して、議論しておく意義もあるかと思います。本日はこうした前提で報告させていただきますので、いかがよろしくお願ひいたします。

一、農地の地方分権の推進・自主管理

はじめに、規制緩和を打ち出し、地域の特性に応じた取り組みを認めするといった動きについてお話しします。言ひ換えれば地方分権に関する話題です。市町村段階による農地管理は、一九七五年に設けられた農用地利用増進事業、さらには一九八〇年に制定された農用地利用増進法の中で位置づけられ、今日まで継続して行われてきています。公共性があり、確固とした体制を持つ市町村を農地管理の事業主体として位置づけているのです。また、これは、地域の自立、自助努力の精神を市町村という単位で尊重しようとしたものもあると思います。最近の特区を含めた一連の動きは、これにさらに拍車をかけ、農地

制度が全国一律でなければならぬといった考え方を否定するものです。規制は一連の農地法や農振法の中にあるが、そこに特例を認めるという意味ではないかと思います。農山村振興研究会では市町村条例に関する論議も行われています。市町村条例が農振法あるいは農地法に優先するような仕組みづくりの検討です。

今、渦中にある総合規制改革会議、オリックス会長が議長となつている会議ですけれども、そこでは貸付方式のみならず、一般的な株式会社の農地取得問題が俎上に乗っています。地方分権の推進という動きは、そうした問題にまで及んでいます。農水省はこれを拒み続けていのですが、農地法あるいは農振法を超えるような裁量権を市町村にまかねてしまつたというのは地方分権の行き過ぎではないか、ある程度そこには農地法や農振法の規制があつてもいいのではないかというのが私の見解です。ですから、際限なく地方分権を推進するではなく、全国あるいは都道府県レベルの規制があつてもいいと思うのです。上位法を逸脱するような市町村条例が好ましいのかどうか、必ずしもそうではないということです。

すでに農地法や農振法の体系の中で、集落も含めた市町村の自主的管理が推進されています。しかし、今回の一連の動きは、明らかにそれを越えるものです。地元を混乱に陥れるかもしません。まだ、力のある

地域とない地域、扱い手がいる地域といない地域との間の差を拡大させるかもしれません。いろいろな意味で問題があります。国が匙を投げて責任放棄をしたのではないかと言つても過言ではありません。

一、耕作者主義維持の意味

一番目に耕作者主義の意味について考えてみたいと思います。この点については、一貫して農地法の根幹になつてゐるといふことを前もつて述べておきます。



周知のように、農業生産法人の一形態として株式会社を参入させようじう見解が注目されています。しかし、これは、その規制緩和の程度にもあります。戦後ずっと貫いてきた耕作者主義を実質的に放棄することになりかねないと思われるのです。農地は何よりも生産手段であり、それを自ら使用する耕作者にのみに与えられなければならないとする耕作者主義は、一

たはです。一〇〇〇年の農地法改正により、農業生産法人の一形態として、株式会社が認められたのですが、そこにおいても構成員要件として議決権の総数が四分の一以下、単独者のそれが一〇分の一以下の制限が設けられたのです。つまり、耕作者主義という農地改革の精神は今なお守られてゐるといふことです。そして、それが「食」を支え、多面的機能や農村空間を維持し続けていくと思われるのです。今回の農業特区構想における株式会社の参入問題に関していえば、仮にそれを認めたとすると、耕作者主義の完全なる放棄へと至る可能性が高いと考えられます。ただし、今回の特区構想では、①市町村あるいは合理化法人が介入すること、②借地方式であること、③農業専従者をおくること等の規制が設けられました。先日、私はこの研究会で「法人に最低一名は農業を行う社員がないなければならない。そうでなければ耕作者主義は守れない」と申しました。今回、特区においても「農業に常時從事する役員が一人以上いること」と、専従者をおくることが義務づけられたのは、そういった私の考え方と一致したように思ひます。近い将来、これが再び改編されるかもしれません。からうじて首の皮一枚でつながっているというのが実態なのでしょう。いずれにせよ、株式会社といえども、あるいは特区構想といえども、守るべき基本原理は守らなければなりませんといつのが私の主張です。

二、株式会社による農地取得問題

引き続き株式会社の農地取得問題について述べていきます。繰り返しますが、これについて私はやむむに承認するつもりはありません。しかしこれが、やがてなし崩し的に、そして全面的に認められるべき

いろいろと懸念しておられます。當もどき承知のようになり、一昨年、農地法が改正され、眞面目に取り組むのであれば農業生産法人の一形態として株式会社が選択できるようになりました。この段階で、株式会社の農業参入に関する法的整備は、すでに完了しているところですが、遠別町で建設会社が農業生産法人として農業に参入しているようです。米内山先生がお話しされたように、その他にも建設会社や土建会社が農業生産法人として農業に参入していくケースがいくつか確認できます。要するに、北海道においては、株式会社が農業生産法人の一形態として農業に参入するにあたりての障害はもはやないということです。わざわざ要件の緩和を求めていいる動きはあります。それを特区でなんとかしようとしているのが現状なのではないでしょうか。

この問題に関する本研究会の結論は、これでよかっただのではないか

と私は考えております。つまり、この範囲を逸脱してまで、全面的に株式会社が農業に参入すべきではないということです。ましてや、北海道から全国にむけてこれを推進していく必要もない。わざわざ、この点につきましては、後日、私なりに結論つけたこと思つております。

四、都市住民による農地利用

第四に、都市住民による農地利用についてお語りします。發地先生からもこうした意見が提起されたのではないかと記憶しておりますが、要は北海道においても都市住民による農地利用を前向きに検討していく必要があると言ふたものです。

これに関わって、特定農地貸付法、それと市民農園整備促進法といふ

二つの法律があります。私は、当面、この二つの法制度を活用しながら市民参加型の耕作を推進すべきだと考えております。特区を通じて下限面積の緩和を図るうなひとつの動きもあるようですが、都市住民による市民的耕作の要望には、約一〇年前に整備されたこれらの法律で十分応えることができます。現に栗沢町のクライインガルテンをはじめ、南幌町や一セツ町などでも都市住民による農地の利用が行われているのです。このへした展開は北海道的ではないと思われる方もいらっしゃると思うかもしれません。しかし、農村空間を多目的に、しかも有効的に活用していくためには、このようなメニューも準備しておかなければならぬと思います。生産者だけが農村に留まる、あるいは規模拡大一辺倒という従来のシナリオは、過疎化や高齢化をひととげに進めていくことにもなりかねません。そこからの脱却のためにも、このような耕作のパートナーがあつてもらうと願っております。

実は私の生まれ故郷であり、アドバイザーをやつてある雨竜町でも住民参加型NPOによる農地トータルストレーリング動きがあります。すいぶん熱心にやってらるんだなあといつも感心させられるのです。農地の取得や賃借に関しては、今回、見送られました。その是非について改めて検討するとして、ひとまず、この辺は、「農作業がした」という都市住民や外国人などの参画・相互交流は、そのような方々に喜んでもらえると同時に、農業を理解してもらえる。ひとつは、農業の味方にならねえれるかも知れないところとを述べておきます。

五、北海道としての農地移動・利用のあり方

①流動化をスマースに展開できるメニューの活用

最後に、北海道における農地移動・利用のあり方にについて、いくつか考えてみます。まず第一に、やはり流動化の推進について検討しなければならないでしょう。西村さんははじめ道立農試の方々がシミュレーションされたように、近い将来、高齢化が一気に進行し、それに伴い相当多くの農家がリタイアするといわれています。そうなると、離農跡地をなんとかしなければなりません。これに対応するには、やはり合理化事業を充実させなければならないと思うのです。期待度の高い長期貸付事業は、確かに多くの実績が確認できます（平成十四年度未保有実績八、一八一㌶）。しかし、最近、稻作地帯を中心に合理化事業の実績が低下傾向にあるのも事実なのです。

法人設立のための支援も必要でしょう。たとえば、南幌町にはキヤベツの生産のみ共同で行っている法人があります。これは、家族労働力だけではすべての農地を耕作できないといった農家が集まって設立されたものです。手に余る農地の耕作は、新たに設立した法人の枠組みの中で、しかも共同で行うといった手法です。このような法人の設立を政策的に促進していくことも必要かと思われます。

畑作地帯の施策についても述べておきましょう。これについては、今年の二月に開催された、地域農研の研修会における豊頃町農協の脇坂さんのお話が印象に残っています。豊頃町農協では、数年先に町内の相当数の普通畑が放出されるのではないかと予想しています。こうした畑地を飼料畑に転換し、酪農家に買つてもいいとすれば、農地の遊休化はなんとか避けられるのですが、地価が一〇㌶当たり一八万円もすると酪農家が買えないんですね。そこで、数年かけて、具体的には平成二十年頃といつひとびとでしたが、一〇㌶当たり一〇万円程度まで下げる。そうな

れば、酪農家も手を出せねだれのじつことなのです。要約しますと、農協が農地価格を調整し、断続してくる畑作農家と酪農家の農地市場を結合する。そして、農地の利用を促進していくという方策です。

②利用主体へ向けた空間再編

このように、買つてもいいえる農地、借りてもいいえる農地、言い換えれば利用される農地ということになりますが、こうした農地は限られているのですね。また、仮に利用対象になったとしても、小作料が高いから買った方がよい、買つのはリスクを伴うから借りた方がよいなど、受け手のそいつした農地に対する印象は様々です。

ですから、受け手にどうつて利用しやすくなるようつに農地を整備しなければならないと思います。簡潔にいえば空間再編が必要だとつことです。圃場分散の解消、利用集積など、様々な手法がセットされば、その効果はさらに高まるでしょう。

③地域システム化・受委託展開

次に、システム化についてお話しします。先日、美瑛に行つてしままして、機械への過剰投資が大問題になつてゐることをお聞きしました。これを解消するためには、やはり受委託関係の再編、ひいてはコントラクターの設置が有効ではないかと思うのです。

また、前回、清水町の米光さんにご報告いたしましたけれども、そこで紹介された総合的農業支援システムを形成していくとともに有効でしょう。コントラクターのみならず、市町村農業公社、地域連携型法人など、多様な仕組みを取り入れていくといった手法です。ただし、

こうしたシステムは、財政負担を伴いますから、地域住民の理解を得なければならぬでしょ。場合によつては、それを回避するため、地元の民間企業からの支援も必要となるでしょ。

④土づくりの意味と緑肥休閑の公益性

続いて、土づくりについてお話しします。実はこれが重要な点だといふことは、先日うかがった美瑛で確信を持ったのです。特に大規模経営でこれが大きな問題となっています。現に四〇～五〇㌶規模の家族経営では、すべての農地が守りきれていらないんですね。

しかしこうした経営においても、一部の農地を粗放的利用と、土づくりを目指した休閑緑肥対策をすれば、遊休農地の発生は相当防げるのではないかと思うのです。たとえば、輸作体系の中に緑肥作物を取り入れ、「これを「第五の作物」として立置づける。これにより、農地の遊休化がかなりの程度、未然に防げますし、もちろん連作障害の回避にも役立ちます。収益の向上を第一に考えれば、換金作物の生産を優先しなければならないのでしょうか、限られた扱い手で、全道一一〇万㌶の農地を守らなければならぬとすれば、こうした土づくりや緑肥休閑の導入も必要ではないかと思います。

⑤雇用型農業生産法人の支援

次に、雇用型農業生産法人の有効性について指摘しておきます。要は、新規就農者、リターン就農者、新規参入者などの受け入れだけでなく、農業生産法人における雇用を通じた新たな人材の育成も積極的に進めるべきだということです。最初は、資金や技術を持っていません

んから、単なる従業員にすぎないでしょう。しかし、技術、知識、能力を身につけていけば、やがて構成員になれるかもしれません。また、愛別町のある法人が経験したように、暖簾分けを通じて構成員に新たな経営を設立させるといったケースも考えられます。一体、どのくらいの方々がこうした手法を用いて自立していくのかわかりません。けれども、少なからず担い手を創出しているし、また、それを通じて農地の利用を促進しているのですから、このような法人を支援する意義はあるかと思います。

⑥利用集積と農場制農業

前回、七戸先生や白旗さんも指摘していたかと思うのですが、私も農場制農業について検討していかなければならぬと思っています。区画に関して言えば、「五㌶はもう古」。酪農地帯なり「五㌶、稻作地帯でも一〇㌶程度の区画が必要じゃないか」と思うのです。

分散も問題です。小間切れで農地を購入するケースが圧倒的に多いですから、規模拡大を果たすと、そのたびに飛び地を持つ可能性が高くなります。これでは交換分合などを導入したとしても、分散は解消されません。一五㌶、あるいは二〇㌶規模に達すると収益性が悪化するという話をよく聞きますが、その最大の原因是規模拡大に伴う分散と言つて間違いないでしょう。いつまで経つても、北海道の農業はスケールメリットを發揮できないわけです。坂下さんや菅沼さんと調査した八雲、それと開発局の仕事でおじやました長万部もそうだったんです。こうした規模拡大の後遺症が残っている。つまり、飛び地を処分しなければ、他の農地を引き受けられない状況にあるのですね。

「これには、過去の規模拡大の「負の遺産」といえるでしょう。ですから、これを解消していくかなければなりません。しかし、特区を通じて一気に解消していくのはいかつかと思うんです。それよりも、「負の遺産」を慎重に取り除いていく。さなり特区などというのは、私に言わせりや「三段階飛躍の論法」ですね。外部資本を導入する、あるいは一

般的な株式会社に農地を取得させるとも、もとと先にやるべきことがあるだけだと感じます。稻作地帯が典型となるのでしようが、事態が深刻なのは重々承知しています。「そんな暢気な」と書いてぶつれないと反論されるかもしれません。でも、これが私の持論なんです。時間となりましたので、これで終わらにしたいと思います。

「特区」制度およびそれを活用する地域の実態と課題

—建設業と農業のかかわり—

酪農学園大学 助教授 発地 喜久治



第三回研究会で、建設業が農業支援を行っている北檜山の事例を紹介しました。その関係で、今回このしたテーマで報告させていただくことになったのではないかと思いまます。

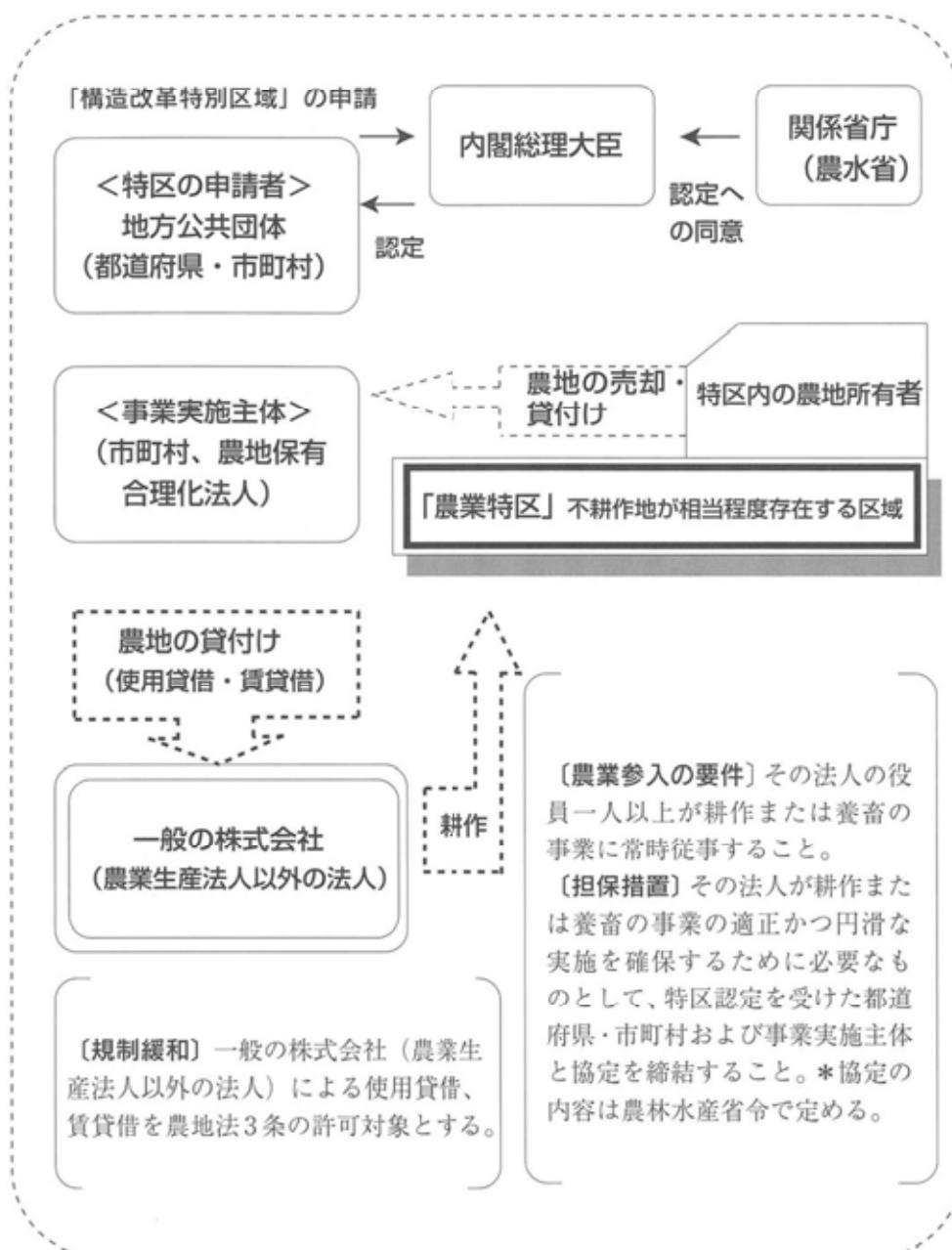
今日の報告は、まず「特区」制

一、動き出した「農業関連特区」

① 「農業関連特区」の認定状況

図1をご覧ください。「農業特区」の仕組みを図示いたしました。これに関するでは、皆さんご存知かと思いますので説明いたしません。統じて表1をご覧ください。これは「農業関連特区」の認定状況を一覧表にしたもので、皆さんご承知のとおり、これについては、四四と五四の二回にわたって認定がなされました。農業関連は表示した二五件となります。ただ、この特例は二つの法律に基づくものとなつております。ひとつは農業生産法人以外の法人に農地の利用を認めるところの農地法関連のもの、もうひとつは市民農園の開設主体を拡大について考察したいと思います。

図1 「農業特区」の仕組み



注：構造改革特別区域法より作成した。

農地法の特例に限定し、特定農地貸付法関係は除外した。

するといった特定農地貸付法に関わるもので、この視点から整理しますと、第一弾、第二弾ともそれぞれ一六件ずつの事例が確認できます。しかし、中には重複して認定されているものがありますので、それを一つの事例とみなしますと二五件に集約されるということです。

②「特区」の農業への参入主体

皆さんの最大の関心は、どのような法人がこの制度を活用して農業に参入しているのかということではないかと思います。そこで、次に青森県から南下する形で、その事例をいくつか紹介してまいります。ただし、申請者が作成した計画書は、四月に認定を受けた第一弾に変わるものしか公表されておりません。したがって、第二弾の事例はここでは紹介できません。この点について、予めご承知おきください。青森県です。ここでは、「当該地域の食品製造業者等の法人の参入による農業経営に参入して新たな事業の展開を志向する一ノーズがみられる」ので、「民間事業者や第三セクター等、多様な法人の農業参入を可能にする」とにより、民間活力をもつて農地の保全・有効利用を図るとともに、「これらの民間事業者等の有するノウハウを生かしたビジネスの展開を推進する」としています。要するに青森県で認定された「特区」制度は、食品産業に重点をおいたものだということです。次は千葉県の大網白里町の事例です。ここではNPO法人が鍵を握っています。「遊休農地等の所有者から賃貸した農地等について、特定事業の実施により耕作又は養畜の事業を行うことになるNPO法人に賃貸する」という仕組みです。そもそもこの町は、NPO法人を通じた都市と農村の交流事業を行っています。ですから、今回の

動きも、ここに取り組みと少なからず関連があると言えそうです。続いて、相模原市の事例です。ここでは、市内の商工業者が農地の借り手となって様々な振興策に取り組みはじめています。実施主体は、農地合理化法人の資格を有する相模原市農協です。これを通じて商工業者が耕作されなくなった農地を借り入れ、ダチョウの飼育、「卵ひろい農場」の開設、「さがみほりブランド」と銘打った米、小麦、そばの生産、これらを活用したパン、うどん粉、そば粉の製造および商品化などといった様々な振興策に取り組むということです。換言すれば、地元商工業者による食品産業の振興ということになります。

次に紹介するのは、山梨県の「ワイン産業振興特区」という取り組みです。皆さんご承知のように、山梨県はワインの製造で有名なところです。ここに紹介した特産物をより一層メジャーなものにしていくために県が申請したのでしょ。その目的は、「ワイン製造業者自らによるぶどう栽培の促進等を通じたワイン産業の振興を図る」となっています。

また、山梨県内の須玉町では、「町が農地所有者から「特別区域内」の農地を借り受け、NPO法人「えがおつなげ」に貸し付ける」といった計画を策定しました。大網白里町同様、NPO法人が主体となっている取り組みです。ちなみに、この取り組みは、「児童への農業体験等を通じた農業の教育効果の向上」が最大のねらいとなっています。つまり、大網白里町同様、農業で収益をあげるつもりはないのです。おそらくこれは、NPO法人が主体となる取り組みに共通してみられる特徴と思われます。

北海道の動向と最も似ているのが、次に紹介する新潟県の東頸城農業特区の事例です。東頸城郡の六町一村が申請主体となっています。

表1 農業関連特区の認定状況（2003年5月23日現在）

	都道府県	申請主体	特区の名称	①農業生産法人以外の法人による農業経営	②市園主農設の拡大
第1弾・4月認定	青森県	青森県	津軽・生命科学活用食料特区	*	*
	山形県	鶴岡市	鶴岡バイオキャンパス特区		*
	千葉県	千葉県、大網白里町	NPO活動推進特区	*	
	千葉県	鴨川市	鴨川市棚田農業特区		*
	神奈川県	相模原市	相模原市新都市農業特区	*	
	山梨県	山梨県	ワイン産業振興特区	*	
	山梨県	須玉町	増富地区交流振興特区	*	
	新潟県	安塚町、浦川原村、松代町、松之山町、大島村、牧村	東頸城農業特区	*	*
	和歌山县	和歌山县	新ふるさと創り特区	*	*
	兵庫県	兵庫県、豊岡市を含め1市10町	グリーンツーリズム特区		*
第2弾・5月認定	香川県	内海町	小豆島・内海町オリーブ振興特区	*	
	神奈川県	小田原市	都市農業成長特区	*	*
	石川県	石川県	石川クリーンツーリズム促進特区		*
	山梨県	山梨市	山梨市農地いきいき特区	*	*
	長野県	長野県、木曽福島町	木曽福島町都市農村交流特区	*	
	長野県	長野県、梓川村	梓川村地域活性化特区	*	
	長野県	長野県、大鹿村	大鹿村中山間地農業活性化特区	*	
	長野県	長野県、壳木村	壳木村ふれあい交流農園特区		*
	長野県	長野県、青木村	青木村都市農村交流特区		*
	長野県	長野県、波田村	波田村都市農村交流特区		*
	長野県	飯田市	南信州クリーンツーリズム特区	*	*
	京都府	綾部市	綾部市農村交流促進特区		*
京都府	亀岡市	都市・農村ふれあい交流特区		*	
	兵庫県	兵庫県、淡路町、北淡町、東浦町	自然産業特区	*	*
計			25件	16件	16件

出所：農林水産省資料より作成

注：①地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付事業
 ②地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

「農林業以外の産業は、公共事業を主体とする建設業と温泉観光産業等であるが、公共事業量の減少や景気の低迷を反映して、雇用環境が悪化しておりこれら産業の活力も失われつつある」ので、農業生産法人以外の法人に農地を利用させたいという主旨からの申請がなされました。ただ、ここでの取り組みは、具体的にどのような手法で行われようとしているのか、計画書をみてもさっぱりわからないのです。現にそこには「農業生産法人以外の法人に農地を利用する」「経営面積は八・二㌶から始めて、やがて五〇㌶、最終的には一〇〇㌶まで拡大する」としか記されていません。

しかし、新潟県が作成した「構造改革特区一覧表」という資料をみると、「これが株式会社の農業経営への参入を促進するものである」とがはっきりとわかります。該当する部分には、「地域に根ざした株式会社等が農業経営に参入し、他の事業と合わせて実施することにより、米の生産等における季節性という課題を解決し、経営主体の総合的な経営力による労働力生産性の向上、農産物の販売力の強化が期待できる」としつかり明記されているのです。

また、これに関わる新潟県知事の記者会見における発言（（10031年1月11日）も紹介しておきます。こちらの方がわかりやすいかもしません。「四曜日も東京に行つたので、改めて東頸城の特区の件について、市町村の農地保有について、更に規制緩和についてお願ひしてきた。（中略）中山間地においては、農業の担い手がない、だんだん高齢化していく中で、農業者の勤め先は地元の建設会社が多くなっている。従つて、天気がいいと農業をやって、雨が降れば土木建設会社に行くとよく言われている。そこで、一人の人間の労働

力を合理的に管理するためにも、土木建設会社という株式会社が農業に参入することが中山間地の農業を支える一つの手段になり得ると前々から議論してきた。それを今回お願ひしてきた」というものです。土木建設業と農業との深い関わりが、おわかりいただけるのではないかと思います。

むろん、新潟県と北海道ではその方向性が異なります。新潟県は、今、申し上げましたように農業経営に直接参入するというタイプが主流です。しかし、北海道はそうではない。作業受託が主体、言い換えればフントラクターとして農業に関わっていくといったタイプが主流です。ただし、公共事業等に依存する経済体質を持つていて、点で両者は共通していますから、新潟県の取り組みは、北海道での「特区」のあり方を考える上で大いに参考になると思われます。

これまでの話をまとめておきましょう。第一弾の認定事例の実態を整理すると、三つの類型に区分できます。ひとつは食品産業による参入です。ただ、こうした取り組みは、過去を遡れば確認できます。直営農場の開設、地元関係機関とのタイアップによる特産品開発などといった取り組みはその典型でしよう。「特区」ではこうした取り組みをやや促進したに過ぎないと、いうのが実感ではなうでしようか。

より注目されるのは、都市と農村の交流を図ろうとしているNPO法人、それと土木建設会社の参入です。繰り返しになりますので、これらの説明は省きます。要は、今回、「特区」制度を活用している法人は、①食品産業の参入、②NPO法人、③土木建設会社の参入といった三類型に区分できるということです。まだ内容は公表されておりませんが、おそらく第一弾の認定事例もこうした形で区分できるのでは

表2 15歳以上就業者数に占める
農業と建設の割合
(2000年国勢調査結果) (%)

地域・男女	総 数	農 業	建設業
全 国	100.0	4.5	10.0
北 海 道	100.0	6.1	12.5
男	100.0	5.4	18.2
女	100.0	7.0	4.3
石狩支庁計	100.0	1.2	11.7
男	100.0	1.1	16.9
女	100.0	1.4	4.0
空知支庁計	100.0	15.1	12.8
男	100.0	13.7	19.2
女	100.0	17.1	4.4
上川支庁計	100.0	10.2	13.0
男	100.0	8.6	19.2
女	100.0	12.4	4.5
留萌支庁計	100.0	10.4	16.5
男	100.0	9.2	23.7
女	100.0	12.2	5.9
渡島支庁計	100.0	3.3	12.6
男	100.0	2.9	19.4
女	100.0	3.9	3.6
檜山支庁計	100.0	14.0	19.3
男	100.0	11.5	27.9
女	100.0	17.7	6.3
後志支庁計	100.0	7.2	11.5
男	100.0	6.4	17.7
女	100.0	8.2	3.5
胆振支庁計	100.0	4.0	13.9
男	100.0	3.5	19.8
女	100.0	4.8	5.2
日高支庁計	100.0	20.2	12.6
男	100.0	20.2	17.9
女	100.0	20.2	4.8
十勝支庁計	100.0	13.9	12.8
男	100.0	12.6	18.4
女	100.0	15.7	5.2
釧路支庁計	100.0	3.6	12.4
男	100.0	3.5	18.1
女	100.0	3.8	4.2
宗谷支庁計	100.0	5.3	14.2
男	100.0	5.0	20.2
女	100.0	5.7	5.3
網走支庁計	100.0	11.1	12.7
男	100.0	10.2	18.9
女	100.0	12.3	4.2
根室支庁計	100.0	11.7	10.9
男	100.0	11.1	15.6
女	100.0	12.6	4.2
北竜町	100.0	48.4	11.1
男	100.0	47.4	16.9
女	100.0	49.5	4.1
白滝村	100.0	16.1	32.1
男	100.0	13.4	42.7
女	100.0	21.4	11.0

出所：「国勢調査結果」(2000年) より作成。

表3 民営事業所総数に占める建設業
の比重 (2001年)

	事業数割合 (%)	従業者数割合 (%)
北海道	10.2	12.6
石狩	10.8	17.3
空知	13.6	19.3
上川	11.9	19.0
留萌	13.0	25.1
島	13.5	15.8
檜山	13.3	26.9
後志	10.5	16.1
胆振	12.0	14.5
日高	9.7	16.8
十勝	12.7	16.0
釧路	11.7	16.8
宗谷	12.7	22.5
網走	10.0	17.1
根室	10.6	16.7
北竜町	18.7	41.9
白滝村	9.2	25.0

出所：「事業所・企業統計調査結果」(2001年)
より作成。

ないかと思います。

一、北海道における地域の実態と「農業特区」

—農業と土木建設業—

北海道の話に移ります。先ほし申しましたように、北海道の農村は、農業と土木建築業で支えられてゐるといえます。しかし、いずれも不況に見舞われていて、大変厳しい状況にあります。正に「農村複合不況」といえるのではないかでしょうか。そこで、以下では、まず「農村複合不況」の実態について報告いたします。そして、両者の産業連関の可能性を探り、北海道における農村の活性化について検討してみたいと思います。

① 地域産業に占める土木建設業の重み

まず、一五才以上就業者数に占める農業就業者数および建設業就業者数の割合を確認しておきます。表一は一〇〇〇年国勢調査結果をもとに作成したものですが、これをみると農業よりも建設業の割合の方が高いことがわかりいただけます。およそ一対一の比率です。ただし、日高支庁のように、地域によっては農業の割合が高い地域もあります。全体の動向をみれば、農業の割合は建設業よりも低めだということです。

次の表3は、民営事業所総数に占める建設業の比重を示したものであります。民間の事業所に限定しましたので、当然、農協や役場といった公的機関に勤めている方々は除外しております。そういう方々をはずした上で、建設業に勤めている方々の割合は、一体どのくらいになるのかを明らかにしたのが表3だといいます。これみると、北海

道のその割合は一割強であることがわかります。もちろん地域によつて状況が異なつておらず、中山間地域が多数を占める支庁ではその割合が高くなっています。

また、前回の研究会で取り上げた北竜と白滝の集計結果も載せておきました。表3の一部、それと表4がそれに該当します。やはり北竜はその割合が高いですね。四割以上になります。建設業が地域にとって如何に重要な産業であるかがおわかりいただけると思います。

しかし、報道などを通じて、すでに皆さんもご理解されていると思うのですが、公共事業の実績は先細りしています。しかも、構造改革の一環として公共事業費の一割削減が打ち出されたりしている。このよつた状況の中で、建設業や土木業は、「特区」の動向をじりみつつ農業への参入をうかがうという図式が成り立ちます。

では、実際、公共事業の請負金額がどのように推移してきたのか確認しておきましょう。参考にしたのは、北海道建設業信用保証株式会社が発行している「保証工事からみた北海道の公共工事の動向」という資料です。ちなみに、これは日銀の地域経済分析の資料や北海道が発行している「北海道経済白書」などでも引用されているものです。この資料をもとに、表5と表6を作成してみました。これをみると、公共工事の請負金額は、一九九八年を例外とすれば、一九九六年以降、一貫してマイナスで推移してきていることがわかります。特に一〇〇一年度の減少率はマイナス九・七と大きい。しかも、一〇〇三年度はこれをさらに上回る減少率になるのではないかというのが大方の予想です。

また、公共事業費の減少は、仕事をする空間の縮小、すなわち就業機会の減少を招くことにもなりかねません。そして、就業機会の減少

表4 北竜町と白滝村における民営事業所の産業別構成（2001年）

	実 数				構成比			
	北竜町		白滝町		北竜町		白滝町	
	事業所数(件)	従業者数(人)	事業所数(件)	従業者数(人)	事業所数(%)	従業者数(%)	事業所数(%)	従業者数(%)
全農業	107	756	87	555	100.0	100.0	100.0	100.0
林業	4	50	10	73	3.7	6.6	11.5	13.2
非農業	103	706	77	482	96.3	93.4	88.5	86.8
建設業	20	317	8	139	18.7	41.9	9.2	25.0
製造業	5	33	8	56	4.7	4.4	9.2	10.1
電気・ガス・熱供給業	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業	3	12	3	29	2.8	1.6	3.4	5.2
卸売業	37	61	16	16	34.6	21.3	18.4	9.4
小売業	1	5	2	4	0.9	0.7	2.3	0.7
金融業	-	-	3	6	-	-	3.4	1.1
不動産業	13	83	11	37	12.1	11.0	12.6	6.7
飲食店	4	20	2	14	3.7	2.6	2.3	2.5
医療業	-	-	-	-	-	-	-	-
教育業	1	30	2	28	0.9	4.0	2.3	5.0
複合サービス業（他に分類されないもの）	19	45	22	117	17.8	6.0	25.3	21.1
公務（他に分類されないもの）	-	-	-	-	-	-	-	-

出所：「事業所・企業統計調査結果」（2001年）より作成。

は人口の減少を引き起します。さらに、人口の減少は公共事業費の減少につながっていく。要するに、公共事業の縮小は、結果的にこうした悪循環を引き起こしかねないのです。特に深刻なのは、白滝村のようなそもそも人口が少ない地域でしょう。こうした地域では、「離農の増加→土木事業・土地改良事業の減少→農村が整備されない→人口のさらなる減少」といった悪循環がすでに成立しているような気がします。そして、これがさらに進行していくと地域の崩壊につながりかねない。ですから、基幹産業である土木建設業と農業との連関による地域振興が重要な課題にならざるのです。

②農家戸数の減少と農家経済の悪化

この点については、皆さん十分ご承知かと思いますので、はしまして申し上げておきます。要するに、農家戸数の減少が指摘されて久しいわけですが、それは農家の採算性の悪化に原因があるということです。経済性の悪化が戸数の減少を招くという構造は、土木建設業のそれが雇用者数の減少を招く構造と同じと言つてよいでしょう。

また、農地の流動化の停滞、さらにはその維持ができないといった問題もあります。たとえば、多数の離農者が出現したとしても、その跡地が移動していかない。農家経済が悪化しているので、本来、受け手となるべき農家が引き受けられないのですね。こうした問題は、白滝のような地域で鮮明にあらえてきています。まとめのようになりますが、私はこうした状況を「農村復

表5 公共工事請負金額の動向（対前年度増減率）

（%）

発注者	1996 年度	1997 年度	1998 年度	1999 年度	2000 年度	2001 年度	2002 年度
国	-10.1	-4	36.9	-8.5	-2.6	0.9	-6.3
公団・事業団	-9.9	-17	34.5	4.6	6.7	-18.4	-11.6
北海道	-14.4	7.8	10.9	-14.1	-11.4	-7.7	-11.4
道内市町村	8.4	-6.5	10.2	-5.7	-16.1	-8.9	-12.6
地方公社	-17	6.7	190.9	122.8	13.7	11.2	-35.7
その他	17.7	-19.5	63.2	9.6	-12.3	-13	-0.9
合計	-5.6	-2.1	20	-8.1	-9.1	-5.9	-9.7

出所：北海道建設業信用保証株式会社「保証工事からみた北海道の公共工事の動向」より作成

表6 公共工事の発注者別請負金額の構成（2002 年度）

（百万円、%）

発注者	請負金額	構成比
国	569,840	36.7
公団・事業団	72,472	4.7
北海道	442,585	28.4
道内市町村	398,612	25.6
地方公社	8,986	0.6
その他	62,608	4.0
合計	1,555,105	100.0

出所：北海道建設業信用保証株式会社
「保証工事からみた北海道の公共
工事の動向」より作成。

合不況」と定義づけております。数少ない農村の基幹産業、具体的には農業と土木建設業となります。これらがいすれも停滞してしまい、やがて地域の崩壊が懸念されるといった状況です。こうした状況から脱却するためには、やはり農業と土木建設業がきちんと連携していかなければならぬでしょう。その可能性を探るのがこうした地域の最大の課題ではないかと考えております。

③建設業のソフトランディング対策

これに関しても、皆さんすでにご承知かと思います。建設業者の異業種への進出、新分野への進出、多角化などを促進する道産業政策推進室の施策です。昨年十月五日には日本経済新聞でも報道されました。その実態は表7に示したとおりです。これをご覧いただくと、多くの会社が相当力を入れて様々な事業に乗り出していることがわかるのではないかと思います。

農業分野への進出事例は二四件となります。これらの取り組みも全体の動向同様、実にバラエティに富んでいます。しかし、土地制度がネックになるなど、様々な問題に直面しているのも事実なのです。こうした中、建設業サイドでは、地域の方々と共に相談会を開いたり、アドバイザーを招いて勉強会を開いたりするなど、前向きにその対応策を検討しています。しかも、地域レベルで様々な議論を行っているのです。ですから、農業サイドから斜に構える必要はないとは私は思うのです。むしろ、こうした取り組みをどう推進していくのか、法的な問題をどう解決していくのか、農業サイドからもう少し考えていく必要があるのではないかと思つております。

表7 建設業等の新分野進出・多角化事例
(1次産業への進出事例・平成14年8月現在)

取組分野	支庁	市町村名	会社名	取組テーマ
1次産業分野	渡島	福島町	中塚建設(株)	アワビの陸上養殖の取り組み
1次産業分野	檜山	上ノ国町	(株)安田組	農業生産法人の設立と水稻・野菜栽培
1次産業分野	檜山	奥尻町	(株)海老原建設	ブドウ栽培とワイン醸造、その経営多角化
1次産業分野	檜山	北檜山町	北工建設(株)	羊(サフォーク種)の飼育及びレストラン経営
1次産業分野	檜山	北檜山町	(株)伊間組	有機野菜栽培と新鮮野菜の販売
1次産業分野	後志	岩内町	(株)草別組	スーパー・暗渠(らくらく)の製造(製造部門への進出)
1次産業分野	空知	北竜町	金山建設(株)	農作業受託業務への進出
1次産業分野	上川	士別市	(株)足利	ビートを中心とする農作業の受託業務の展開
1次産業分野	上川	士別市	しづお建設(株)	ビート農家から農作業や暗渠工事を受託
1次産業分野	上川	富良野市	(株)森田工業	農機具(暗渠土等自動埋設機)の開発・事業化への取り組み
1次産業分野	上川	劍淵町	卯城建設(株)	ビート生産組合への参画による農業分野への参入
1次産業分野	留萌	遠別町	北浜建設(株)	1次産業(農業分野)への進出
1次産業分野	宗谷	稚内市	(株)共成建設	農業生産法人の設立による野菜生産
1次産業分野	網走	紋別市	(有)大幸産業	芝生栽培地を利用した野菜の生産
1次産業分野	網走	美幌町	芙蓉建設(株)	農業コントラクター部門への進出
1次産業分野	網走	丸瀬布町	(株)菅野組	農業生産分野(じゅんさいの栽培)への進出
1次産業分野	網走	白滝村	三協鉄工(有)	農業生産法人の設立による農業への進出
1次産業分野	網走	滝上町	大原建設(株)	七面鳥の飼育・加工の取り組み
1次産業分野	十勝	上士幌町	(有)田中建材工業	酪農業への進出
1次産業分野	十勝	本別町	(有)水木産業	土壤改良剤の精製及び販売の取り組み
1次産業分野	十勝	浦幌町	丸岡建設(株)	ビート苗移植作業請負
1次産業分野	釧路	釧路市	阿寒共立土建(株)	コンブ礁再生海藻・石炭物転除など事業の拡大
1次産業分野	釧路	標茶町	(株)日野組	農作業(牧草収穫)の受託業務の展開
1次産業分野	釧路	阿寒町	阿寒オーストリッヂ研究会(株)(阿寒建設協会加盟9社)	オーストリッヂ産業の事業化
1次産業分野	根室	別海町	(株)別海	砂利プラント購入による新分野進出
1次産業分野	根室	中標津町	(有)共栄土木運輸	農業コントラクター事業の実施
1次産業分野	根室	標津町	標津砂利建設(株)	農業コントラクター事業への参入
1次産業分野・環境・リサイクル	檜山	北檜山町	北部檜山建設を考える2010の会	有機無農薬栽培とし尿・ふん尿浄化施設に係る研究開発
環境・リサイクル分野、1次産業分野	渡島	森町	東日本産業(株)	産業廃棄物処理業の拡大及びハウスによる熱帯果実などの試験栽培(計画中)
環境・リサイクル分野、1次産業分野	上川	鷹栖町	(株)日建旭実建設	産業廃棄物処理から農業生産法人設立への更なる展開
その他の分野	空知	栗山町	(株)すいき建設	ビルメンテナンスへの進出及び農業分野への取り組み準備
1次産業分野				

出所：北海道経済部産業政策推進室調べ(平成14年8月調査)。

「企業組合」ってなに？

禿 老 児

知人の農協マンが訪れて来て懇談してらる際、「わが農協の若い農業者達が、あるチャレンジをしようとしてるのだが、機会をみてその話を聞いてやつてくれないか」と云ふことになりました。「果たして、私のようなローテルが聞いて、お役に立てるのだろうか？」と思いましたが、何よりもその「若人の挑戦」といふことに惹かれて、いかがわしい方から、そのような機会を設定してもらひよつてお願いしました。

農業者をはじめ関係者が、閉塞的な状況のなかで、意氣消沈しているのが大勢だと思い「」とおりましたので、大いに関心をそそられたのです。筆者のように歳を重ねてみると、「何事につけても、消極的・保守的になります。新しい試みについて、「そんなことをして大丈夫か、危険はないのか？」はたまた「誰か他に同じ」「」とをやっている人がいるのか？」という反応をするようになります。まずリスクを考え、先例を重視、結果として踏み切らない。石橋を叩くが、その音がどうであつても響ひないと云ふことが多いのではないかでしょうか。

つい先日、その青年達の話しを聞くことが出来ました。その青年達は、道央稻作地帯の専業農家の後継者（既に就農）、年齢は二五～三〇才台で、彼らの挑戦とは、この四人で（農産物直売所）を開

設するところのやうでした。直売所 자체は、まことにスケールはそれほど大きくないが、農家の庭先利用のものか、「道の駅」などに由来するものまで数多く見受けられるようになりますので、やはり珍しいものではありません。



ある「農事組合法人」ではなく、「企業組合」といへ、我々ことひて馴染みのないものなのです。直売所の施設建設のための助成制度等を模索してくる過程で、中小企業を支援する「中小企業等協同組合法」に基づく特別認可法人の一種である「企業組合」という法人形態を開拓されたのだそつです。



よく話を聞いてみますと、彼らの直売所は、一つの点で、現存する多くの直売所と異なっています。まず第一は、販売農産物の「セレクト」は

- ①選りすぐりの品質、
- ②顧客ニーズに応える品揃え
- ③品質に見合った適正な価格設定

を掲げています。

「選りすぐりのモノを提供しますので、それに見合った価格で買つてしまおう」という方針で、(安ければ安いほど良い)といふ常識に対置するもののです。現実の購買者(消費者)の行動は、そんなものではない、「田舎、田舎」という声が聞こえそうですが、農業、農業生産そのものに対する彼らの「ハイヤード」がこの「セレクト」を生み出したものと聞えましょう。

それから、第一(兵庫)の四人が「組合」という組織形態で事業展開をするのになります。しかもこの形態は、農業生産法人の一つで

このよつた特徴があり、以下のよつとじきの起業に際して支援する組合員比率。

仕組みと言えましょう。

- 個人事業者を中心にして、経営規模を拡大したいとき
- 主婦など趣味の仲間で、ケーキや家庭料理などを作りビジネスとして起こしたいとき

- 中高年齢者、サラリーマンなどが脱サラ、リストラなどにより、特技・資格などを活かして、ニユービジネスを始めたいたいとき
- 生きがいや地域社会への貢献（介護福祉・保育・看護サービス）を求めて行動したいとき



この四人は、一人150万円の出資で「企業組合」の設立登記を済ませ、販売所と駐車施設を「新山村振興等農林漁業特別対策事業」という事業の助成によって完成させ、八月の創業・開店を目指し、生産と開設準備に追われていました。一抹の不安を抱きながらも希望で顔を輝かせていました。前途の課題は山積していましたが、周囲の人々の手厚い支援を受けながら船出する彼らに心からエールを送りました。いや私たちが彼らを励ましたのではなく、私たちが彼らから熱いエネルギーをもひつたといふべきだつゝや。発想を転換（農業サイドから商業等の中小企業支援サイドの活用する）との必要性をこの青年農業者たちから学ぶことが出来たのでした。



「農業は感動産業です！」

その2



蘭越町 農業

及川 かわり

お金では買つ事のできない何かを求めて蘭越町にやってきたわたしたちです。

が、近頃、たいていの物やたいていの事は、お金がないと自由にならならぬらしいという事につすすめがつき始めました。同時に、すべてがお金で自由にならないという事も。

新規就農ですが、わが家は新築ではなく、当時は最新形であつただろう築四〇年の借家です。さらに納屋は、これほどにかしがつていても羊蹄の豪雪に耐え続け、先人の建築技術の偉大さに感服する…、といふほどの建物です。この偉大な建築技術士は、一件隣の脇山のじいちゃんです。農家だけど大工、大工だけど農家です。

骨董品の納屋の梁をながめながら、自分も一軒建ててみたいものだと思い憧れています。農家のつて畠仕事以外にも、電気工事や土木工事、ポンプやトラクターの整備、機械の修理、なんでも自分たちでこ

はお下がりや廃物利用です。働き頭の手押しの耕耘機は、大家のモウジイちゃんから譲り受けた昭和三〇年代のもの。四七年間、この地を耕し続けているすぐれものです。機械いじりなど縁のなかつたハジメさんですが、エンジンモーターメ出しのこの機械（耕耘機）を譲り受け、そのわかり易い仕組みとナイスな知恵と工夫に興味深々です。自分で直せる所は、先輩に手習いして使用しています。

農家のつて畠仕事以外にも、電気工事や土木工事、ポンプやトラクターの整備、機械の修理、なんでも自分たちでこ



及川 かおり（おいかわ かおり）さん

札幌市生まれ

1998年より蘭越町富岡在住

夫 肇 41歳

長女 知香 中1

長男 洋一郎 小6

次女 智世 小1

2.2haの農地で約30種類の野菜栽培

なしているのです。

文化的な暮らしが、人間に
じつて便利であるといふ事は、
それは素晴らしいと思う反面、

ボタン一つで洗濯から乾燥まで出来てしまう事や、米を研ぐという言葉さえが今の子ども達には必要がなくなってしまいそうな事が、なんだか不安です。

テレビのチャンネルひとつとっても、我世代の人間はついつい、チャンネル回して…と、言つてしまい、子ども達から”何言つてんのかワケわかんない。”とつこまれてしまいます。リモコンを紛失した日には、たいてい広くもない我が家の中間のテレビの所まで、チャンネルを替えに行く動作さえ億劫

となってしまった人間。いつたどこまで便利商品に侵されていくてしまうのでしょうか。

煙をつくるところ文化は時

代を経て、機械化され、大規模化し、すでに昔ながらのという方式は商品的な価値すらもつような時代です。消費者の嗜好や流通業者のニーズに合わせて、いつでもたやすく作れるような研究が進む今日ですが、新聞や雑誌などでそんな話題を目にするとたびに、農業なのに工業化されてるなあと感じています。

作る人にも、消費する人も、便利化されているということは、これも文明の進化なのかな。

アドバイザーの一人、菜つ葉じいちゃんこと岡村藤雄じいちゃん（八一歳）に昔話をしにもらいました。当時の農家の人々の苦労を思います。

なんにもしらないひとこころからはじめた新米農家のわたしたちは、装備もままならない

からじん、旧式農業を第一歩と考えていました。

札幌から来た、おかしな家

族は、何から何まで初心者なので、専門用語もよく知りません。

田畠の大きさは、畝（せ）・反（たん）・町歩（わよつぶ）であらわします。

一畝 三〇坪 約一ア
一〇メートル
一反 二〇〇坪 約一〇ア
一〇メートル
一町歩 三〇〇〇坪 約一〇

○ア 一〇〇メートル
初年度の作付の計画は、今おもつとたいへんに無謀なもので、面積あたりの平均収量を日安に、希望収入額から算出してしまいました。ジャガイモは一反もあれば充分と。

一回後、キリカケってなんだらう？ ジャガイモの株に土を盛つて雑草をおさえ、イモが陽にあつたつて青くならないよつにする作業のことでした。わたしたちは再び鍬を振りました。一畝も終わらぬうちに、柔な手は無残に豆がつぶれました。腰もギクギクです。へなへなと作業をしていました。柔な手は無残に豆がつぶれました。腰もギクギクです。へなへなと作業をしていました。そこへまたまた救世主があらわれ、管理機という機械があるので使ってみなさいと指導してくれました。鍬に



ミッキーマウスのかたちのジャガイモを植えよう

春一番に、そうとう張りきつて鍬（くわ）を振り、ジャガイモの作付を開始するわたしたちの様子を見たご近所の先輩達が、以前使用していた鍬（くわ）を貸してくれました。馬にひかせて使っていたものだそうですが、ハジメさんが腰にロープをつないで引っ張りました。見かねた先輩は、あわててトラクターを出動させてくれました。

三〇回 おきにジャガイモを置いていくのも、たいへん

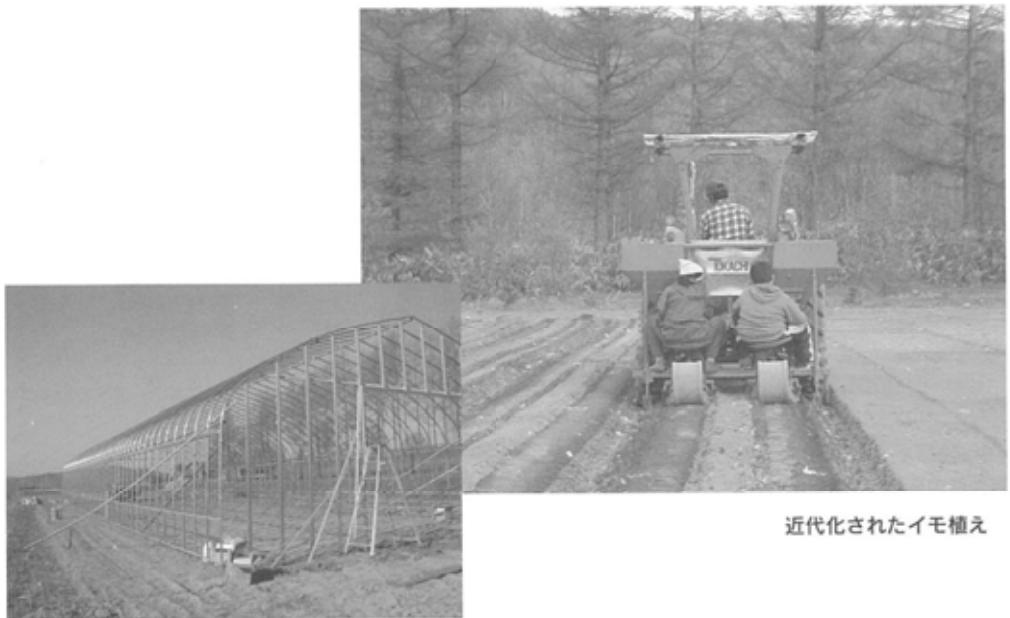
な作業でした。土かけは足でしました。

一畠の作業開始時には、

足をひきすつて、じうにかこ

うにかイモ植え終了。

一町にしなくて良かつたとつづつ思いました。



近代化されたイモ植え

建築工事もします

そのうえ土もたっぷり盛れるので大感動しました。

農耕馬体験をしたハジメさんは、速攻ジャガイモ植え機を中古で購入。トラクター組合に入り、初心者マークのノロノロ運転ですが、こうして及川農園ジャガイモの手植え時代は終わりました。

キリカケもトラクターに装

着する培土機を中古で購入し、出番を待っています。

機械化がどんどん取り入れられるのも、なるほどよく理解できました。

昔の農民はスゴイと思います。

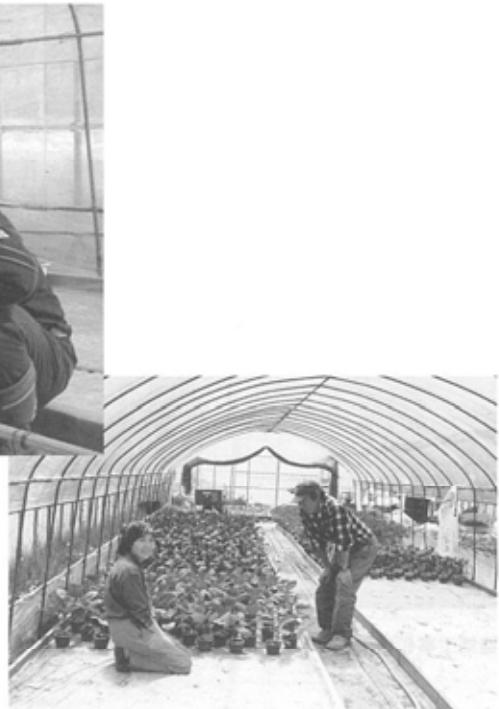
“オレらは農家しかやれねえからよ。”と先輩たちはおっしゃいますが、農家ってスゴイと心から尊敬しております。

さて、このベースで機械化が進むと、いすれ農作業が全自动化する時代がきてしまいます。それでも、まだまだお天気相手の手作業中心の及川農園、春からの農作業でそろそろ筋肉痛・腰痛に苦しみだしたこのごろ、ハジメさんがつぶやきます。

“全自動化農業でも昔ながらのトマトを作れる機械だったら、否定はしないな。けど、うちは金がないから買えないべな。”

農業という職業が全自动化になってしまったとき、せめて筋肉痛と腰痛とかつて農耕馬の体験をしたという昔話ができるることは、わたしたちの宝と言えるのでしょうか。そして畑で筋力を鍛える日々

はつづくのでした。



普及所の断波せんせい

農作業で疲れたなあと感じたら、即釣り、即昼寝、即温泉、釣場も温泉もある蘭越町ですから、いつの日かそんな余裕がほしいものです。が、今のところは人間の疲労は二の次、三の次というところであります。おかげさまで、農作業でどんなに疲れても至って健康なのです。カエルの合唱を聞きながらの眠りもわるくないです。

札幌にいた頃には風邪をひいたら、すぐそこに選べるほどの病院が建ち並んでいました。

サラリーマン時代のハジメさんは、すぐそこのススキノで残業あとの暴飲暴食で即胃腸薬にお世話になる生活であ

りました。が、小さな町の病院はおじいちゃんおばあちゃんのためのコミュニティであります。暴飲暴食をするようなネオンもありません。ということは、風邪をひいたり、お腹をこわさないように、毎日ノビノビと健やかに、ストレスのない豊かな生活を心がけろということですね。病気になりにくい身体をじっくりつくって、作り手も野菜も健康であることが大切なのです。ほつたらかして、それでいて健康というのも難しい問題ですが、おばあちゃんの知恵みたいな健康法もあるし、毎日の食生活は身体にも心にも大きく関わるなによりの健康法であると思います。あれこれと工夫して、新鮮な野菜を食べて、なるたけ薬に頼ら

すに笑顔でいたいものです。

す。ボット式石油ストーブは
消えます。やむる。

あれこれ工夫してどうのい
じじ、農家の暮らしをはじめ
て感じている事は、不便だと

何をするにも頭を良く使う
(使わなくてはならぬ)と

いう事です。
不便な分は、知恵で補いま
す。そんな生活を楽しんでい
るのですから、不便なことが
不幸だといつゝとはあります
ん。

大家さんがしきりにマキに
すれ、マキくべれ、と薦めて
くれたのですが、及川一家の
ストーブは石油ボット式です。

薪割がつらそうだったのです。
長時間の停電の経験はありま
すか?当然ですが電話もス

トーブもテレビも使えません。
富岡の冬は停電がよくあります

く燃えているんだろうな。
火の力は偉大だと思います。

ストーブがついて暖かくなる
と、グッと家族の雰囲気がよ
くなりましたが、ストーブに
へばりついている子供達に、
おしりが焼けてもしりませ
ん!毎ハハハと言つたところ

やはり却下されました。
農作業の事や大家族の食事
てんてこ舞の毎日を、のんび
りゆつたり生活するために、
農家の母は知恵をはたらかせ、
それと冬の夕方六時前には灯
油切れに気を配るのです。

たぶんもたもた作業をして
いるから、のんびりやつてい
るようにみえるのかなあ。



鷲山のおじさんとおばさん

くらひに寒い家の中というの
はつらいものです。

毛布をかぶり、子供らは、
料理をするとガスコンロにあ
たりに来る始末。幸運にも停
電していくてもガスは使えます。
さむいのでみそ汁がとつても
ありがたいのです。

ストーブを付けたらさむさ
レもさむいからやめてくれと
却下されてしましました。辺
りは真っ暗。だけど、大家さ
ん宅ではマキがバチバチ暖か

連載



あのマチ・地域おこし活躍中
このムラ

No.33

ニセコ町の事例

— 地域資源循環型クリーン農業を実践し

地域共生を目指す —

◇ニセコ町の沿革と概況

地勢は北海道の西部、後志支庁のほぼ中央部にあり、総面積約一九七km²を擁するが、北海道の市町村の平均三九四km²の半分の面積である。主な山岳であるニセコアンヌプリ、昆布岳そして「蝦夷富士」の愛称で親しまれている国立公園羊蹄山（標高一、八九八m）

に三方を囲まれ、この中央を

全国の一級河川清流ランキン

グ四年連続一位となつた尻別

川が東西に流れている。内陸

的な気候を呈し、平均気温は

六・三℃、冬の最深積雪は二

〇〇cmに達することもある。

人口は四、五八九人（平成十

五年四月末現在）で、六五歳

以上の高齢者比率は、平成九

年二一%から十四年の二四・

三%（北海道の比率は前回国

政調査による一八・二%）

で少子高齢化が進行してきて

いる。

産業別人口比率の推移を見

ると、第一次産業の農業は、昭

和三十五年の六五%、昭和五十

五年四二%、平成十二年二四%

と減少してきている。これに対

し観光を中心としたサービス

業である第三次産業は、昭和三

十五年の二六%、昭和五十五年

四〇%、平成十二年六四%と増

なっているが、年間約一四五

加を示している。

農業の主要作物は、馬鈴薯・

水稻・大豆・小麦ほかてん菜・

スイートコーン・メロン・ア

スパラガス、かぼちゃ等で經

営耕地面積は二、一六二ha、

収穫量四五、五九〇t（平成

十一年産）となつていて

観光について、観光客の入

り込み数の特徴は、一月と八

月にピークがある二峰型と

万人で横ばいの実状にあり、道内外の客の割合は、道内五五%、道外四五%である。

◇ 環境の保全

町は、地域の自然環境や生活が河川や地下水などの水循環（水環境）の保全を中心に、自然生態系や地域生活文化を守り育てることを目的として、「二セコ町環境基本計画」を平成十四年三月に策定し、「環境重視型地域」の実質的なスタートを開始した。この計画には、水環境の保全、自然綠地や農地の緑環境の保全、ゴミの資源化を図る物質循環の回復や、地球温暖化の原因である二酸化炭素等排出削減を視野に入れている。

計画の体系は、「全体目標」として「水循環と物質循環の保全を基盤とした、二セコ環

境文化の育成」を掲げ、その下に①【水循環を保全すること】と、よって、二セコの豊かな自然生態系と地域生活文化を守り育てる】②【物質循環型の「コミゼロ地域を目指す】を配している。

①の中で農業関連事項を見ると、「河川流域の農業用水の循環利用を高め、河川や地下水への汚染負荷を低減する」する手立てとして、(1)【クリーン農業を進める】大量の農業から有機農業への転換を進め、水系への環境負荷を軽減する、(2)【家畜を有効に活用管理する】家畜尿污水などを畜産廃棄物を河川や地下水へ流さない等、具体的に規定している。

また②の農業関連事項では、「生」を土に戻す】生「ミニ（北海道環境白書〇一版による）

ここで参考に物質循環と廃棄物排出にわたる北海道の状況が、物質収支（どれだけの資源を採取し、消費し、廃棄しているか）の観点からどうなっているか警見すると、三點の特徴が挙げられる。

①資源・製品の輸・移入量と輸移出量が約二対一とアンバランスで、特に、輸出入については、約二〇対一と一方的な輸入超過である。

②廃棄物の発生量が多い割に、循環型社会の形成からみると、道内の物質循環は多く

二セコ町の物質収支から見る。現在、生「ミニ等を原料として堆肥を製造するプラントと「二セコ堆肥センター」の建設稼働したことにより資源化を推進中である。

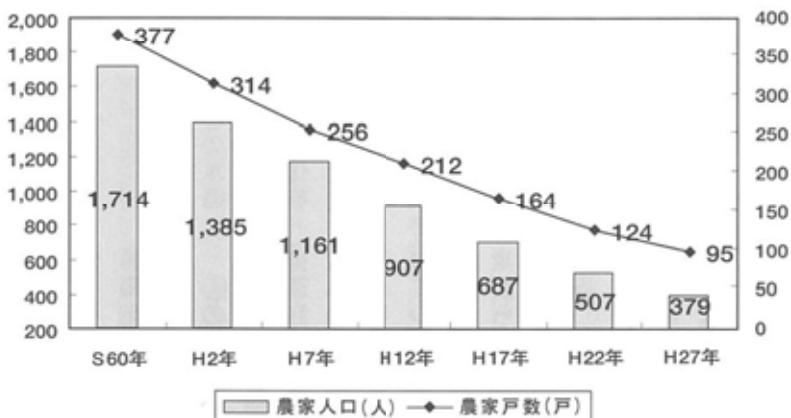
ここで参考に物質循環と廃棄物排出にわたる北海道の状況が、物質収支（どれだけの資源を採取し、消費し、廃棄しているか）の観点からどうなっているか警見すると、三點の特徴が挙げられる。

①資源・製品の輸・移入量と輸移出量が約二対一とアンバランスで、特に、輸出入については、約二〇対一と一方的な輸入超過である。

②廃棄物の発生量が多い割に、循環型社会の形成からみると、道内の物質循環は多くなく減らした「地域資源循環型クリーン農業」を町の農業

た物質循環の状況はデータ不備で明示できないが、北海道や全国の状況を踏まえ、環境計画で謳われている「大量の農業から有機農業へ」の方向を基本に、諸外国からの農業や窒素化合物の大量輸入による地下水や大気への負荷が大きく、これが生態系における物質の健全な循環を損なっていることを深く認識し、「有機肥料」が自然界と人間社会の物質循環や、地域経済の物質循環をさせってきた物質の一つであることに着目し、農業が物質循環の基盤に立ち返るために循環できる適正バランスの有機肥料成分を活用し、循環できない化学成分を限りなく減らした「地域資源循環型クリーン農業」を町の農業の柱として実践中である。

表1 農家人口・戸数の推移と予測



出所：ニセコ町

併せて、作られた農作物が二セコ地市場を循環する割合を増やす地産地消の仕組み作りが必要と考え現在摸索中である。

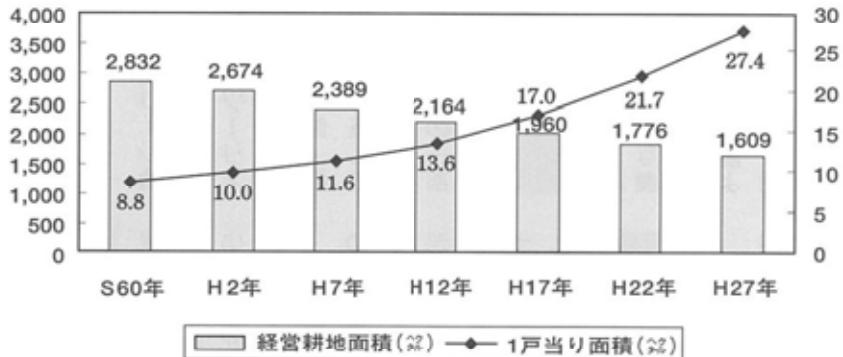
◇ニセコ町農業の概況

農家戸数と農家人口は年々減少してきており、平成二年に三一四戸、一、三八五人であったが平成十二年には二二戸、九〇七人との一〇年で四七八人、一〇一戸が減少している。また六五歳以上の農家高齢化率は二七・八%（平成十二年）と町全体の比率より高い。

耕地面積は、各作物とも年々減る傾向にあるが、一、八五〇ha（平成十二年）で、内訳は水田七〇一ha、普通畑が一、七五一ha、牧草地三九八ha。主な作付面積は、各作物とも減少傾向にあり、総体的な地域としての生産力は低迷傾向である。その中で大豆は収穫の機械化定着で復活倾向にあることは特記される。水稻三六九ha、小麦八一ha、てんさい三〇一ha、野菜類二七八ha、豆類二七ha、馬鈴薯四五〇ha、豆類三〇一ha、野菜類二七八ha、牧草等五五五haとなつており、家畜農家は乳用牛一戸で一、一〇〇頭、養豚は一戸で六一〇頭を飼養している。

次に農業粗生産額では、耕種一二億四千万円（八三・三%）、畜産四億五千万円（一六・七%）、あわせて二六億九千万円（平成十一年産）である。品目別に見ると、水稻四億一千万円（一五・一%）、麦類三千万円（一・一%）、豆類一億八千万円（六・七%）、いも類七億九千万円（二九・四%）、野菜類六億九千万円（二五・七%）、てんさい他一億四万円（五・一%）、畜産の乳用

表1 経営耕地面積・1戸当たり面積の推移と予測



出所：ニセコ町

牛三億七千万円（一三・八%）、豚八千万円（三%）となつてゐる。畑作（麦類・豆類・いも）が四割、野菜類四分の一、畜産と水稻を加えて比較的のバランスのよい生産体系といえよう。

◇ 新農業振興計画

ニセコ町農業が直面する課題は

- ① 農家戸数の減少で集落機能や農村活力の低下が予想され、地域機能の活性化が必要である」と。
- ② 引き続く農地飽和状況のなかで、担い手への流動化を積極的に進めるための制度や支援策の充実強化が急務であること。
- ③ 米などの生産調整対策や市場価格の低迷により農家経済は厳しい状況にあるが、高収益野菜類の導入や市

直・加工など経営の複合化を促進する必要がある」と。自己完結型の家族経営の実態から、機械施設の保有が過剰な環境にあり、コントラクターや共同化など利用の組織化が必要であること。

- ⑤ 環境との調和に配慮し、消費者の信頼に応えた「安心」「安全」な產地確立のため、地域資源循環型クリーン農業の着実な実践が求められていること。

⑥ 多様化する消費者ニーズに応え「売れる農産物」をつくり、同時にニセコの観光立地を活かした多様な販売の実践が求められている。

- これら課題に対し、このたび町が策定した振興計画（平成十五年～十九年）において「自指す姿（ビジョン）」として
- ① 地域ぐるみの担い手育成
 - ② 収益性の高いニセコ農業の

確立

- ③多様でゆとりある農業経営の確立
- ④豊かさと活力ある地域農村の構築
- ⑤環境と調和したクリーン農業の実践
- ⑥二セコ型グリーンツーリズムの確立

の六点を掲げ「主な対策・振興策」を掲げ取り組みをしている。

ここで取り組み事例の一部を紹介する。

地域ぐるみ農業塾

担い手育成

いる今日、企業的な経営管理能力向上を目指し一期二力年の講座を受講するものである。カリキュラムは二力年間で、一年目に農業簿記の履修、二年目は経営の診断と設計を「自分の経営実態に基づく資料」により行い、自己の経営の改善策と課題を整理する。

修了にあたり「認定農業者」の認定申請を受講者自身が行う。対象人員は一期二〇人。現在一期生二〇人、二期生二〇人が受講中である。期間は十四年度から十六年度の三期。

道の駅

二セコ「ピューブラザ」

多様でゆとりある農業経営の確立

より更に機能が充実し、道の駅利用者はもとより町内外から多くの人に好評を得ている。更に、駐車場拡充工事により、訪れる車両の収納力と二セコの玄関口としての機能が一層充実し、利用者がさらに増えることが期待されている。

なお、公募で店を出した五戸の農家のアイテム数は二〇点、平成十四年度の販売実績は、合計で一億六百万円であった。

二セコ・アクティブ・バス

二セコ型グリーンツーリズムの確立

これまでに運行して来た結果、乗用者が年々増加し、年間一〇〇万人以上の利用者が訪れている。要望のあつたフリースペース棟は昨年の改修工事に

発し、昼食後アウトドア体験として二セコの農村景観の中とラフトティングや乗馬等を体験し夕刻札幌市内に帰るコースである。今後は、農業体験のメニューも取り入れ、グリーンツーリズムの確立と内容充実を目指す意向である。

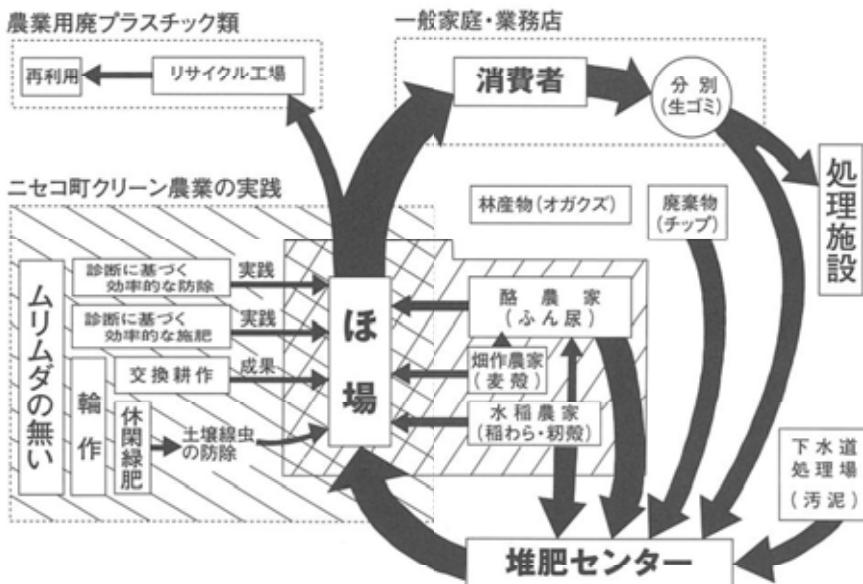
◇堆肥センター

環境と調和したクリーン農業の実践

目指す姿（ビジョン）「環境と調和したクリーン農業の実践」を確かなものとすべく平成十四年十一月に「二セコ町堆肥センター」が竣工し十二月からの試験操業を経て本格的に稼働を始めている。場所は町から車で約一〇分の同町字豊里地区。敷地約三万三千坪。施設の構成は、前処理槽、一次発酵棟・二次発酵棟・水

分調整庫／農機具庫・管理棟

図1 ニセコ町クリーン農業 地域循環図



から成る。

処理工程を簡単に見ると、原料は畜ふん・生ごみ・下水汚泥であるが、当分の間分別処理していく予定である。生ごみ・下水汚泥は前処理工程で七日間、一次発酵工程九五日間、計一〇二日間で製品となる。畜ふんは、前処理工程で約七日間、一次発酵工程三日間、二次発酵工程六五日間、計一〇五日間で製品となる。年間三一〇日稼働であるので厳冬期間は前処理工程を延長し、確実な発酵を確保する予定である。

十五年度の堆肥製造計画を見ると、年間の原料堆肥八、二八一、ト（うち畜ふん七、三三一、ト、生ごみ・下水汚泥九五〇、ト）を畜産農家他から集め、五、七三一、トの製品堆肥を生産し、出来上がる製品水分は、六〇%前後としている。

この施設の原料は、畜ふん・

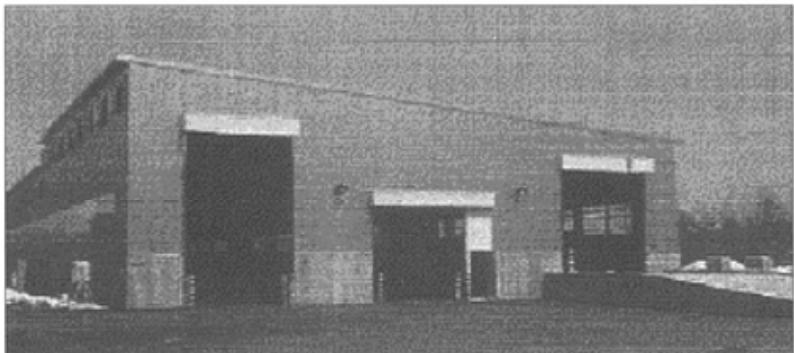
生ごみ・下水汚泥であるが、特徴として一般家庭等からの分別生ごみを利用した堆肥製品を作りこれをほ場へ還元し、出来上がる農産物が消費者の食卓への「資源循環」の実現であり、環境の保全での「生ごみの資源化」を推進し「土に戻す」実践でもある。この仕組みの前提には、台所から出る残飯や調理くずの分別がポイントで、貝殻・牛骨・豚骨などは週二回収集の一般ごみに入れ除外をしていることである。十分に水切りし青色の生ごみ専用袋（有料）に入れて、生ごみ回収日に設置されているボリバケツに各自投入。生ごみ専用車が回収し前処理槽に搬入され処理工程に乗る。現在、異物除去後にかなりのビールなど分解しないゴミとして排出されている。一層の消費者に分別徹底

表2 施設風景



↑ 一次発酵棟

↓ 二次発酵棟



を願うため、定期的に堆肥センターを一般公開し理解を図りつつある。

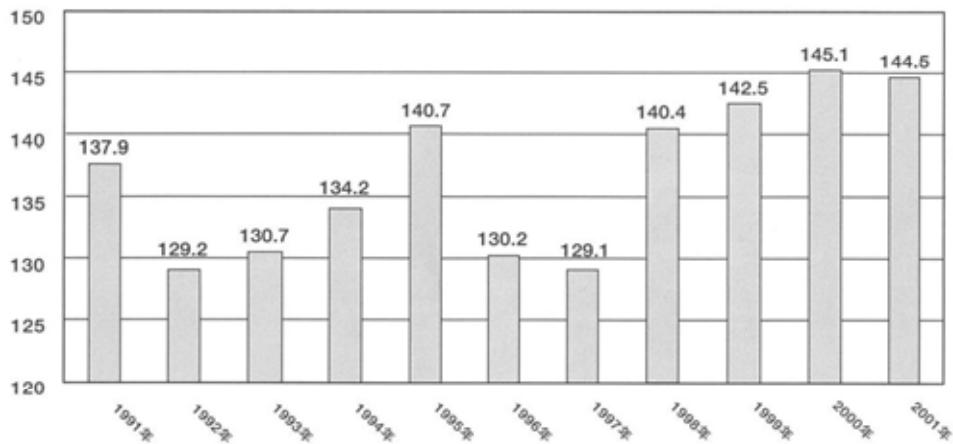
センターの製造する堆肥の利用により、収量安定、馬鈴薯や小麦・豆類の品質向上が期待されるとともに、畜産農家においては、環境基本計画の「家畜尿汚水など畜産廃棄物を河川や地下水へ流さない」環境汚染のない力強い營農展開が可能となり、地域全体の一環境と調和したクリーン農業の実践」に寄与すると期待が寄せられている。

◇ 地域の活性化

二セコ町の第三次産業は、観光を中心として、従事する人が六割を超える、地域振興や雇用の拡大など地域経済を担う重要な役割を果たしている。農業もこの観光商業と連携し、町の活

表3 観光客の入り込み数

単位：万人



出所：ニセコ町

性化の役割を担つてゐる。その具体例を次に紹介する。

①「実りの秋フェスティバル→ニセコ大収穫祭」

札幌にあるホテルと提携し平成十四年十月の一ヶ月間行った。これはホテル内のレストランでニセコの食材を使い特別メニューを提供するものである。また期間中は、「ニセコ町農産物販売促進委員会」のメンバーがホテルで農産物宅配や産直即売会（六日間）を行ない、用意した「飲むヨーグルト」「いももち」など町の特産品を完売した。

最終日はホテル主催のチャリティーへも参加し収益金を社会福祉協議会に寄贈した。今後もホテルと提携し「多様な販売のあり方へチャレンジする農産物販売促進活動」と

して継続実施する予定である。

②「ニセコ花フェスタ2003綺羅（きら）街道」

綺羅街道は、平成十四年に完成した道の駅「ニセコビュープラザ」→ニセコ大橋間の路線名称である。町民の願いである地域の活性化と潤いのある街づくりを基本として、昭和六十三年のニセコ大橋建設開始から一四年の歳月

を要して整備されたこの街道を舞台に、花フェスティバルがコミュニティの再生と地域活性化へ向けた取組みとして、昨年七月～九月に初めて実施された。この実現のため「花フェスタ実行委員会」が設けられその中に「農業活性化部会」も設置されており、部会の目標として「自らが生産、商品化、流通を手がける」ことにより、「産地直送型農業」

綺羅街道と花フェスタ会場の風景



の可能性と問題点の確認を行い、今後の「ニセコ農業の有り方を「観光」と「商業」の協働事業の中から発見することを目標とした。そのため・特産品カタログの作成・夜市、朝市、ふぞろいの農産物市場の開催

・農産物の企画商品化

・ホテル料理日本一コンテストなど、に取り組んだ

今年も昨年に引き続き、七月一日から九月三一日まで綺羅街道を舞台に開催される。「ニセコ花フェスタ2003綺羅街道」が、コミュニティの向上や、町の活性化に向け農業と観光・商業との緊密な連携のもと益々発展継続することが期待されている。

◇ まとめ

今回レポートしたニセコ町

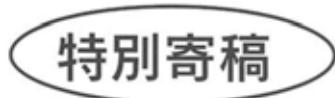
は、農業と観光・商業の連携により、地域産業を創造しようと奮闘中の町である。同時に環境を守り育てることを基本に環境基本計画を策定し実践中の町でもある。「地域資源の循環に取り組み、土地・人・未来を救いたい」という熱い気持ちが町民一人ひとりに広がり、現在様々な仕組み作りから実践行動まで、地域の活性化につながっていることが随所に感じられた。

ニセコ町のこれからは、地域農業に立脚した農産物生産と販売および一般消費者を含めた観光産業との連携でより飛躍を遂げるであろうとの感覚を強くした。

レポーター

地域農研 専任研究員

川原和雄



酒場利用の発展段階と分岐点

ペンネーム

確田 素州

はじめに

酒場ネタが続いてすみません。筆者のような上昇志向の全くない中年サラリーマンにとって、酒場は生きていくための必須アイテムなのです。もちろん、酒を飲むだけなり自宅でもできますが、なけなしの労働意欲を再生産させるためには酒場という装置を介さなくてはなりません。

今回は、酒場シリーズのまとめとして、「オトーサンが労働意欲再生産のために一人で一軒だけ寄って帰る」ことを前提とした酒場利用について、年代別にその特徴を記述することもに、オトーサンが帰るべき家を失わぬための酒場の利用方法について提議させていただきたいと思います。そういうわけで、「ちょっとお酒を飲んだらつい元気になってしまって力オリちゃんやエリーちゃんのところへハシゴをするうちに終電に乗り遅れて翌日は一日酔いで……」なんていうのは除外させていただきます（話としてはこちらの方が断然おもしろかったりします）。

年代による酒場利用の変遷

一、オトーサン前史・・・勝負利用段階

酒場を利用開始するのは、一般的に、中・・じやなくて、成人

人生50年、それと"れの酒場

① 銘酒居酒屋

・好きな酒：日本酒特別大吟醸
(複雑な名前ほど良い)



一部上場企業・部長 (50)

- ・日本酒の銘柄にうるさい
(味は良くあがらいか……)
- ・サンスはハラワタも食べる
- ・若い頃は、会社の屋上で
バーレホーリーをしたものだ。
- ・ミッション系、女子高生通り
長女(17)が、援助交際して
いるのを知らない。

(1) 学生期

まだお酒を無謀に飲むしか知らない段階。前記①の場合では、チェーン居酒屋でフライドポテトやワインナーなどの脂っこいつ飲みを、青リンゴサワー カルビスハイとかいう名古屋ティースト飲料で流し込み、衝動的放送禁止行動に走る者や救急車のお世話になる者が多数輩出されます。そんな状況下でも、目敏感ターゲットを酔わせ、介抱しちゃおうなんて考えている正直な若者（前記②ですね）も結構いたりします。当然ながら、都の西北の私立大学生のような卑劣な手段は使いません。

(2) 若手社員期

翌日の心配を多少はするようになる段階。前記①の場合では、会社の同僚や同期と、多少ランクの高いチェーン居酒屋で、上司の悪口をいいながらピッチャーのビールを注ぎつつ、○○育ちの××産野菜○○焼き△△風△△和え”とかいう不自然に名前の長いつまみを注文します。同②の場合、合コンなどでは①と同様の

する頃であるといえます。ただし、若年期における酒場利用は、①友人との健全な交流と②異性との不純な交友のための手段であり、オトーサンとは、結局することは同じでも、当初利用目的が違います。

② 大衆酒場

・女きな酒：ヤンキーバーボル



広告下請会社

(自作)アートディレクター(50)

- ・オレのセニスベ No.1 である。
- ・西麻布や六本木なしには田舎者のがまはがりご落ちつかない。
- ・大衆酒場は“オシヤ”である。
- ・「茨城県、猿島郡 三和町出身」というのが人生最大の秘密である。

創作無国籍系酒場を利用することが多いようです。単独行動の場合は、小奇麗かつ薄暗いバーでドライマティックを片手に、お持ち帰りを成

就すべく一発勝負に挑んだりいたします。いずれにしても、年齢が上がるにつれて女性側の勝負度が

高くなります。そんななかで「俺はそんなへマなんかしねえよ」という自信満々の方が、まんまと術も合コンに誘われなくなると、オネーサンのいる酒場に通つようになりますが、オネーサンの名刺が妻に見つかったり、子供がケータイをいたずらしてリタイアルされてしまったりとかで、火遊びもしばらくお休みにしようと思つたりすると、オネーサンとオトーサンによる段階的な酒場利用が始まります。もっとも、当の本人にしてみれば、オトーサンになったという自覚なんかありません。気づくのはずっと先のことです。

以下では終身雇用・年功序列を前提とし、かつ、その前提が崩れつつある会社のサラリーマンをモデルとして、年齢と会社内階級による段階的な酒場利用のケースを例示いたします（図1・表1）。

モデル設定（スタートライン）

三四歳 会社員 係長

家族：妻三一歳（専業主婦） 長女一歳（妻はそろそろ一人目が

欲しいらしい）

一ヶ月あたり小遣い：昼食費込四五、〇〇〇円（係長になつて、五、〇〇〇円アップした）

二、オトーサン段階・・・労働意欲再生産利用段階

そのようにして結婚して家庭を持ち、子供が生まれ、懇願して

係長級：

●三〇歳代

図1 社内階級と酒場利用の発展段階モデル

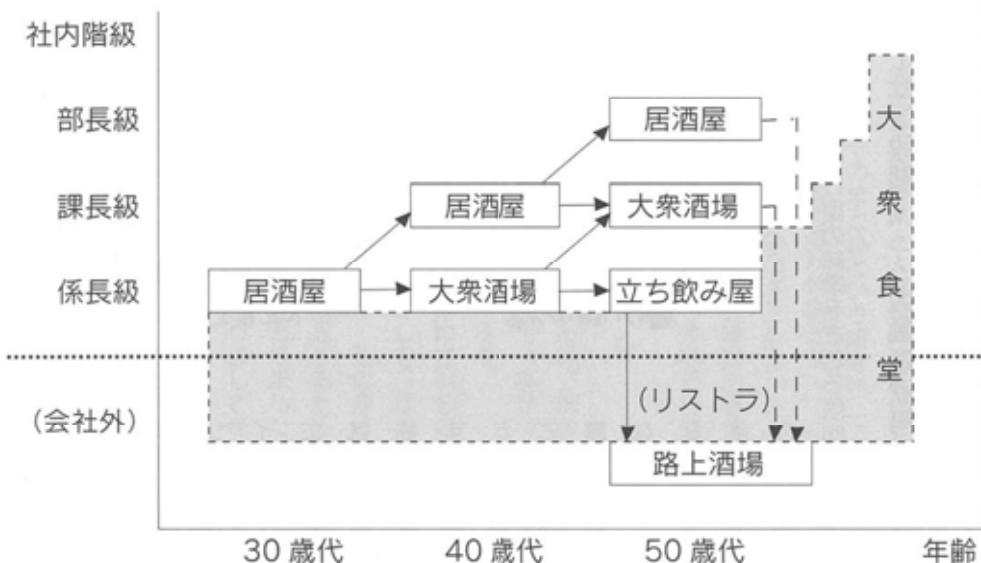


表1 使用金額階層別にみた酒場分類

酒場分類	1回あたり 平均 使用金額	利 用 事 例			備 考
		酒 類	肴 類	合計	
(銘酒) 居酒屋	2,500円 以上	生ビール @600円 冷酒 @600円×2	お通し ごこり @500円 マグロ刺身 @800円	3,500円	◎会計不明瞭(根拠不明)の場合が多い。 ◎明瞭会計の場合は外税が多い。
大衆酒場	1,500～ 2,500円	ホッピー 300円×2 ウーロンハイ 250円	マグロブツ 300円 厚揚げ 300円 ボテトサラダ 200円	1,650円	
立ち飲み屋	500～ 1,500円	チューハイ 180円×3	煮込み 160円 ワインいため 160円お から 120円	980円	◎会計は代金引換
路上酒場	500円 未満	200ml パック酒 95円×3	乾物セット 188円	税込 497円	◎未利用資源再利用、拾得物利用もあり。
大衆食堂	1,000～ 1,500円	ビール大瓶 500円	アジフライ定食 700円	1,200円	

注)「おでん」、「焼き鳥」等の専門料理型酒場を除く。

年功序列によつて同期はほぼ同時に係長になりました。そろそろ自分だけの「行きつけの店」が欲しくなります。一人で酒場に入る時は、最初はなかなか決断が必要なので、店内の様子がわかりやすいため比較的入りやすい焼鳥屋などにしますが、店主が威張つてゐるし、スーツに匂いがつくし、おまけに尿酸値まで上がるしと口クな」とあります。そこで次に、「シフくて粹な大人」

ぶるために、新鮮な魚介類と日本酒の種類の多そうで、かつ敷居の高くなさそうな居酒屋へと足を向けるようになります。

● 四〇歳代

課長級の場合：

彼を含めた同期の半分弱が課長に昇進しました。人生は順調です。自分は能力があるので当然であると思つています。それにひきかえ、近頃の若い奴はなつていなとい思います。最近、魚のうまい店を見つけました。日本酒の銘柄も結構覚えました。でも、漬物が既製品であることや酒の原料に醸造用アルコールが入つてゐることは全然気になりません。

係長級の場合：

同期のトップより昇進が三年遅れています。つい最近までは、結構焦つていました。家業を継いで錢湯を経営してゐる同級生に連れられて大衆酒場に通つようになつてから、これでもいいのか

など思えるようになつてきました。とにかく、気持ちが落ち着くんです。でも現実は、子供の教育費が嵩んで小遣いを減らされたり、社内では後輩に追い抜かされたりと辛いことばかりです。

● 五〇歳代

部長級の場合：

同期で部長になつたのは他のどじんの「人だけです。彼はそのうちの一人です。もう一人は彼よりもずっとレベルの低い大学出身ですが、人つきあいがうまく役員ウケがいいのが気に入ります。仕事の実力は俺の方がずっと上だ」と彼は思い続けています。でも、銘酒居酒屋に通つ眼鏡、社内生存競争を戦い続けます。彼にとつて、銘酒居酒屋が明日への闘志を再生産させる場所なのです。明日は役員と「フルフです。早めに我が家へ帰つて準備をしましょ。

課長級の場合：

部長になれなかつた先輩達の半数以上は、片道切符を持つて子会社へと出向していきました。途中で人身事故を起こして東西線を一時間ほどストップさせた者もいます。次は自分の順番でしょうか。子供が大学を卒業するまでの、あと何年間は子会社にしがみついてでも生きていかなければなりません。

そんな彼には、大衆酒場が世界で唯一心の安らぐ場所なのです。たるものとなり、もう一杯飲めるだけの小遣いが欲しいと思つて

食品会社・営業第三部
主任(50)

3 立ち飲み屋

・好きな酒：焼酎 がやわり
(イイパンせい)



昨日は
わが身だ...。

- ・リストラにあがめる日々が続く。
- ・とにかく家にやりたくない。
(でもお金がない……)
- ・野球シーズンが終ると
店にねがる理由がなくなる。
- ・本当ならば座って飲みたい。
(ヒサハッタスイ…)

います。

係長級の場合：

年々会社での居心地が悪くなります。朝のラッシュの時から帰りの寄り道のことを考えています。でも、自分の経済力で行ける酒場は選択するまでもなく立ち飲み屋だけです。ものはや、酒場は労働力を再生産する場ではなく、現実を逃避するだけの場所になってしまっています。昼間から路上で酒を飲んでいる人が羨ましいです。今、人事部から呼び出されました。ついに……。

▼ 酒場利用の分岐点

わい、じつになつても脳きつた方はいいとして、オトーサンが、それもホワイトカラーのオトーサンが立ち飲み屋に行くよう

になつたら要注意です。路上酒場へと行く可能性が高くなります。前島で指摘したように、立ち飲み屋は安く早く酔うための手段としての要素が強いので、通いつめると自宅でさえなればどこでも良いと思うようになります。酒場である必要が無くなるのです。自尊心を失った行動は、勤労から脱落し、家族を遠ざけ、財産を失い、己も崩壊するというような悪循環のサイクルに墮ちていく危険性を有しています。

筆者が提案したいのは、大衆食堂の酒場としての利用です。

大衆食堂の雰囲気は、大衆酒場と同様に、混んでいても空いていても、独特の安心感があります。そして、料理のメインである定食は、①主役となるおかず（例えばアジフライ）、②おかずをひきたてる副菜（キャベツ千切り、トマト、ボテトサラダ）、③気分転換になる小皿（ヒジキ煮）、④漬物、⑤みそ汁、⑥ごはん、といふように役者とその配役がそれぞれしつかりしています。しかもチーン店はない、手作りの味です。瓶ビール（サッポロ赤ラベルが好き）とともに定食を食べることによって、栄養面でバランスが良く、酒の量も増えず、価格も安くすむというよいにくいことづくめになります。大衆食堂こそ、まさに、オトーサンのためのセーフティーネットなのです。

ビールのコップを片手に、カウンターの上のテレビのナ�이터

中継で阪神タイガースのめつたにない快進撃をながめつつ、「俺の人生だつて、まだ終わつていない」と自分に言い聞かせることにしましよう。この原稿が印刷される頃には阪神は終わつてしまつていて、毎年の定位戦に戻つてゐるかもしませんが……。

さあ、大衆食堂に行きましょう。そして、我が家に帰りましょう。これが眞実です。

そんななかでも、オトーサンに連れられた子供が何人かいて、同級生に会つたりすると、「まあまあ、一杯。」「あつ、ビーモドモ。」とかいながら、果汁の入つていないオレンジジュース（リボンシートロン）の瓶を傾けて大人の真似をしたものでした。昭和の子供達にとって、酒場というのは、銭湯などとは違つた意味で大人の世界を体験する重要な装置だったのです。

なお、筆者が父親に連れられていつたこの焼鳥屋は、確か第二次オイルショックの頃に新築・移転して規模拡大し、昭和が終わる頃には現代風居酒屋になり、何年か前に閉店したようです。

つづく時代は移り変わるものです。ついで、とてもオトーサンがお酒を飲める雰囲気ではあります。

おわりに

さて、みなさまは初めて酒場に行つたのはいつの頃でしょうか。

筆者の場合は、小学校低学年でした。わざわざ父親に連れられてのことです。繁華街のはずれにある薄汚い焼鳥屋で、いつも炭火の煙が店の前の狭い一步通行路に充満しており、店内はくたびれたオトーサンたちでいっぱいでした。

そんななかでも、オトーサンに連れられた子供が何人かいて、同級生に会つたりすると、「まあまあ、一杯。」「あつ、ビーモドモ。」とかいながら、果汁の入つていないオレンジジュース（リボンシートロン）の瓶を傾けて大人の真似をしたものでした。昭和の子供達にとって、酒場というのは、銭湯などとは違つた意味で大人の世界を体験する重要な装置だったのです。

フリーター？(50)

- ・吉田拓郎にあこがれて
18歳じよ上ま。
- ・国鉄・中央線沿線ご音楽活動をしていましたが、算が出なかった。
- ・ずっと土木作業員と一緒に生活してきましたが、不況ご家賃が払えなくなりました。
- ・まだ、音楽ご飯を食う夢を捨てきらう。

④ 路上酒場

・好きな酒：ワンカツ♪



うーうー。
味わい深い
人生だ……

いぢいち
泣くな！

都市においてすり、大衆食堂があるのは学生街である北海道大学周辺くら

いで、とてもオトーサンがお酒を飲める雰囲気ではありませ

がんばれ北海道のオトーサン！（PART II）

【役員名簿】

氏名	理事・監事	所屬
西村 博司	理事長	
山口 義弘	副理事長	北海道農業協同組合中央会 副会長
太田原高昭	研究所長	北海学園大学経済学部 教授 北海道大学名誉教授
宮田 義行	専務理事	
黒澤不二男	常務理事	研究担当
鈴木 隆	常務理事	総務担当
黒河 功	理事	北海道大学大学院農学研究科 教授
岩崎 徹	理事	札幌大学経済学部 教授
紺野 勝榮	理事	北海道信用農業協同組合連合会 経営管理委員会副会長
奥村 幸一	理事	ホクレン農業協同組合連合会 代表理事副会長
小山 勇吉	理事	北海道厚生農業協同組合連合会 代表理事副会長
奥成 泰之	理事	全国共済農業協同組合連合会 北海道本部 本部長
加賀谷 強	理事	北海道町村会 常任理事
武田 善行	理事	財団法人 北海道農業開発公社 理事長
山田 定市	理事	生活協同組合コープさっぽろ 会長理事
松本 敏夫	理事	農林漁業金融公庫 北海道支店 長
鈴村 盛雄	理事	農林中央金庫 札幌支店長
工藤 俊介	理事	全国農業協同組合連合会 札幌支所長
平林 利夫	代表監事	北海道農業共済組合連合会 会長理事
有塚 利宣	監事	帯広市川西農業協同組合 代 表理事組合長

新しい役員体制が発足

五月二〇日の第十三回通常総会で任期満了とともになう役員改選と五月三一日開催の理事会で役職の互選が行われました。理事長に西村博司氏、副理事長に山口義弘氏、専務理事に宮田義行氏、常務理事に黒澤不二男氏、代表監事に平林利夫氏がそれぞれ再任されるとともに、七戸長生所長は退任され、新しい所長に太田原高昭氏が就任されました。また、鈴木隆氏が常務理事に新任されました。新しい役員体制は次のとおり。

掲示板

出版助成のご案内

▽募集対象 当研究所の協力研究員
▽助成対象 地域に根ざした実践的な研究成果の出版費用の一部とする

▽助成金額 審査の結果、対象者には出版物の製作費用の一分为一（百万円を上限）を助成

所定の様式の申請書および出版計画書に出版原稿を添えて提出のこと

▽募集期間 平成十五年九月末日迄とする

▽選考結果 十月末日迄に本人に通知する

▽提出先 〒〇六〇-一〇〇四

札幌市中央区北四条西七丁目一番地
北海道厚生連別館五階

社団法人 北海道地域農業研究所
「自由貿易協定」（F-T-A）について意見交換をするなど有意義な機会となつた。

イスラエル公使

研究者との交流を目的に来訪

平成十五年六月四日（水）

イスラエル農業の紹介と北海道の農業研究者との交流を目的に、ノア・シャニー氏（同国駐日大使館経済公使）とサミニュエル・ガルティ氏（灌漑システム・コンサルタント）が当研究所を訪問した。

約二時間、イスラエル産業と同国の得意な分野である灌漑農業など理解を深めることもに、話題となつている「自由貿易協定」（F-T-A）について意見交換をするなど有意義な機会となつた。

編集後記

台風一週、初夏の清々しい一時、北農研センターのグラウンドで機関対抗ソフトボール大会がありました。札幌近郊の農業経済研究者が集い、三〇数年続いた伝統あるイベントです。今年は、北大大学院MASTERチームが決勝戦で昨年優勝の酪農学園大（吉野）チームを破り、見事優勝しました。

私は応援参加でしたが、白熱しました。

DATA FILE

関連事項/ DATA

米内山農村研究所

〒 073-0044
滝川市西町 2-7-25
☎ 0125(24)6555

北海道東海大学国際文化学部

〒 005-0825
札幌市南区南沢 5 条 1-1-1
☎ 011(571)5111

酪農学園大学酪農学部

〒 069-8501
江別市文京台緑町 582
☎ 011(386)1111

（社）北海道地域農業研究所

〒 060-0004
札幌市中央区北 4 条西 7 丁目 1
☎ 011(281)2566
E-mail : kaihou@chiikinouken.or.jp
HP : <http://www.chiikinouken.or.jp>

が空っぽにならぬほどの楽しさ、縁に囲まれたグラウンド環境は良い空気や光で私を満たしてくれ、心身ともにリフレッシュ出来ました。「モンマイ、どんまい」と珍プレーの度にチームメイトからかけられた。札幌近郊の農業経済研究者が交うなかで、モンゴルからの留学生バトウールさんが、独創的な構えからヒットを量産し、優勝に貢献してMVPを選ばれました。（こ

んな子供のゲームを大人はしない。モンゴルの大人は相手を倒すことに執念を燃やし、協同の心は

少ない、育て難い」と語ったにもかかわらず、彼は見事なチームプレイを見せてくれました。大会後の懇親会は、羊ヶ丘展望台のレストランでした。十数年ぶりに羊ヶ丘展望台に登り、その変わりを失いたくないと強く感じさせられた。これが「羊ヶ丘効果」でしょうか。そうであるなり、

ラーキ博士の銅像はともかく、石原裕次郎の「恋の町札幌」の歌碑があることに違和感を覚えるのは、私だけでしょうか。

次に市内を眺めています最初に飛び込んでくるものは札幌ドームです。その異様な巨大さを改めて実感しました。遠くに見える町並み

と対比して、目前に広がる煙や林そして羊たちから受け取った安らぎやゆったり感は、これ以上これらを失いたくないと強く感じさせるものでした。これが「羊ヶ丘効果」でしょうか。そうであるなり、観光客が喜ぶ数々の施設に目を瞑ることも致し方無いのでしよう。

道外出身の大学院生の「羊の肉はなせ丸いのか」との質問に、「君らは質よりも量を求める」からと応える。「価値観の違いが真理を見誤る」とのキツイお言葉は別として、観光客に輸入品であるマトンロールの冷凍品をスライスして提供し、マシな食べ方として肉をモヤシや野菜の上に乗せて蒸し焼きにゅるり」とを薦めるのはいかがでしょうか。「北海道のジンギスカンの雰囲気は好きだけれどもう一度食べたいとは思わない、美味しくないよ。」こんな言葉を聞かないよう、本当の北海道を味わつてもう工夫がこれからは必要なのではと痛感しました。（奈良孝二）

稔りある大地とともに

エーコープ
くみあい 高度化成肥料

くみあい 粒状配合（BB）肥料



ホクレン肥料株式会社

代表取締役社長 富井 淳

札幌市中央区北4条西1丁目1番地（北農ビル18F）

TEL 代表 (011) 222-2444
FAX (011) 232-3597

FE
e-Front runners

豊かな地球社会のために——
ソリューションとサービスで
お応えします。

富士電機は、地球環境の保護に役立つ新技術の開発に取り組んでいます。

その成果は、おいしい水づくりや川や海を汚さない水処理システムに、大気の監視や空気をきれいにすることに、新エネルギーの活用、省エネルギーの推進などに活かされています。

そして最新のIT(情報技術)を結集して、社会や企業の信頼できるパートナーとして、お客様に最適なソリューションとサービスでお応えします。



富士電機

富士電機株式会社 <http://www.fujielectric.co.jp>
北海道支社 〒060-0042 札幌市中央区大通西4-1 (道銀ビル) TEL. 011-261-7231

「農地保有合理化事業」が、 明日の北海道農業を支えます。

「農地保有合理化事業」とは、農用地などの買入れ、売渡、借入れ貸し付けを行うことです。

●詳しい資料・ご相談は



財團
法人
北海道農業開発公社
〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目1番23 農地開発センター内
TEL 011(241) 5601 FAX 011(271) 3776

URL : <http://www.adhokkaido.or.jp>